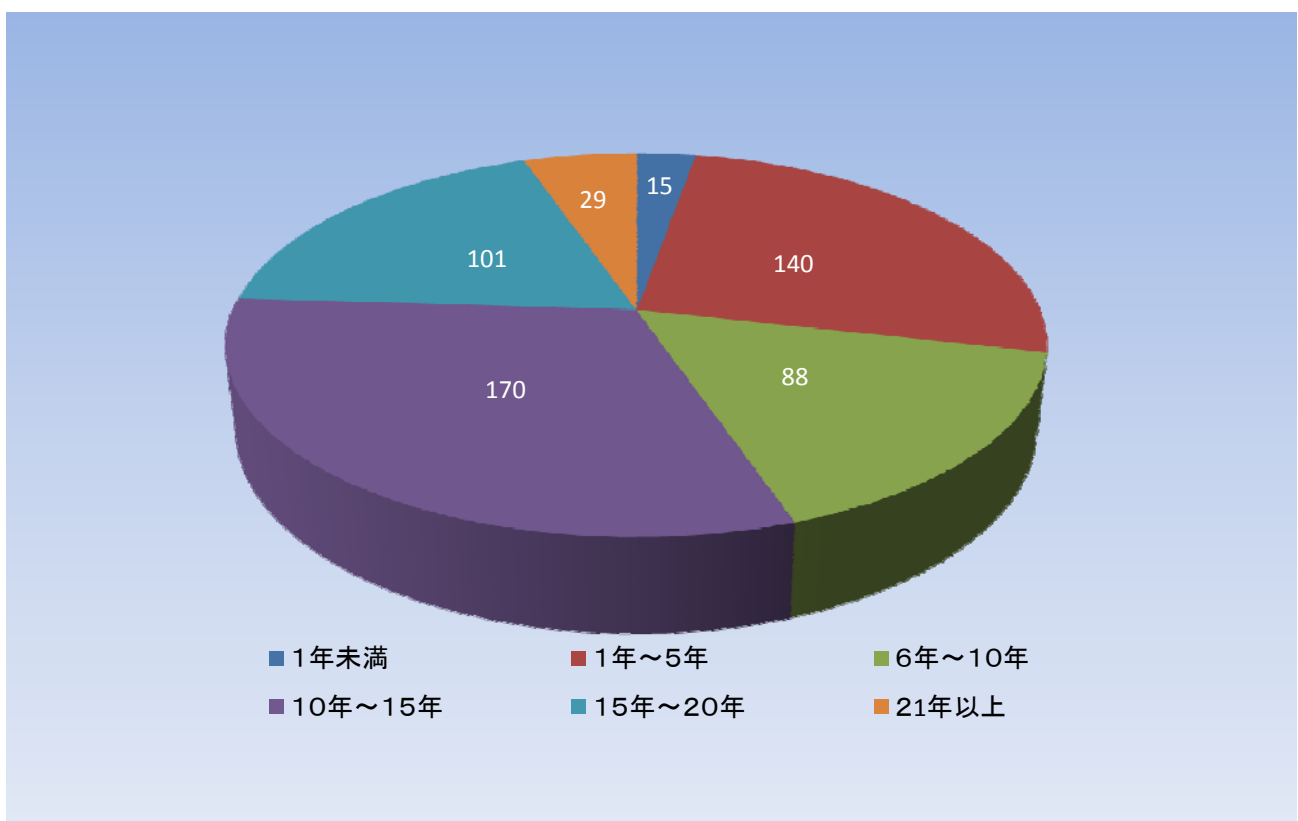
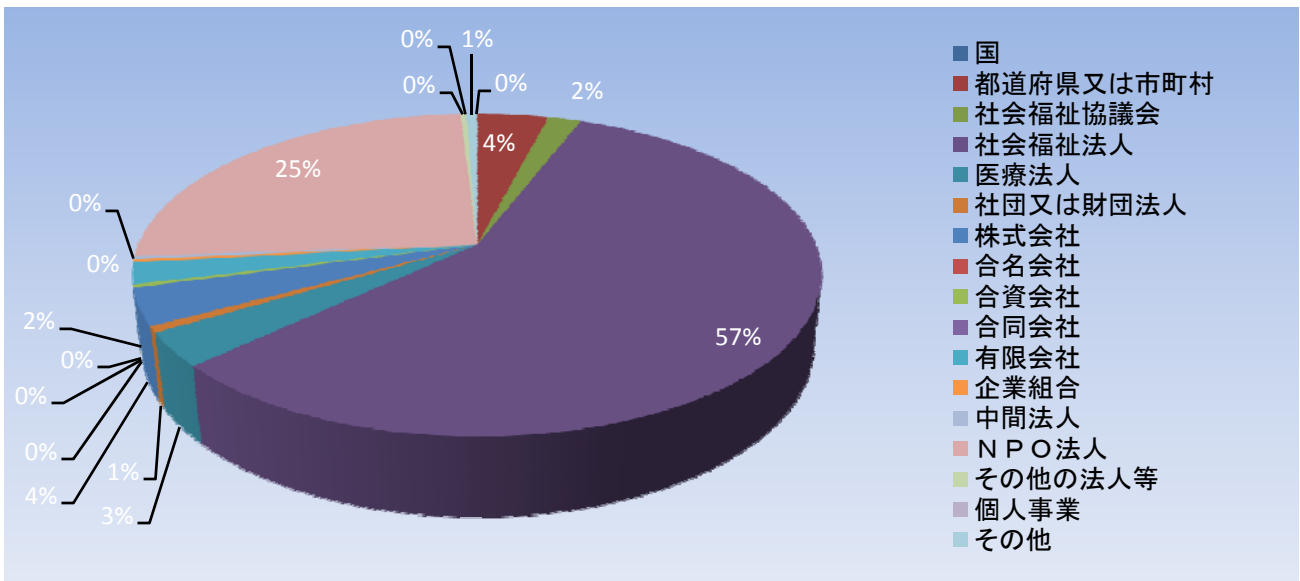


活動年数	
1年未満	15
1年～5年	140
6年～10年	88
10年～15年	170
15年～20年	101
21年以上	29
平均	8.4



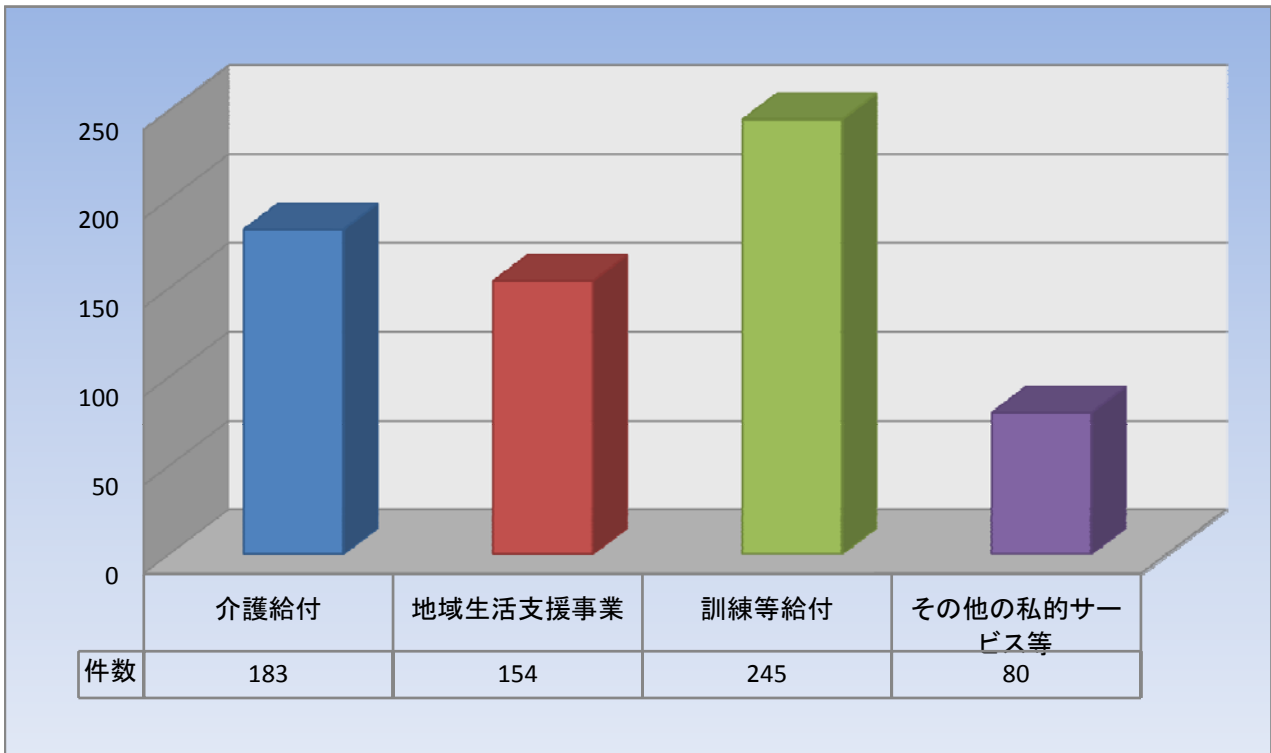
経営主体に該当するものを選択して下さい

国	0
都道府県又は市町村	13
社会福祉協議会	6
社会福祉法人	186
医療法人	11
社団又は財団法人	2
株式会社	12
合名会社	0
合資会社	1
合同会社	0
有限会社	7
企業組合	1
中間法人	1
NPO法人	82
その他の法人等	1
個人事業	0
その他	2
総計	325



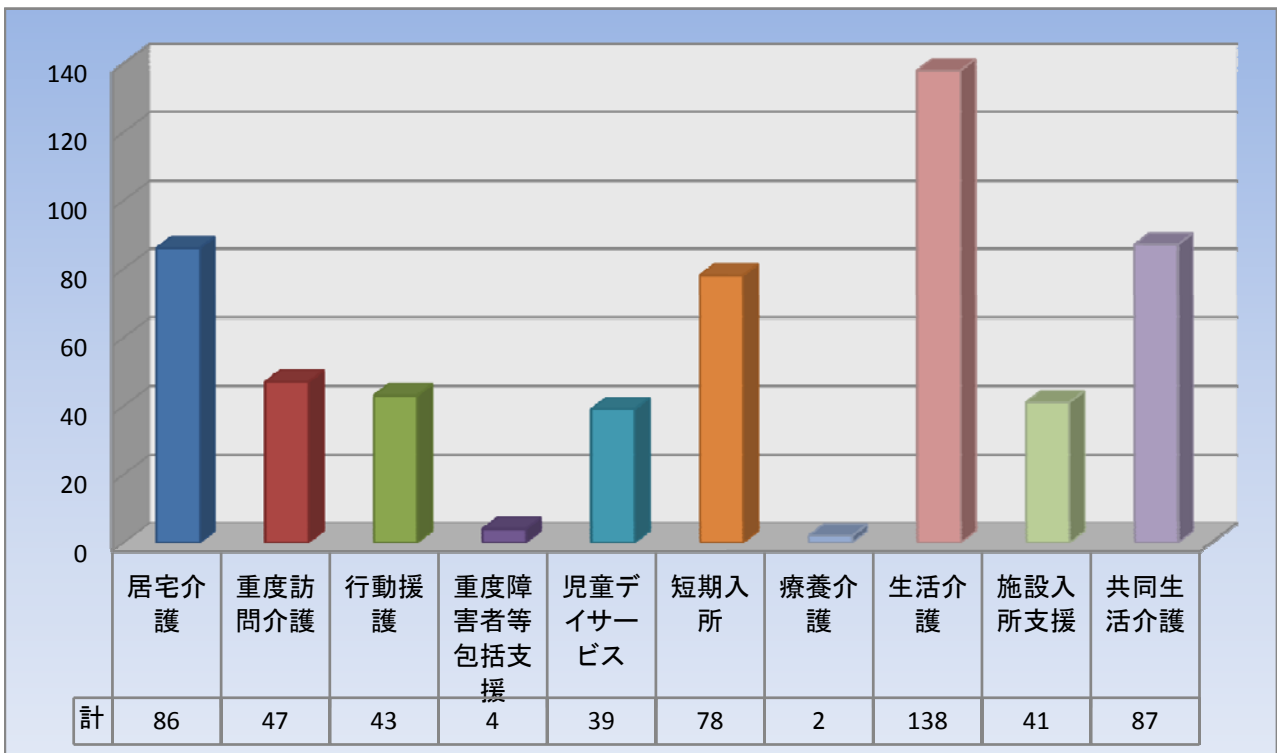
同一の法人又は団体で実施している事業がありましたら全て選択してください

介護給付	183
地域生活支援事業	154
訓練等給付	245
その他の私的サービス等	80
総計	662



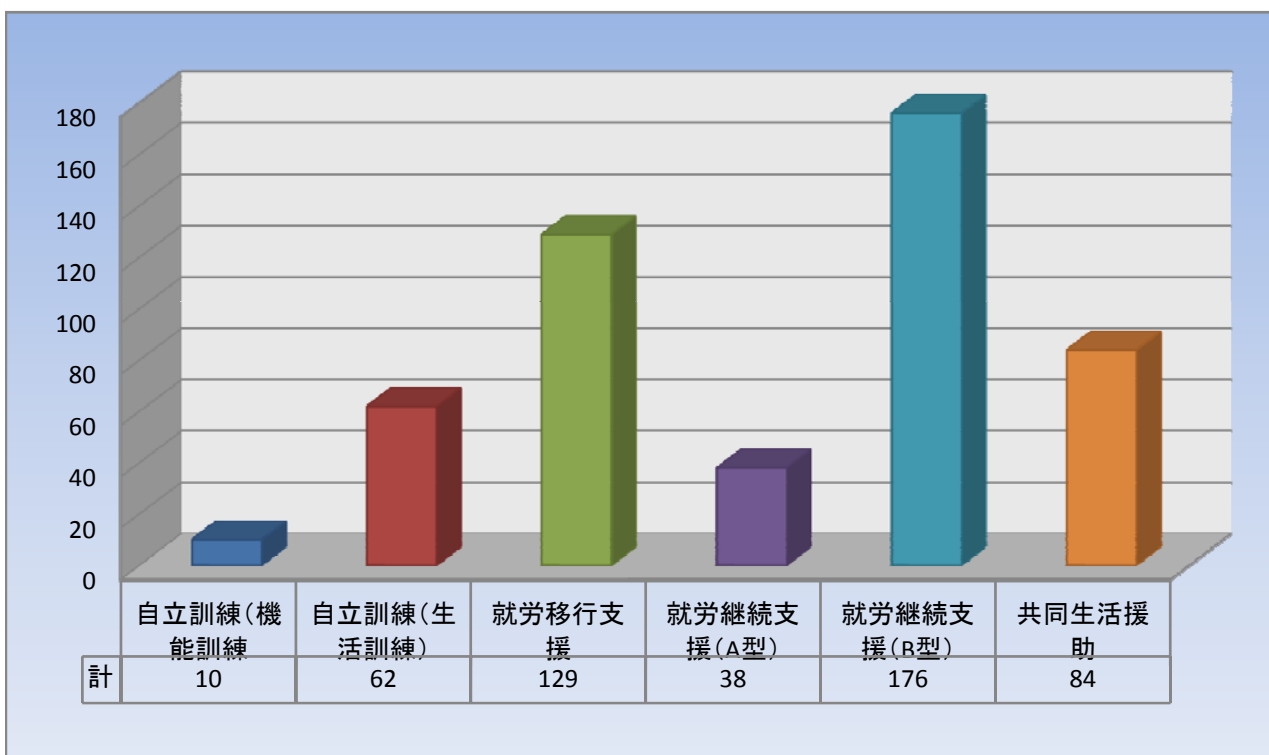
介護給付で実施している事業がありましたら全て選択してください

居宅介護	86
重度訪問介護	47
行動援護	43
重度障害者等包括支援	4
児童デイサービス	39
短期入所	78
療養介護	2
生活介護	138
施設入所支援	41
共同生活介護	87
総計	565



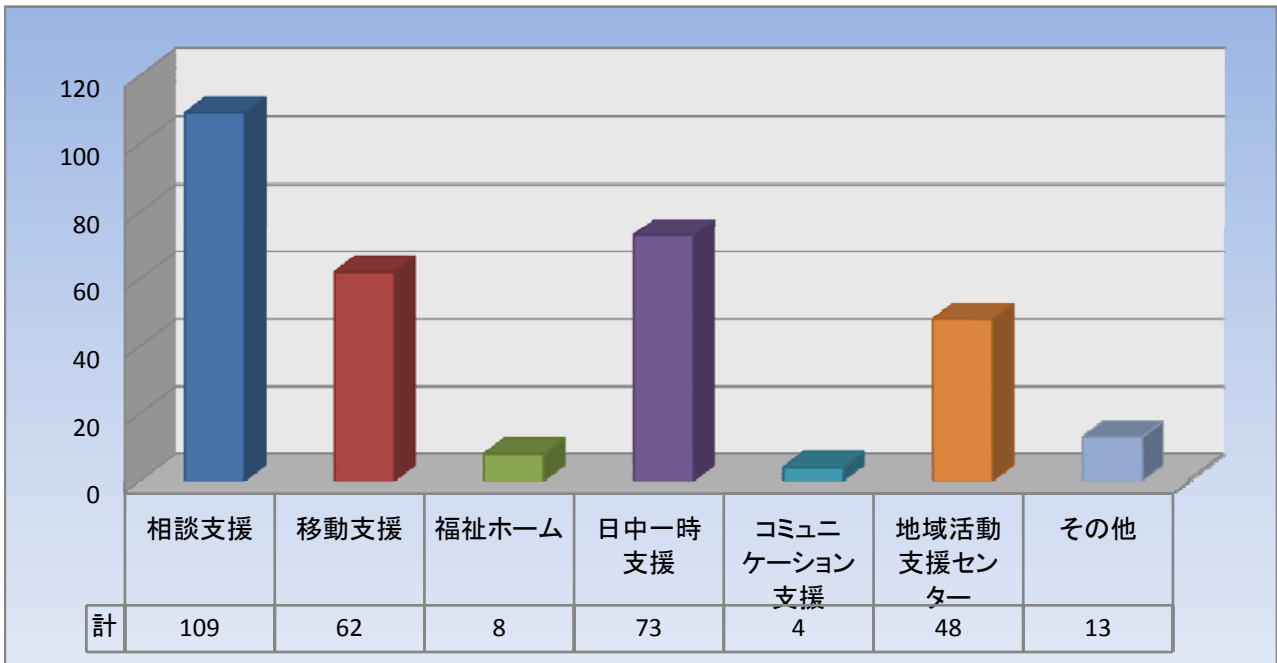
訓練等給付で実施している事業がありましたら全て選択してください

自立訓練(機能訓練)	10
自立訓練(生活訓練)	62
就労移行支援	129
就労継続支援(A型)	38
就労継続支援(B型)	176
共同生活援助	84
総計	499



地域生活支援事業で実施している事業がありましたら全て選択してください

相談支援	109
移動支援	62
福祉ホーム	8
日中一時支援	73
コミュニケーション支援	4
地域活動支援センター	48
その他	13
総計	317



地域生活支援事業で実施している事業で地域活動支援センターを選択した方にお聞きます。それは何型ですか？

I型	25
II型	13
III型	8
IV型	2
総計	48

地域生活支援事業で実施している事業でその他を選択した方にお聞きます。どのような事業ですか？

発達障害者の(手帳を持っていない)方の生活支援

ピアサポート支援事業 地域移行支援事業 社会復帰支援事業

精神障害者コミュニティーサロン事業

法人独自に行なっている事業として 専門職派遣事業ということで、地域の保健センターと連携し、保育士やPT、STの派遣をし療育相談等へ協力をしている。また、発達障がい児への支援として、学習塾という形で学習の面やソーシャルスキルトレーニングを行なっていける形での学習塾を11月より開始している。

施設入浴 移動支援

福祉有償運送を3市町村で展開している

小規模通所授産施設

障害児の放課後や長期休み、緊急時に一時的に預かる事業→ 長野市障害児自立サポート事業

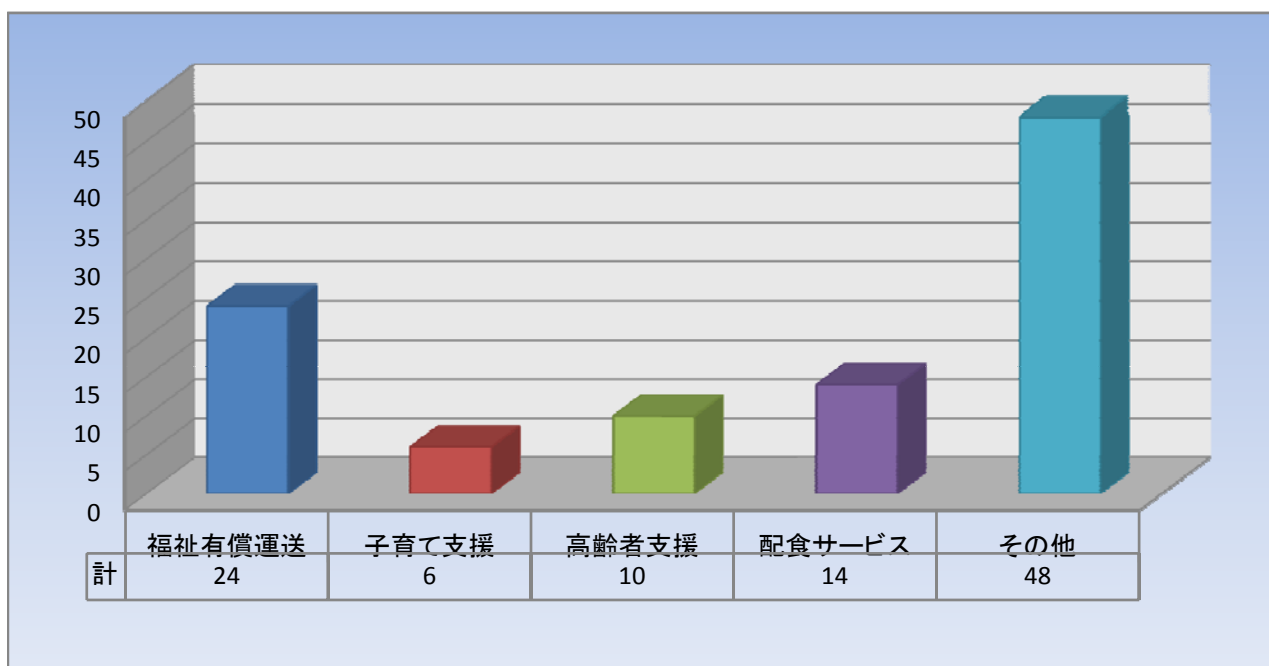
地方自治体単独の就労支援事業

共同作業所(精神障害者主体)

旧福祉作業所で、知的しょうがいを持つ方々の日中活動の場です。おもに作業中心で受注作業をしています。

その他の私的サービス等で実施している事業がありましたら、全て選択してください。

福祉有償運送	24
子育て支援	6
高齢者支援	10
配食サービス	14
その他	48
総計	102



その他の私的サービス等でその他を選択した方にお聞きます。どのようなサービスですか？
具体的にお書き下さい

障害福祉サービスや地域生活支援事業の日中一時支援事業のサービス提供時間以外でのお預かりをしています。またご本人の兄弟姉妹も一緒にお預かりしています。

タイムケア

レスパイトサービス他

選択項目がありませんでしたので、その他に記載いたします。併設施設に旧法「通所授産施設」があり、新体系への移行を検討しているところです。行政からは、H23年度まで移行を検討するよう指導を頂いております。

レスパイト事業

市としては、旧法施設の通所更生施設等を実施しているが、障害者地域生活支援センターでは、特にしていない。

入浴、給食、送迎

宿泊訓練

社会適応訓練

給付対象外であったり、支給量を超えるケースへの任意有料サービス。また、障害の有無に関わらず提供もしている。

支援センター今津(公益事業)制度外の支援及び国際交流事業

一時預かり

知的障害、発達障害児者に対するの診療等・発達障害児者(特に学齢後期)と学校への心理職・ソーシャルワーカーの派遣等

障害児学童保育支援事業

障がい者自立生活センター

札幌市の助成を受けて、地域共同作業所(1か所)を運営している。

レスパイトサービス

余暇支援活動(イベント・クラブ等)、レスパイト

障害者雇用事業

体験宿泊

身体障がい者の通所の福祉作業所です。

パーソナルサービス(時間制)～家事・掃除・配食等の制度外サービス

ヘルパーの利用ができない方へのタイムサービス

私費によるケアサービスの提供

精神障がい者小規模授産、相談支援事業所、地域活動支援センター、ホームヘルプ事業

タイムケアなどのレスパイと事業

発達障害児・者の療育支援サービス

介護保険・訪問介護、介護保険・訪問看護、介護保険・居宅介護支援、介護保険・通所介護、介護保険・福祉用具貸与、介護保険・福祉用具販売、介護保険・住宅改修、介護用品販売

ショートステイ

24時間介護者休息援助レスパイト事業

宿泊訓練を民家を借りて実施しています。

レスパイトサービス

音楽療法

障害児タイムケアモデル事業(川崎市委託事業)

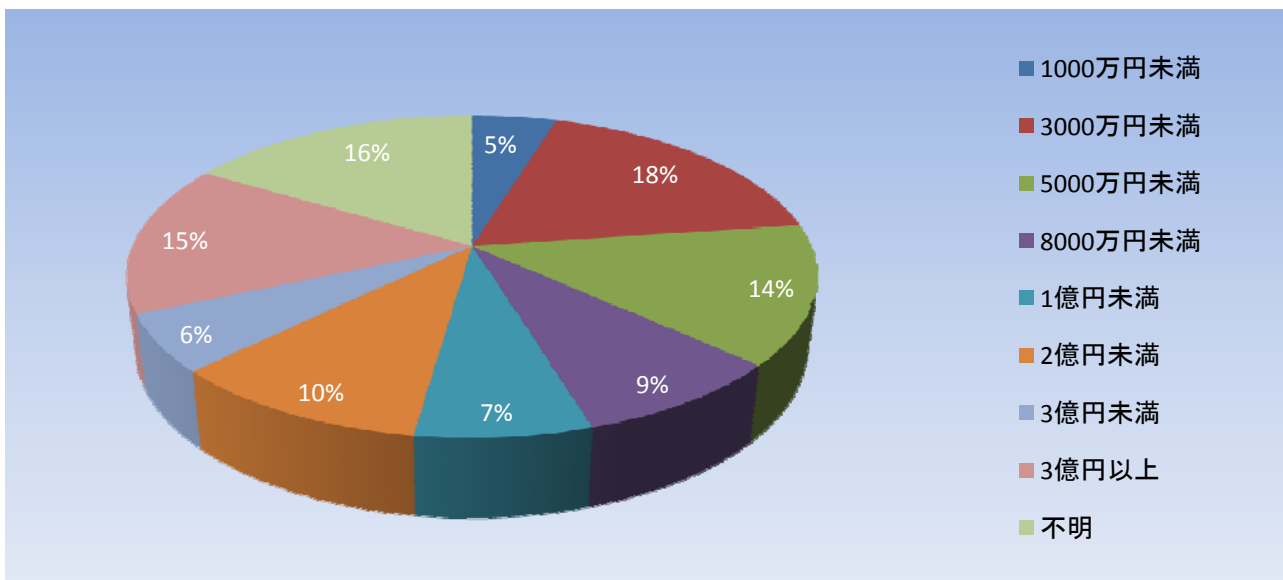
生活支援センター

障がい者レスパイト事業・・・日中一時見守り、送迎や宿泊など

レスパイトサービス

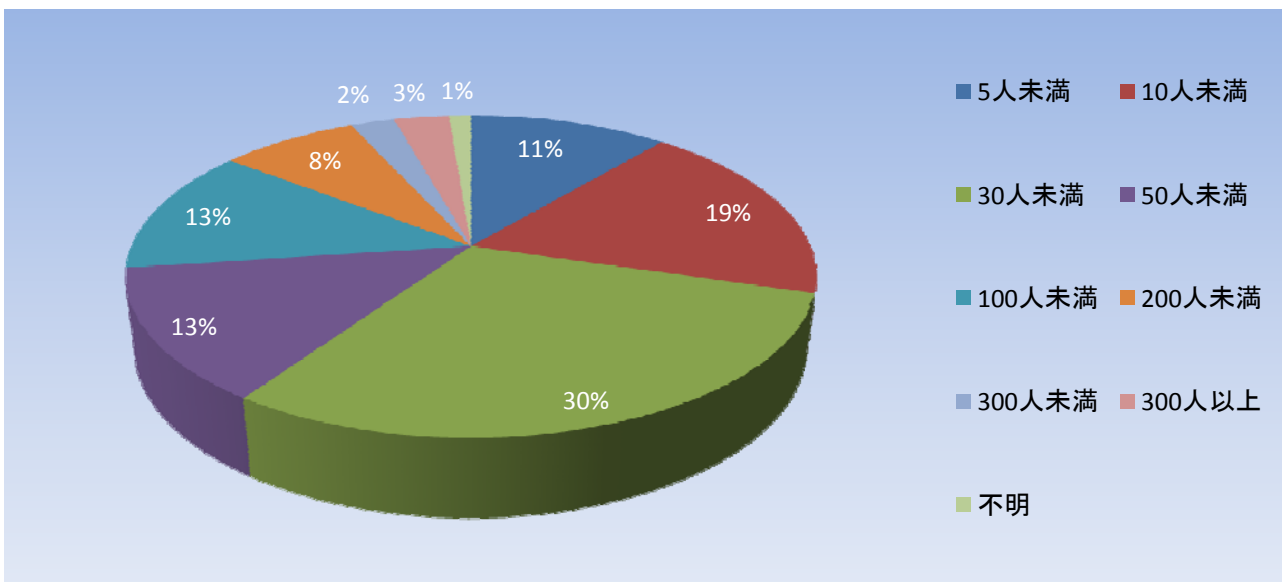
法人又は団体の年間予算規模はおおよそいくらですか？

1000万円未満	15
3000万円未満	57
5000万円未満	44
8000万円未満	27
1億円未満	22
2億円未満	33
3億円未満	18
3億円以上	48
不明	52
総計	316



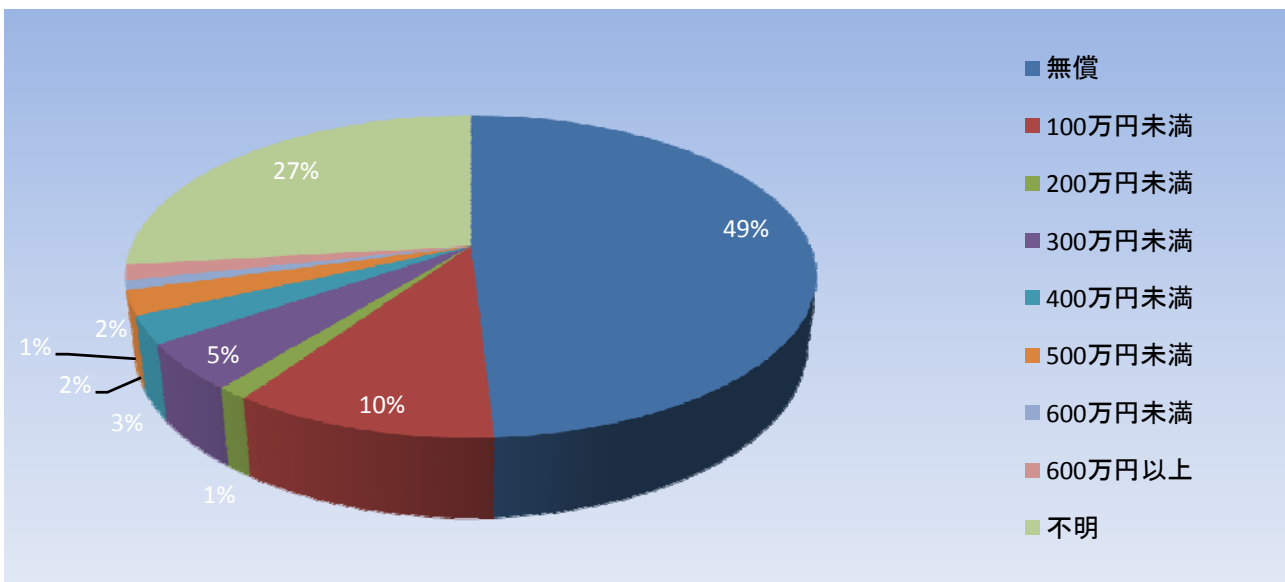
従業員数に該当するものを選択して下さい

5人未満	36
10人未満	60
30人未満	97
50人未満	43
100人未満	41
200人未満	25
300人未満	8
300人以上	10
不明	4
総計	324



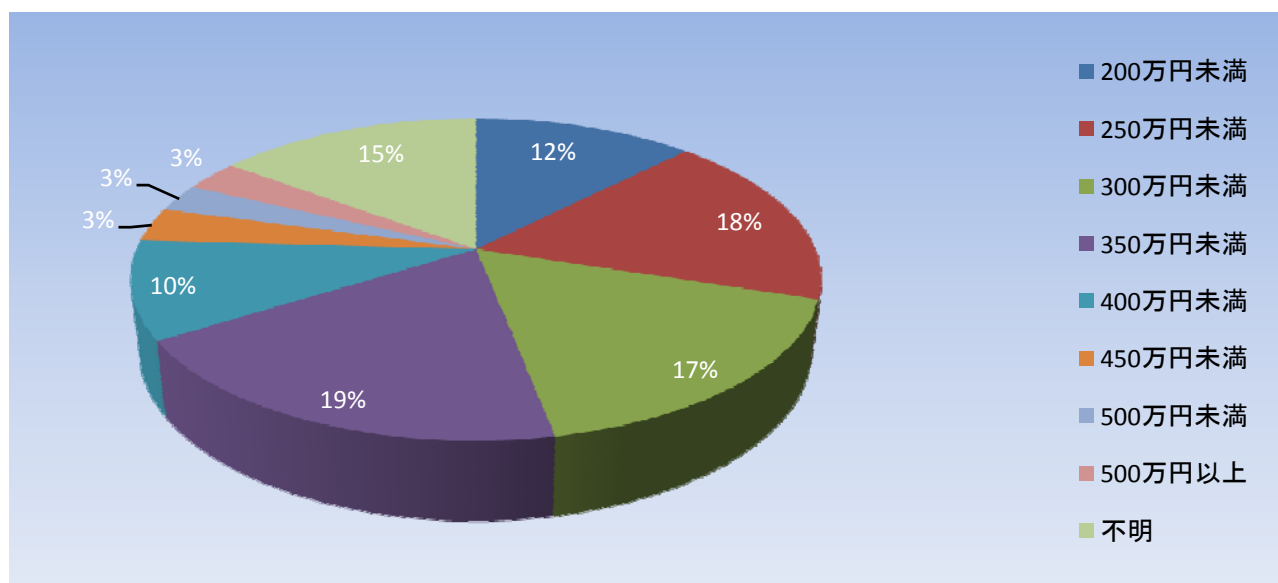
役員・理事の平均報酬はおおよそいくらですか？

無償	159
100万円未満	34
200万円未満	4
300万円未満	15
400万円未満	9
500万円未満	8
600万円未満	3
600万円以上	5
不明	87
総計	324



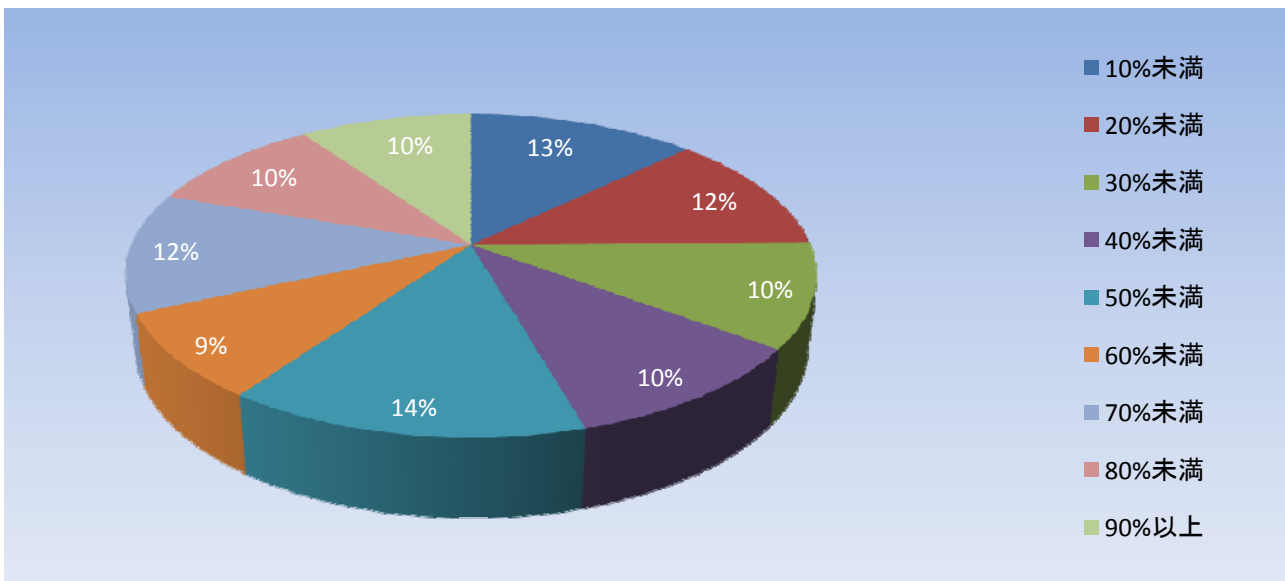
従業員(常勤)の平均報酬はおおよそいくらですか？

200万円未満	40
250万円未満	57
300万円未満	55
350万円未満	62
400万円未満	32
450万円未満	11
500万円未満	9
500万円以上	10
不明	48
総計	324



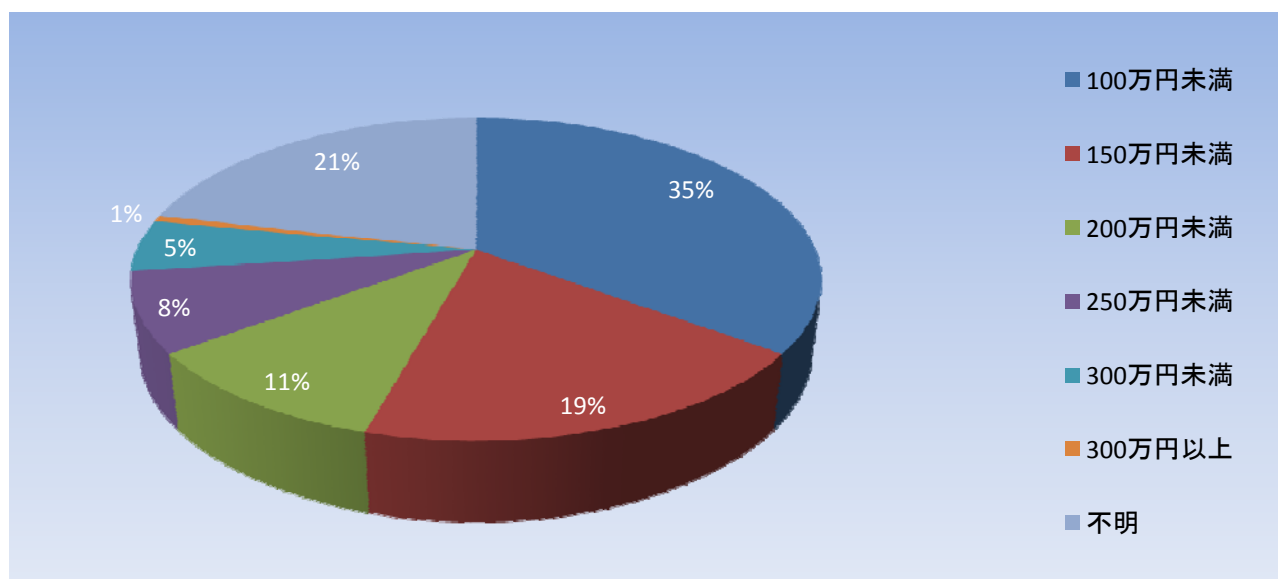
常勤職員に占める主たる生計者(主たる生計者＝家族の稼ぎ頭)の割合はおおよそどれくらいですか？

10%未満	33
20%未満	31
30%未満	27
40%未満	27
50%未満	37
60%未満	22
70%未満	31
80%未満	26
90%以上	25
不明	65
総計	324



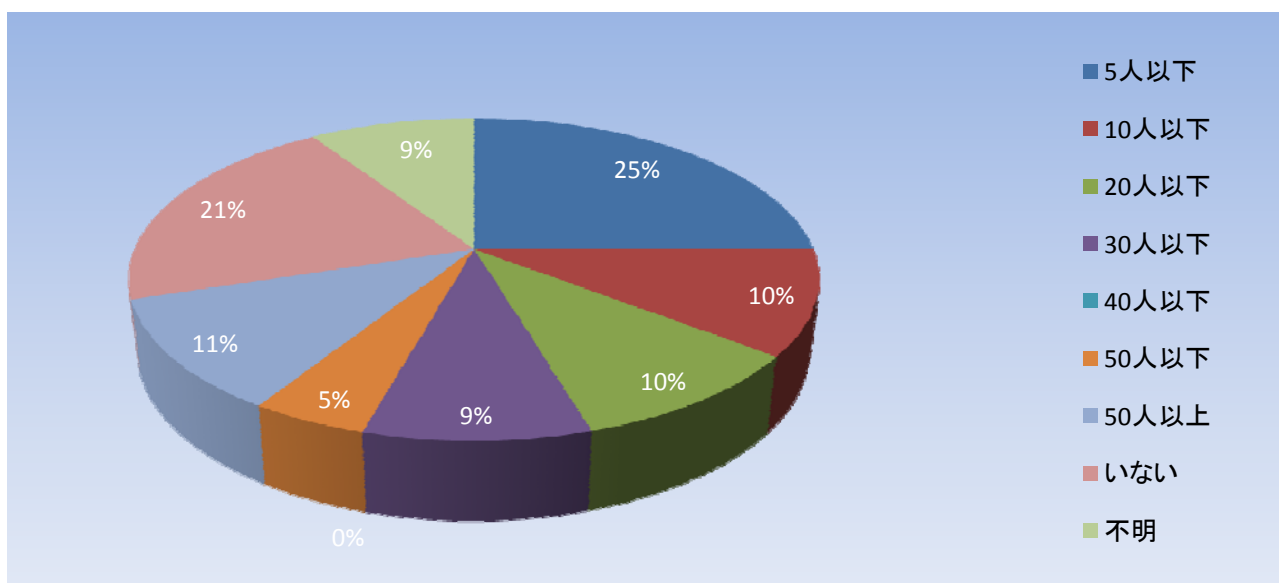
従業員(非常勤)の平均報酬はおおよそいくらですか？

100万円未満	114
150万円未満	62
200万円未満	34
250万円未満	26
300万円未満	17
300万円以上	2
不明	69
総計	324



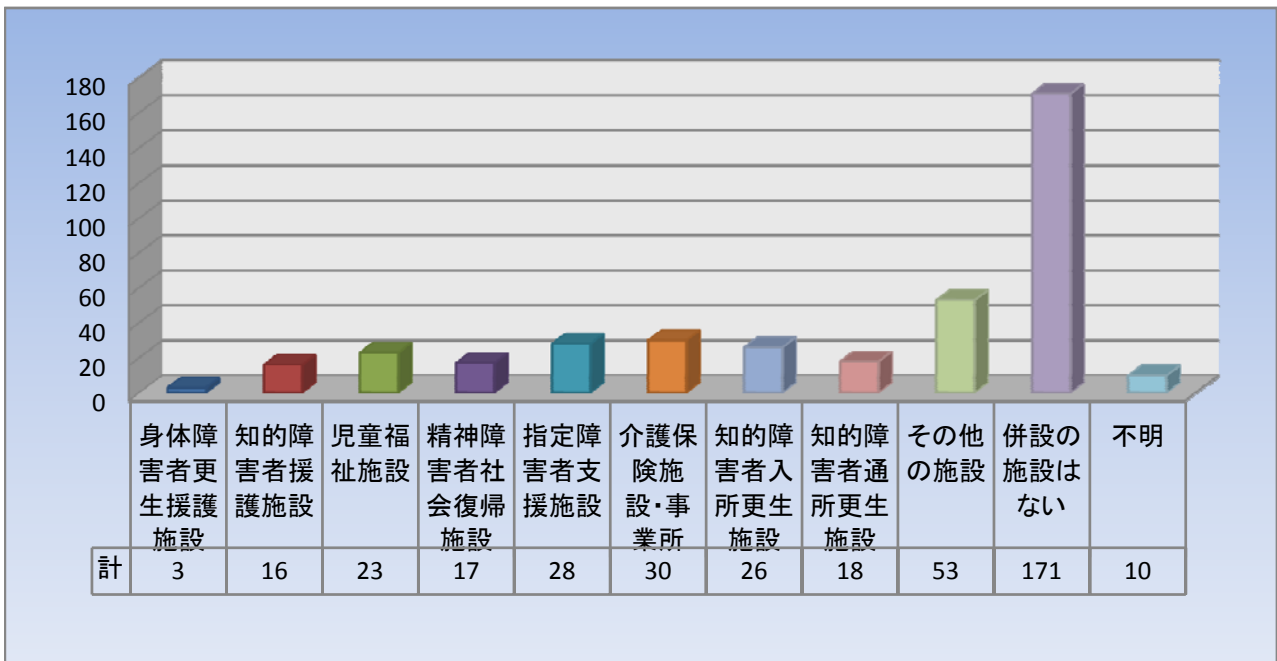
サービスを利用する発達障がい者の受け入れ人数を教えてください。

5人以下	81
10人以下	34
20人以下	32
30人以下	29
40人以下	0
50人以下	15
50人以上	36
いない	67
不明	30
総計	324



併設されている施設に該当するものがありませんでしたら教えてください(同一団体又は法人が、同一又は隣接の敷地内で運営している異なる施設)

身体障害者更生援護施設	3
知的障害者援護施設	16
児童福祉施設	23
精神障害者社会復帰施設	17
指定障害者支援施設	28
介護保険施設・事業所	30
知的障害者入所更生施設	26
知的障害者通所更生施設	18
その他の施設	53
併設の施設はない	171
不明	10
総計	395



併設されている施設でその他の施設を選択した方にお聞きします。どのような施設ですか？ 具体的にお書き下さい

精神障害者共同作業所

旧法知的障がい者通所授産施設

相談支援事業所・地域活動推進センター

居宅介護事業所 委託相談事業所

知的障害者就労移行支援事業施設

生活訓練等

地域活動支援センター、グループホーム、相談支援事業

生活介護事業 ケアホーム

地域活動支援センター

入所更生施設(児、者)通所更生施設 通所授産施設 就労移行事業所 就労継続B 地域生活支援センター 相談事業所

地域生活支援センター

武蔵野市障害者就労支援センター

精神障害者コミュニティーサロン事業

就労継続支援事業B型

難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設

介護老人福祉施設

知的障害者通所授産施設

地域療育センター 精神科デイケア 発達支援センター

発達障害者支援センター

肢体不自由児施設、医療機関(整形外科、精神科、小児科など)難聴幼児通園施設、児童相談所(障害児部門)、児童ディサービス他

精神障害者小規模作業所 地域活動支援センターⅡ型

就労移行施設・生活介護施設

居宅介護・重度訪問介護・相談事業・地域活動支援事業

グループホーム(定数8名)知的と精神対象

身体障害者療護施設

知的障害者通所授産施設 居宅介護事業所

同一建物に「生活介護」専門の単独施設を運営している。

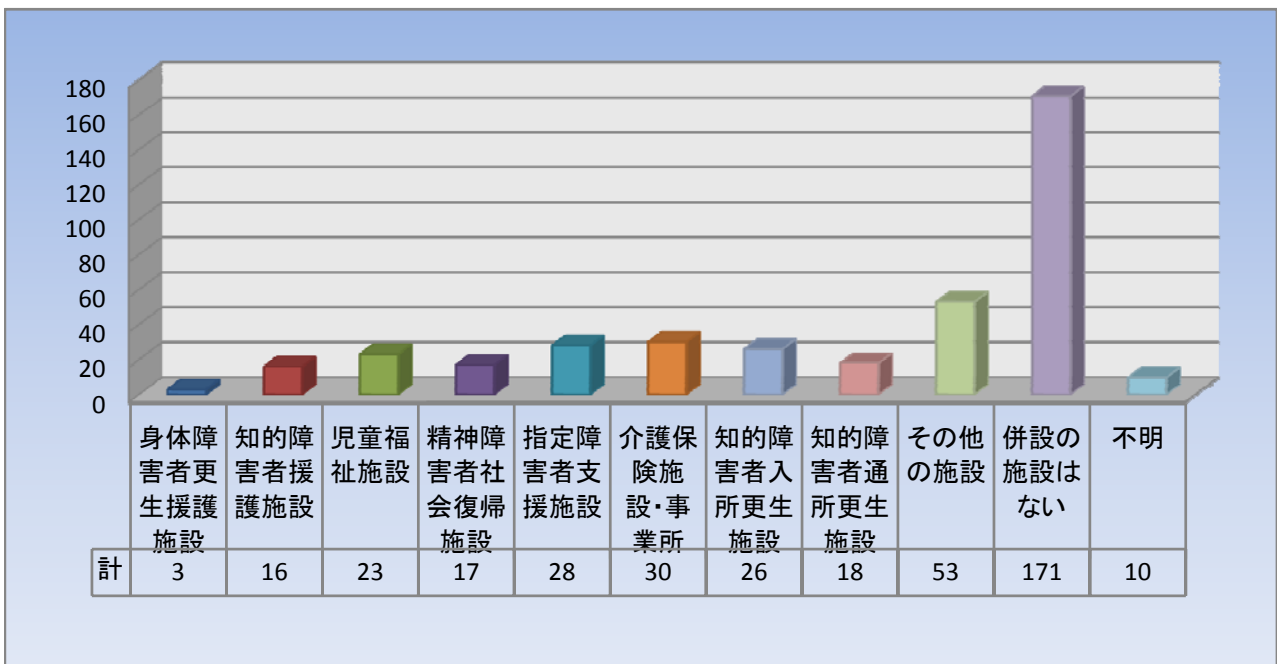
通勤寮

集会施設(会議等に使用するための部屋貸し。)

相談支援事業所
生活介護施設
知的障害者入所更生施設分場
精神障害者グループ・ケアホーム
福祉センターA型 リハビリテーション病院
病院(精神科)・精神科デイケア
精神障害者生活訓練施設
通所授産施設〈身体・知的〉
通所授産施設 入所更生施設 グループホーム
堺市単独事業:重度身体障害者生活ホーム
精神デイケア 高齢者デイケア 介護老人保健施設 精神科病院(内科・神経科・歯科)認知症型共同生活介護
重症心身障害児施設
障害者福祉センター(内で機能訓練、生活訓練、生活介護、精神障害者の就労移行支援事業)
重症心身障害児者通園事業
重心通園事業(B型)

事業所設置場所の状況で該当するものを選択して下さい

中心市街地商業地区	37
中心市街地住宅地区	98
中心市街地工業地区	6
郊外商業地区	8
郊外住宅地区	126
郊外工業地区	9
山林地区	21
その他	10
不明	9
総計	324

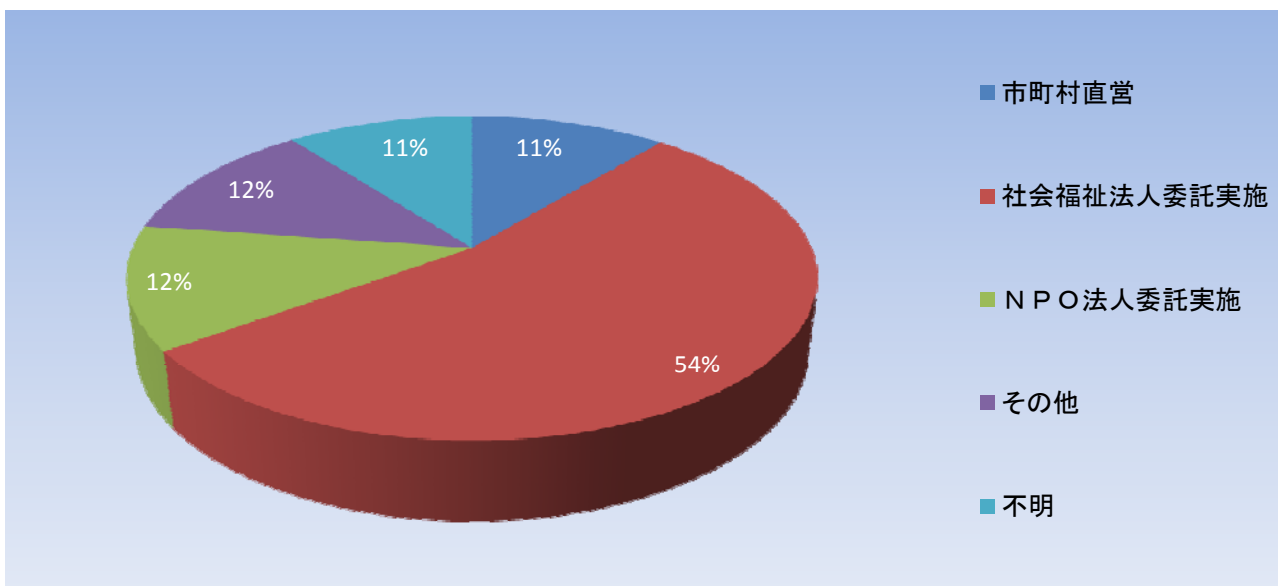


事業所設置場所の状況でその他を選択した方にお聞きします。どのようなところですか？ 具体的にお書き下さい

- 郊外田園地区
- 郊外の農村地区内で病院と老健施設及びシルバー人材センターが隣接
- 国道沿いですが、近隣に住宅・店舗等はほとんどない。
- 市街化調整区域
- 耕作地帯
- 田園地帯の廃校活用

法人又は団体所在地の相談支援事業所の状況を教えてください

市町村直営	41
社会福祉法人委託実施	202
NPO法人委託実施	46
その他	46
不明	39
総計	374



相談支援事業所の状況でその他を選択した方にお聞きします。設置主体はどこになりますか？ 具体的にお書き下さい

なし

県

国、県

愛知県

千葉県

千葉県が社会福祉法人に委託している中核地域生活支援センターがある。

埼玉県か

長野県登録及び長野市登録

練馬区

広域8市町村の委託事業

市からの委託(委託法人の種別は問わず)

市指定事業

市町村

医療法人

財団法人

財団法人仙台市身体障害者福祉協会

社会福祉法人・NPO法人

社会福祉法人 サンワーク

社会福祉法人(県指定のみ)

中核地域生活支援センター

株式会社 エース ヘルパーステーション太陽 十津川 十津川村福祉事務所

国立大学

事業所単独

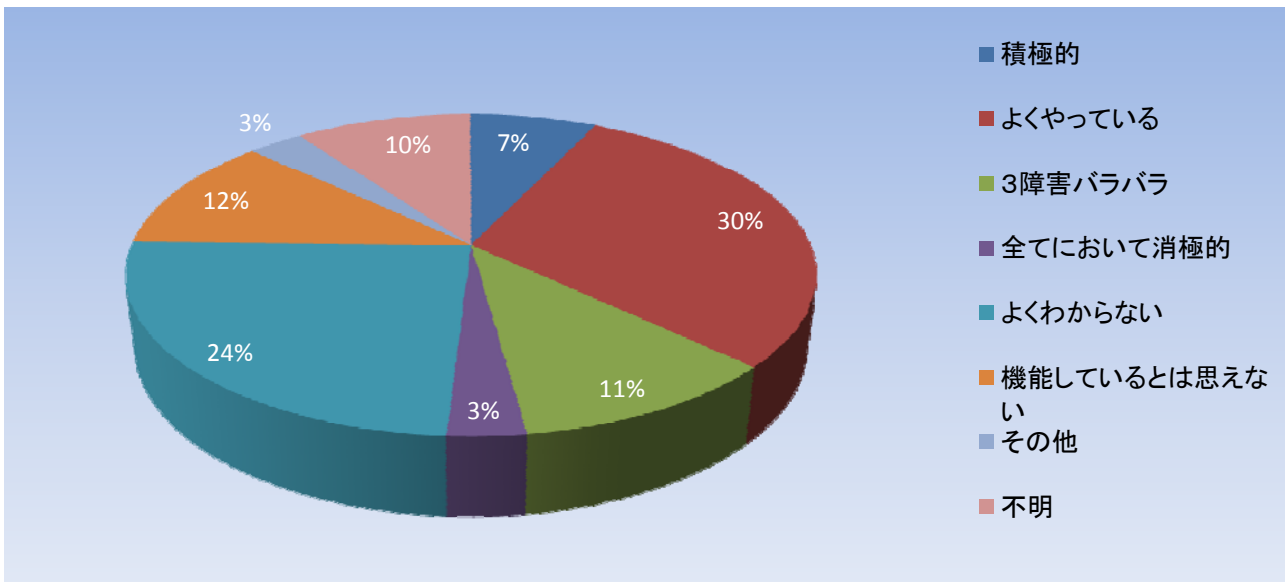
相談支援事業も行っているのですが、必要に応じて自分のところでやっている。

当法人

同法人

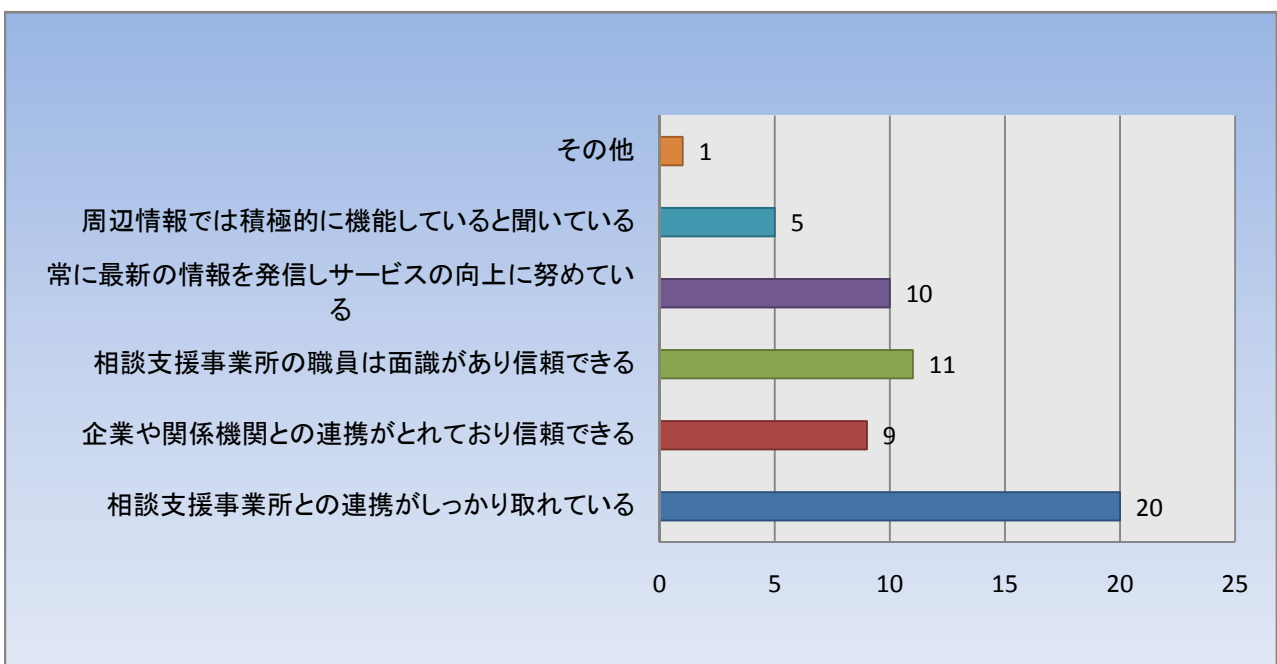
あなたの地域の相談支援事業所は、発達障がい者の支援についてどの程度機能していると思いますか？

積極的	23
よくやっている	97
3障害バラバラ	35
全てにおいて消極的	10
よくわからない	79
機能しているとは思えない	38
その他	10
不明	32
総計	324



相談支援事業所の機能程度で積極的を選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所との連携がしっかり取れている	20
企業や関係機関との連携がとれており信頼できる	9
相談支援事業所の職員は面識があり信頼できる	11
常に最新の情報を発信しサービスの向上に努めている	10
周辺情報では積極的に機能していると聞いている	5
その他	1
総計	56

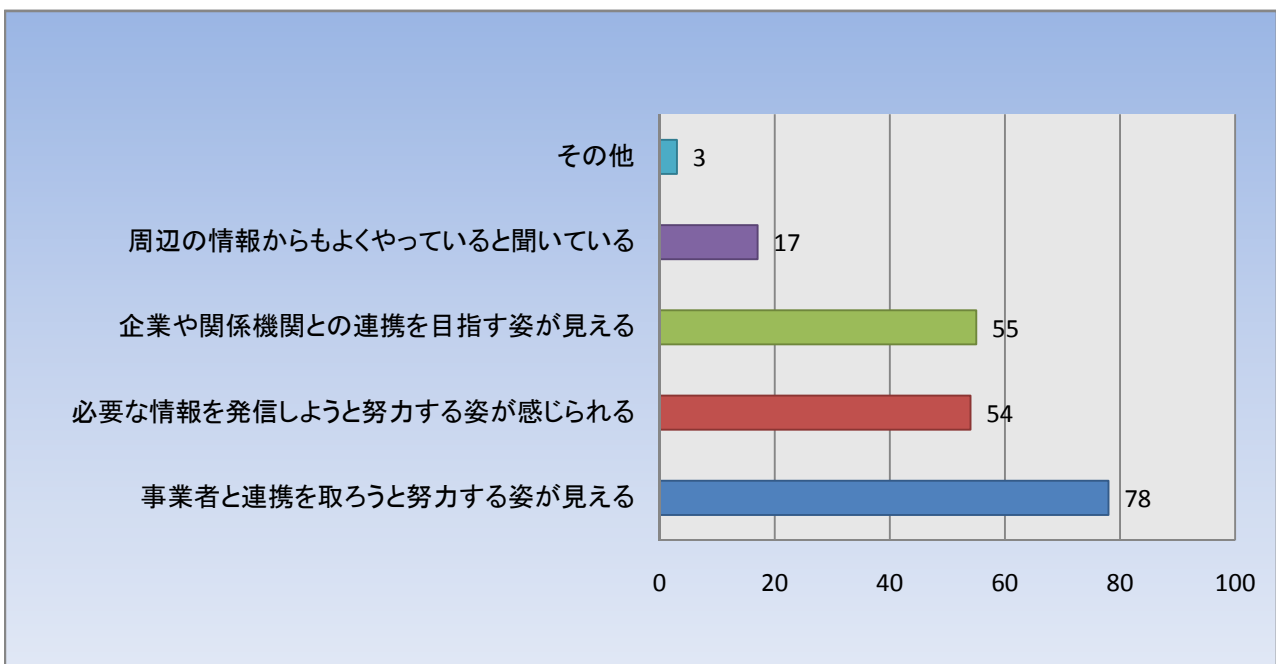


相談支援事業所が積極的と思う理由でその他を選択した方にお聞きします。どのように積極的ですか？ 具体的にお書き下さい

自閉症者を積極的に受け入れている福祉事業所が、市町村から相談業務を委託されて行っている。

相談支援事業所の機能程度でよくやっているを選択した方にお聞きします。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

事業者と連携を取ろうと努力する姿が見える	78
必要な情報を発信しようとする姿が感じられる	54
企業や関係機関との連携を目指す姿が見える	55
周辺の情報からもよくやっていると聞いている	17
その他	3
総計	207



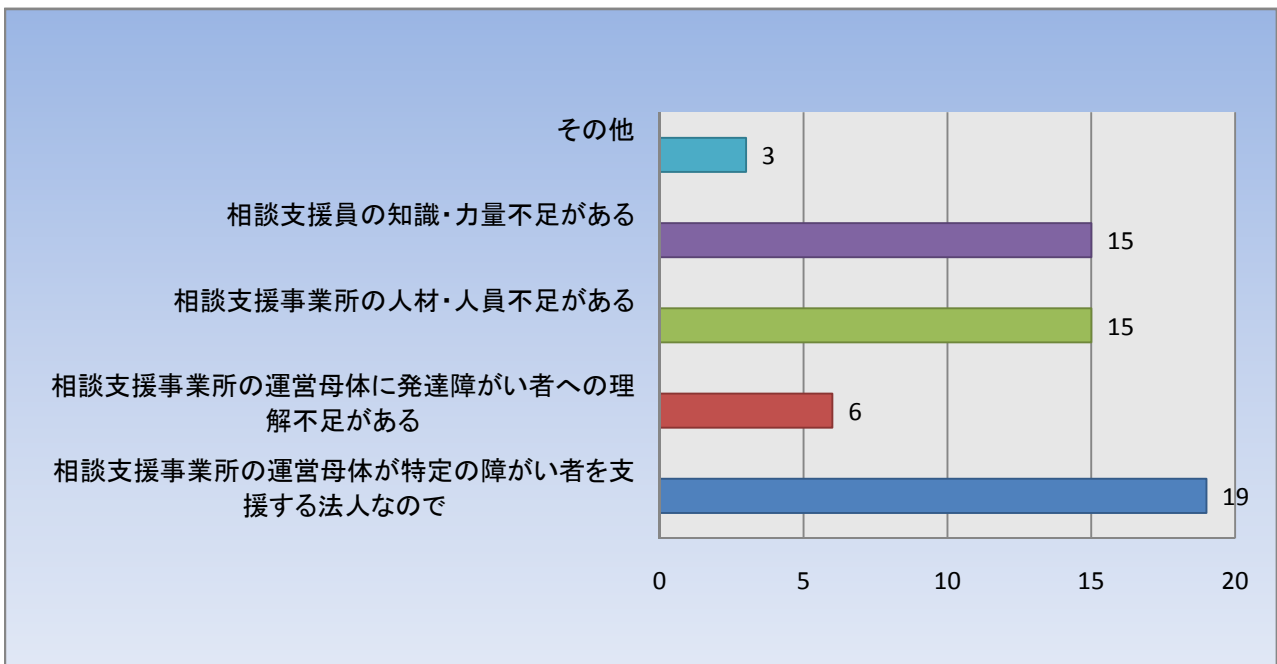
相談支援事業所がよくやっていると思う理由でその他を選択した方にお聞きします。どうしてそう思いますか？ 具体的にお書き下さい

情報が得られにくい中、勉強会・研修会等への参加・関係機関との情報交換等努力している部分。

長野市ネットワークがあり毎月情報交換・研修を行っている。

相談支援事業所の機能程度で3障害バラバラを選択した方にお聞きます。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所の運営母体が特定の障がい者を支援する法人なので	19
相談支援事業所の運営母体に発達障がい者への理解不足がある	6
相談支援事業所の人材・人員不足がある	15
相談支援員の知識・力量不足がある	15
その他	3
総計	58

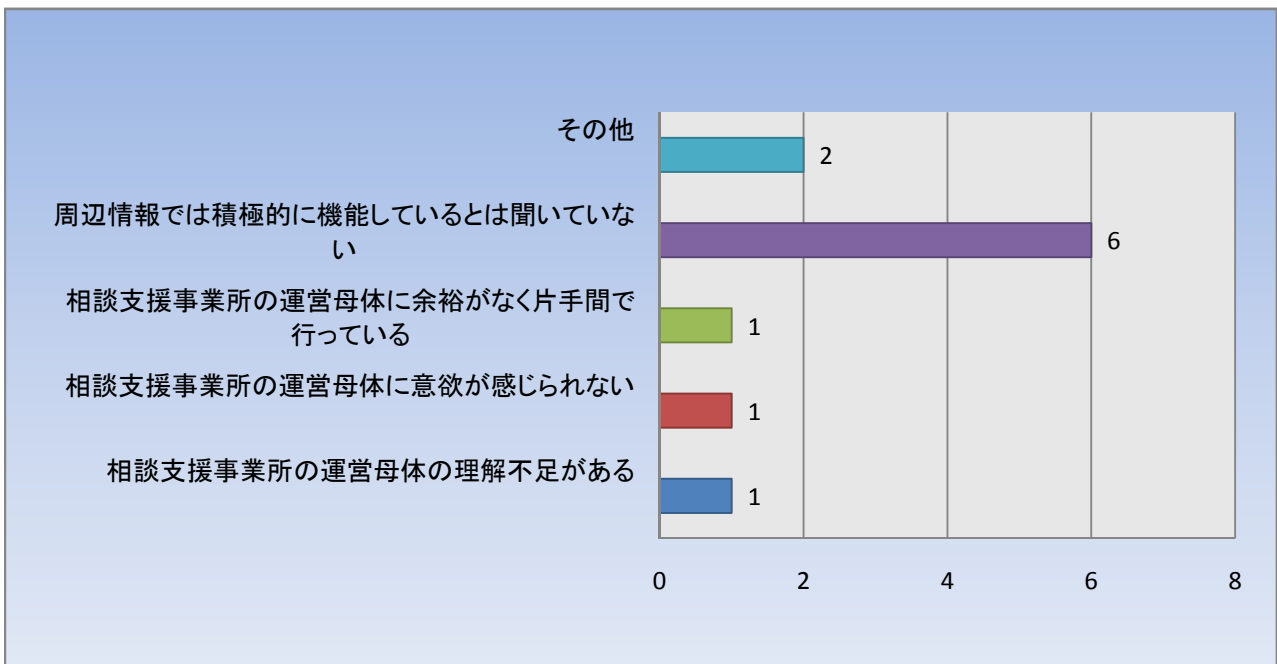


相談支援事業所が3障害バラバラと思う理由でその他を選択した方にお聞きます。どうしてそうおられますか？具体的にお書き下さい

記入なし

相談支援事業所の機能程度で全てにおいて消極的を選択した方にお聞きます。そう思う理由として該当するものを全て選択して下さい

相談支援事業所の運営母体の理解不足がある	1
相談支援事業所の運営母体に意欲が感じられない	1
相談支援事業所の運営母体に余裕がなく片手間で行っている	1
周辺情報では積極的に機能しているとは聞いていない	6
その他	2
総計	11



相談支援事業所が全てにおいて消極的と思う理由でその他を選択した方にお聞きます。その理由を具体的にお書き下さい

記入なし

相談支援事業所の機能程度でよくわからないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい

発達障害を対象にした事業を行っている事業所があるが県の事業で行っているため人数や支援内容についての情報が伝わってこない。

2008年3月に自立支援協議会が発足し、相談支援部会で集約中。今後機関センターを設立の予定。

発達障がいの方の支給決定に伴う訪問調査等を行ってはいるが、直接的な療育訓練等のサービスが当該市内に無い。また行政機関でこども総合支援センターを設置しており常時は市の機関、児童相談所と連携を図っている。

活動報告が無くどのような事業展開を行っているのか解らない

相談事業の情報が伝わってこない。

当事業所で、相談支援事業を行っていない為、把握できていない。

利用した事がない為。

当事業所にアプローチがない。

利用することがほとんどないので、実情がわからない。利用する利用者は、各自選択している。

情報が開示されていないので

どういう活動をしているか情報が少ない

指定の相談支援事業所は受託研修が少ないのでよくわかりません。委託の相談支援事業所はよくやっていると思います。

地域連携が出来ていないので、不明である

相談事業と接する機会があまりないため。

活動内容の詳細がわからない

3障害それぞれに相談支援事業所があるが、どのような相談が何件ほどあり、どのような支援をしたかなどの公表がないため

障害者個人(家族含む)との関連だけで、当事業所と相談支援事業所との連携が密でないように思う。

支援員全体に相談支援事業所との関わりについての話(報告)が伝わっていないので把握している職員としていない職員がいる為

発達障害に対する情報が得られない

発達障がい者について、相談支援事業所にお世話になったことが無く、どのような動きをしているのか知らない為。

当法人の事業所との連絡体制が未整備であるため。

当事業所に発達障がいの方がいないため、現状を把握できていない。

現在、発達障害と思われる利用者の方がいないため、発達障害というカテゴリーの相談については情報が入ってこないため。その他の知的障害、精神障害に対する相談事業については、たいへんよく機能していると感じています。なかなか発達障害の方とお会いする機会がないのと、社会福祉法人と株式会社とでは連携がとれていないのが現状です。

サービス事業所としてスタートして2年目。基礎作りに必死の状況。最近になって、ようやく地域関係機関との連携会議等に出席できるようになったところだ。

自分たち自身があまり相談支援事業所とのつながりがない

連携の機会が少ないため、どのような活動実態であるのか良く分からない。

どれだけの相談がきているのか、よく知らないから。

情報がないので、よくわかりません。

何処が指定受けているのかわからないし、どの程度機能しているのかも不明

相談支援事業所がどのくらいの割合で、発達障がいの方の相談を受けているのか、状況が分からない。

ピアールがない

発達支援センターは設置されましたが、具体的に何をしているのかが不明。発達障害の地域支援システムはまだできていないようなので、個別で対応している状況と感じています

数として、把握できない。また、地域内の他事業所についても一概に言えない。

相談支援事業所の機能程度で機能しているとは思えないを選択した方にお聞きします。その理由を具体的にお書き下さい

アセスメントが不十分

混んでいて、待ち時間が長い(3ヶ月に1度程度)

利用者および保護者、指導員は、その必要性を感じていない。

法制度でのサービスの調整が主となっている。

支援事業所の積極的に支援している姿が見えない。

実施している、相談を受け付けているという話を聞かない

相談支援事業所がどこにあるのか分からない。

積極的に動いているとは思えない。新規の申請さえ無いに等しい。

支給決定のおりている人が2.3人の為

専門知識が足りない。。愛媛県では、受け入れ先で対応できる事業所もほとんどない

当法人は相談支援の指定事業者であるが、計画作成に至るまでの相談の受付実績はない。窓口対応で済む内容である。市町村委託の事業所においては、相談件数はあるようだが、同じく計画作成にまでは至っていないようである。また自立支援協議会の稼働状況においても、活動内容・周知など、機能が不完全であると感じている。

障害者に対する周知がなされていないため、どこに相談していいのかわからないという話をよく耳にするから

相談支援事業所からの相談の依頼などがほとんどない。

発達障害の特性に応じた支援ノウハウが、まだ十分に蓄積されていない。

数年前より一人通所し個別に相談に応じ、支援。最近もう一人通所し始め登録したばかり。模索中。

自閉症・発達支援センター等が設置されているが、専門性に欠ける点がケア会議等を通じて感じられる。

まだ市町村にも認識が充分できていないなど、相談支援についての適応性が強化されていないためにそれほど気にしていない名が現状です。

正しく診断できる医師が少ないこと。個別の支援のできる事業所が少なく、理解も少ないこと。障害者としての認知も低いこと。

知的障害者・精神障害者の相談支援事業所において、すでに数例の相談があるが、当該市内の精神科医に、その診断を的確に出来る医師が非常に少ないこと、また、実際に受け皿となる訓練や通所・入所施設がない。そのことは、専門の機関が少ないこと、既存の事業所での受け入れが難しいこと、理解ある人材が少ないことが理由である。また自立支援協議会も発足して間もないため、それぞれの事業所間の関係も不十分で施設での抱え込みが多い状況にあるため

最近関わりがでてきた。今からだと思えます。

相談要望が今現在まだ無いため。

知的障害を伴わない発達障害者への対応は、これまで比較的重い知的障害者への支援が中心であった障害サービス事業所にとって、不慣れな点が多く充分に対応できているとは言いがたい。また、知的障害がないか軽い方が多い減った津障害の方への支援は、多くの場合日中だけの支援でなく、夜間や土日の余暇の時間への支援も必要になり、日中活動支援施設の多いこの地域では支援出来きらない状況にある。

発達障害者のための相談事業所は地域にない。

認知度も低く、同市にある精神科病院の相談室の方が相談件数も多い為

発達障がいについての概念が難しい。

相談支援事業所そのものが最近委託されたばかりで、相談そのものもまだ少ないのでは、と思われる。

県内にある発達障害者支援センターを紹介するか、直接センターに相談に行くケースが多いと思われるので、相談支援事業所が積極的に関わりを持つことは少ない。またケースとしてはセンターに繋がらない為、継続しているものもゼロではないが、発達障害単体ではなく、知的障害等を重複しているケースが主である。

市の子供発達センターが相談支援を行っているため

精神疾患の方が大半を占めているため

当施設への受け入れ相談の集中

発達障害に対する支援方法の知識が少なく、手探りでの関わりが続いている。法人内外で研修を実施している段階。専門的な関わりには、まだまだ時間がかかる。

相談支援事業所の機能程度でその他を選択した方にお聞きします。どのようにお考えですか？ 具体的にお書き下さい

強度行動障害のある発達障害者の受け入れ先がなく、相談を受けても結果に結びついていない。

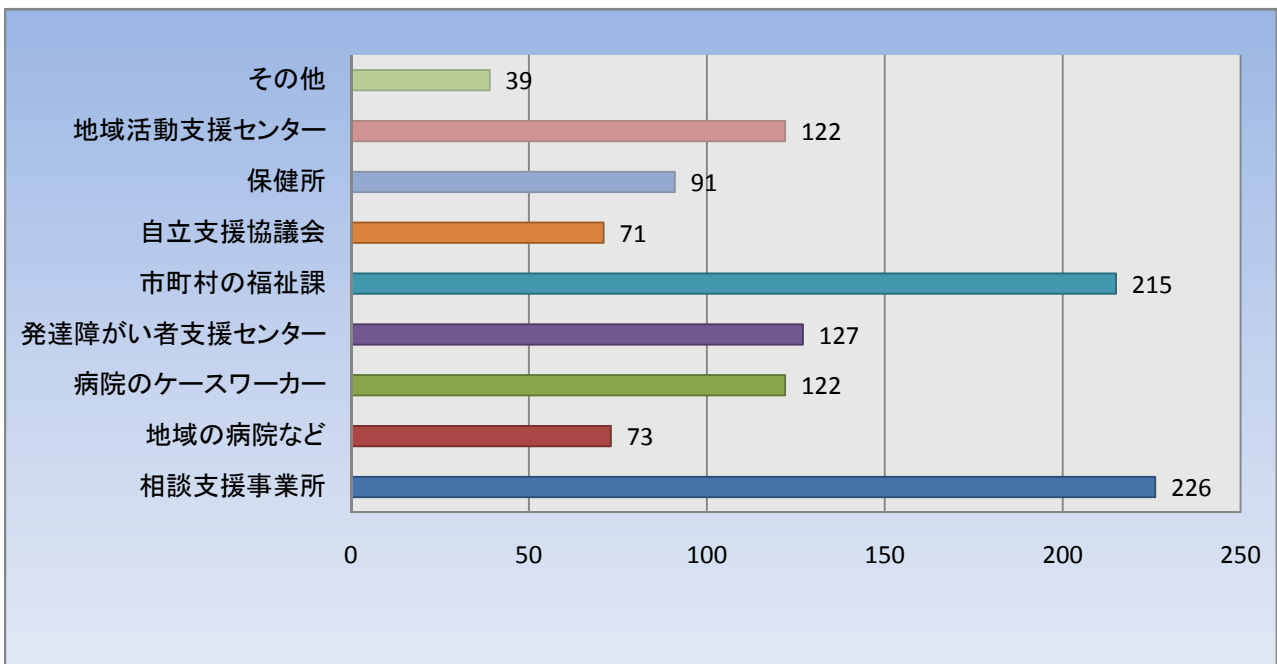
できる範囲に限界を感じつつも支援を行っている。

複数の地域にわたり事業を展開しており、その地域により非常に積極的な相談支援を展開している地域と、それほどでもない地域がある。ただし、比較の問題であり、全般的には他の都道府県の平均より高いレベルにあると思われ。複数の事業所があるため、全てについては把握していない。交流のある2か所の相談支援事業所はよく対応している。

発達障害の相談の受付はあるが、継続的な支援を提供する場合は、他の相談支援事業所や発達障害者支援センターと連携を行っています。

相談支援の受け皿として機能していると思われるもの全てを選択して下さい

相談支援事業所	226
地域の病院など	73
病院のケースワーカー	122
発達障がい者支援センター	127
市町村の福祉課	215
自立支援協議会	71
保健所	91
地域活動支援センター	122
その他	39
総計	1086



相談支援の受け皿となっているものでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなところですか？ 具体的にお書き下さい

障害者さんたちが利用している事業所

施設などの日中活動事業所、居宅事業所

相談支援を必要としている方のご近所の方々(民生委員の方など)、養護学校や特別支援学校の担任教員など

障害福祉サービス事業所

若者サポートステーション

あまり利用がないのでよくわからない

地域の自治組織(自治会・子ども会など)

学校関係、知的障害者更生相談所、児童相談所、高齢者福祉関係施設

それぞれの地域に点在するシステム作りが必要。仙台市のように街が大きい自治体については、地域包括支援センターのように学区ごとに配置するのが理想的であり、現在のように区に1箇所配置しても現実的には身近な相談場所としての機能を果たすことは難しいと思われる。

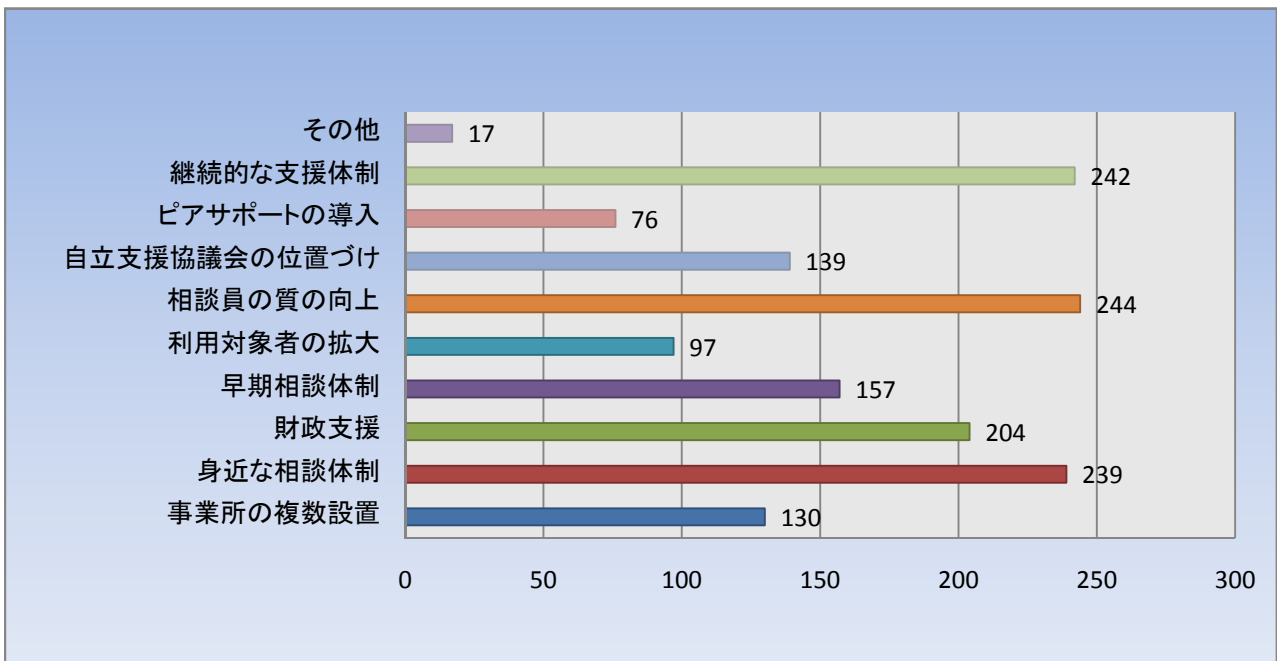
受け皿はまだない状況にあると思います。

発達障がいの現状が良くわからない。

発達障害をどのような定義で示しているのかよくわからないので申し訳ないのですが、文科省の定義で捉えて回答しています。その他としては障害者支援センターとしました。

相談支援事業所が十分に機能するため必要と思われるもの全てを選択してください

事業所の複数設置	130
身近な相談体制	239
財政支援	204
早期相談体制	157
利用対象者の拡大	97
相談員の質の向上	244
自立支援協議会の位置づけ	139
ピアサポートの導入	76
継続的な支援体制	242
その他	17
総計	1545



相談支援事業所が十分に機能するために必要と思われることでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなことですか？ 具体的にお書き下さい

親の会や私どものような障害福祉サービス事業所との連携が必要。

相談支援事業所間の連携

広報・PR活動

相談支援員の絶対数が足りていない。

そもそも、事業名称や内容、実施主体など全般において、相談支援事業自体の知名度が低すぎる。

関係者のみへの周知はしているが、企業や地域の方々への周知が不足しており、存在や利用・相談の仕方が分っていない。

関係団体・関係機関・企業等の連携と情報発信

相談支援と各事業所のサービス管理責任者の事を明確に区分する必要があると思う。どちらの研修も受けたが役割について講師の方々も言うことが違う。①相談支援は介護保険のケアマネのイメージで、サビ管はサービス事業者でのプラン作成。という方と、②サビ管も相談支援と同じプランを作成する。というように講師の方によって位置づけが明確でない。

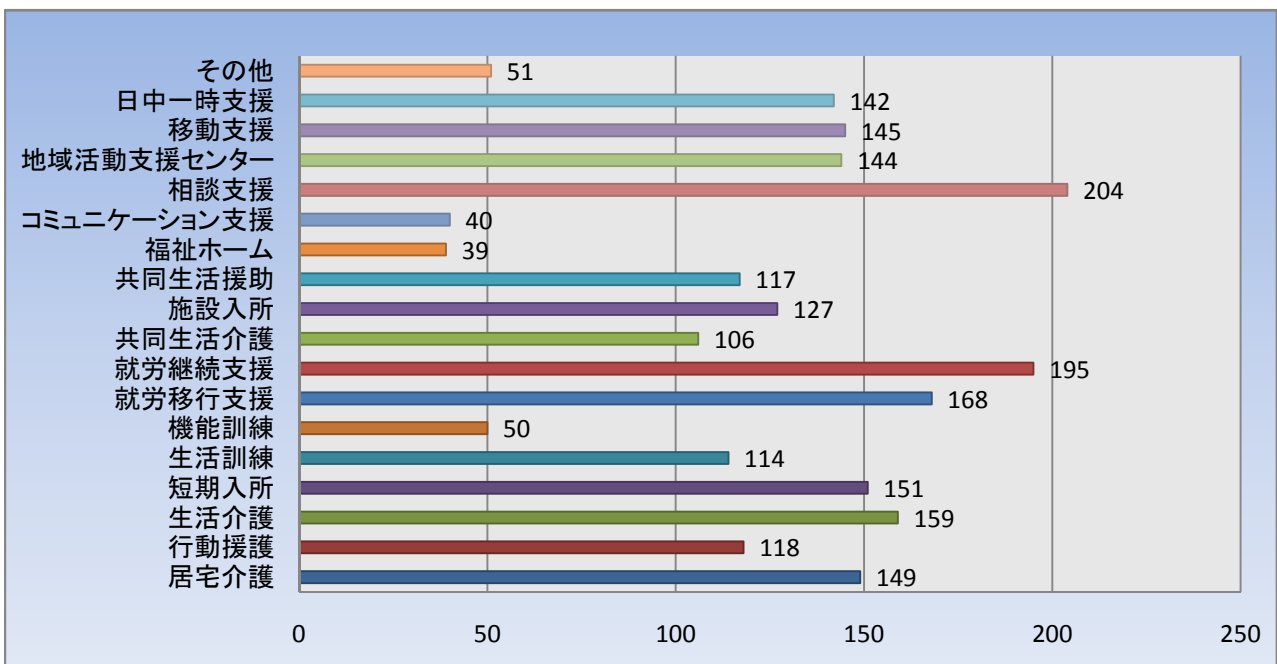
シェルター機能を持つ施設(との連携)

「相談支援事業」の仕組みの周知・アウトリーチの出来る体制整備・専任の相談支援専門員を配置できる仕組み作り

各事業所に相談員が1名ずつしかおらず、負担が大きい。その為、他事業所の相談員と連携をとり、複数の相談員、または福祉サービス事業所のサービス管理責任者等と連携をとって行っているが、相談者からの連絡も相談員の携帯電話に連絡をする様な形になっている為、利用者からは使いにくいのではないと思われる。簡単な相談や、匿名の相談などでも誰でもが気軽に電話・訪ねる事が出来る拠点地が必要だと思われる。

あなたの地域で、発達障がい者が利用しているサービスで該当するもの全てを選択して下さい

居宅介護	149
行動援護	118
生活介護	159
短期入所	151
生活訓練	114
機能訓練	50
就労移行支援	168
就労継続支援	195
共同生活介護	106
施設入所	127
共同生活援助	117
福祉ホーム	39
コミュニケーション支援	40
相談支援	204
地域活動支援センター	144
移動支援	145
日中一時支援	142
その他	51
総計	2219

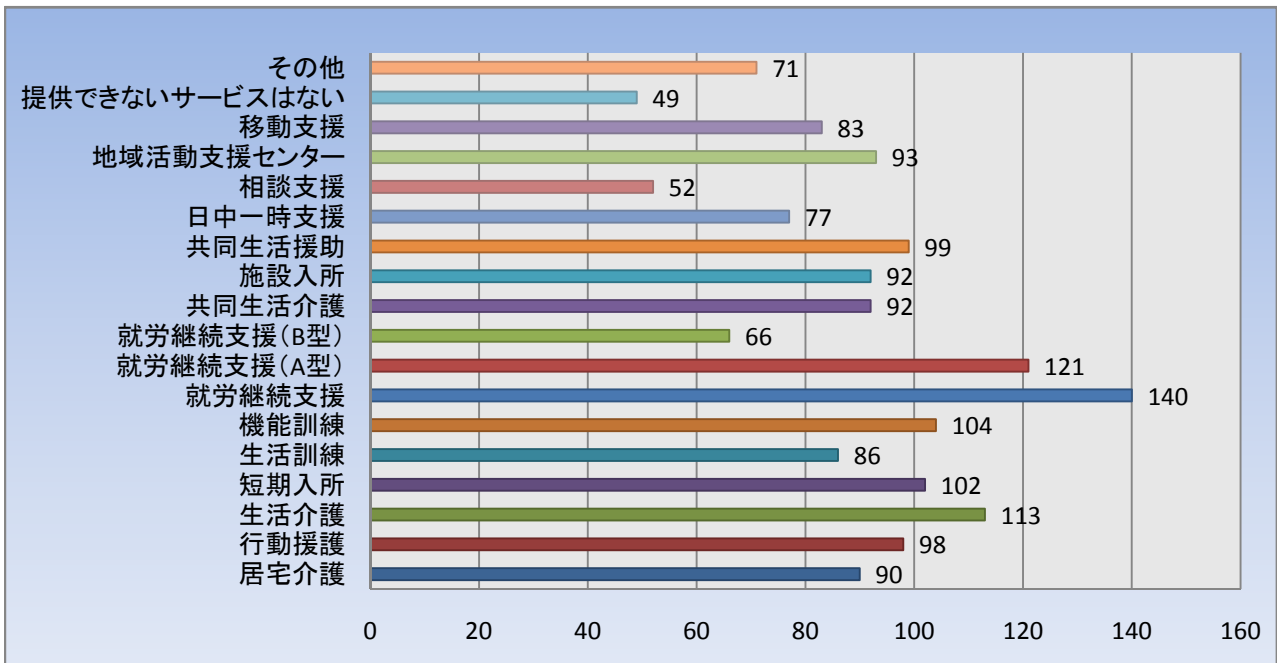


発達障がい者が利用しているサービスで就労継続支援を選択した方にお聞きします。それは何型ですか	
A型	39
B型	157
総計	196

発達障がい者が利用しているサービスでその他を選択した方にお聞きします。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください
同じ悩みを持つ人との関わりを持つことで、自分の障がいを認知する
サービスの把握は出来ていませんが、各施設・事業所ごとに、特色がありますので、色々なサービスを展開しているのではと思います。利用者の皆様・保護者の皆様もそれにより、選択されていると思います。
レスパイト事業(仙台市障害者家族支援等推進事業)/福祉有償運送事業/自立体験ステイ事業
高機能広汎性発達障害者の日中活動等支援を行う「地域活動推進センター」(自立支援法に基づくものではありません)。地域の身近な相談支援を行う「自閉症相談センター」(発達障害者支援センターではありません)など。
親の会などが独自にしているサービス
就業・生活支援センターでの相談など
実情がよくわからないので
市が主催するコミュニティーミーティングなど
レスパイト事業、一時介護事業 (すべては把握していないため、当法人のサービスを利用されている方分。他法人分は推測で加えてあります)
療育手帳、精神障害者保健福祉手帳取得者であれば、障害福祉サービスは受けられるが、手帳が取得できない場合は相談支援以外は、私的な有料サービスを利用することとなる。
私の知っている範囲内では、発達障害の方の利用がないため、どのサービスを利用しているかはわかりません。
ここで話している障害は知的障害者ではないのですか？発達障害というのは広汎性発達障害のことですか？アスペや高機能自閉症や知的障害を持っていない人やADHDだけの症状の方で精神障害者手帳を取得される人の話 発達障害者専用クリニック(D・C含む)、作業所型地域活動支援事業、相談業務に関しては、問題認識度を考えますと親さんからの相談がほとんどの様に思います。
実費負担での児童デイサービスの利用、発達障害者支援センターの出張相談、保健福祉事務所が運営する親の会
本法人事業で該当するもののみ記載 ・生活介護・共同生活介護・日中一時支援・入所施設・相談支援・短期入所
発達障がい者の方がどのようなサービスを利用されているか実態が良く分からない。
発達障がいの現状が良くわからない。
発達障がい者がどの事業所に通っているのか全くわからない。
当作業所には該当者する利用者がおられません。
発達障害の福祉サービス利用状況についてはよく分からない。
狭義の意味の発達狭義の意味の発達障害者が利用できる、又は実行性のあるサービスはありません。
質問の捉え方が理解しにくいので全項目をその他とした。発達障害者の全貌を理解していない

発達障がい者のニーズがあるのに、あなたの事業所・施設等で提供していない(あるいはできない)サービスがありましたら、全てを選択して下さい

居宅介護	90
行動援護	98
生活介護	113
短期入所	102
生活訓練	86
機能訓練	104
就労継続支援	140
就労継続支援(A型)	121
就労継続支援(B型)	66
共同生活介護	92
施設入所	92
共同生活援助	99
日中一時支援	77
相談支援	52
地域活動支援センター	93
移動支援	83
提供できないサービスはない	49
その他	71
総計	1628



発達障がい者のニーズがあるのに提供していないサービスでその他を選択した方にお聞きます。それはどのようなサービスですか？ 具体的にお書きください

(発達障がいに限らず)入所支援のニーズ高く、多くの方を「待機」させてしまっています

あきらかなニーズとしてあがってきていない。ニーズがあれば、それに合わせた支援ができるサービスがあれば提供したいと思う。

ご本人が福祉的サービスを望んでいない。

ニーズの把握が充分にできていないのではないかと考える

ニーズはあるが、本人は望まない

ニーズ自体がない

回答しづらい設問になっている

現状では、提供しているサービスはないです。

今まで、発達障がいを受け入れたことが無いので良くわからない。

施設として指定を受けるとそれ以外を求められた場合、受けたくても受けられない状況がある。その他とは、利用者に限らず、保護者・家族、そして、地域・企業からのニーズに応えること。

前問同様、発達障害者のニーズがあるか無いかという点が不明です。

全てのサービスを提供出来ればいいのですが、財政的な問題が一番だと思います。

地域内の他事業所等とのサービス調整を第一に考えるため、当法人であらゆるニーズにこたえるという発想がない。

当施設運営でのグループホームおよびケアホーム

発達しょうがいの明確な範囲が示されておらず、お答えできません。

発達障がい者の方のニーズがどのようなものか、実態がよくわからない。

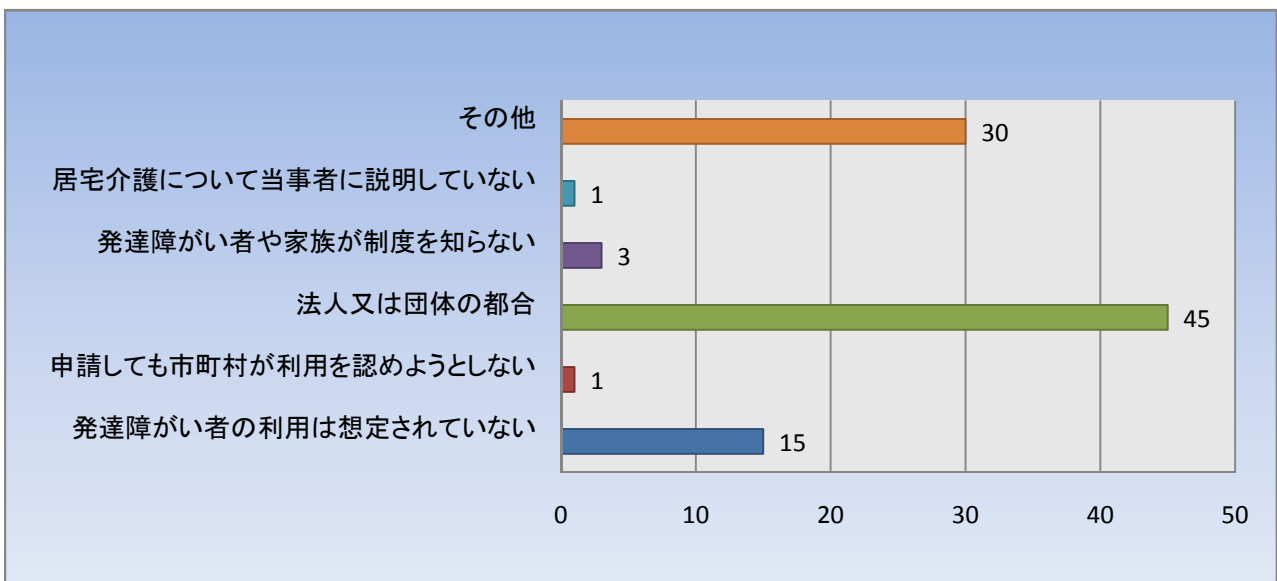
発達障害が根底にある方で、失敗経験やいじめなどから、不登校や引きこもりになっている人がリスタートできる場所・人・方法。ソーシャルスキルトレーニング。ペアレントトレーニング。

役割分担の中でサービスを展開しているため、ニーズすべてに応える必要はないと考えますが。

利用者がおりません。

ニーズがあるのに提供していないサービスで居宅介護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	15
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	1
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
居宅介護について当事者に説明していない	1
その他	30
総計	95

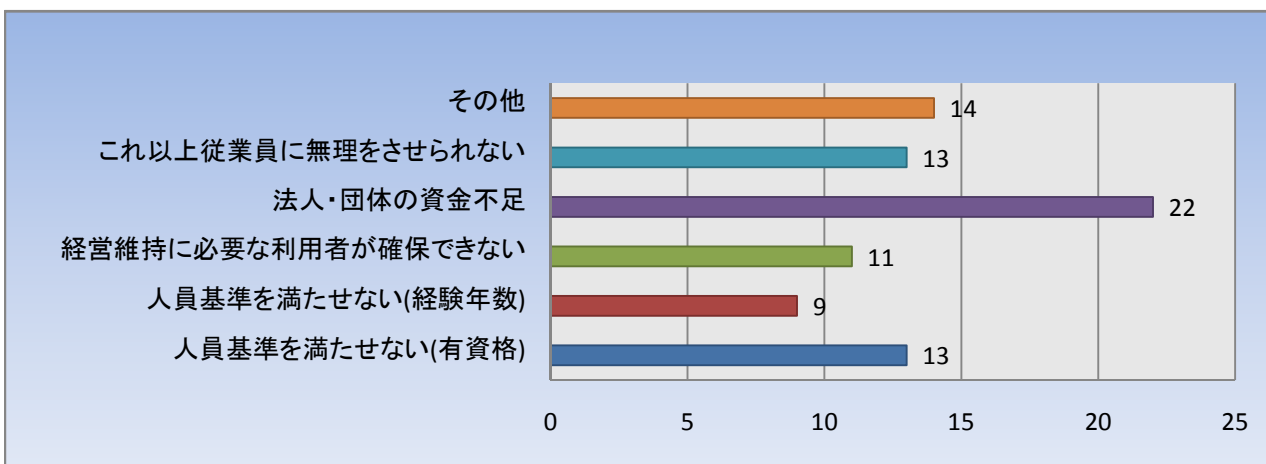


居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしなを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

回答なし

居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	11
法人・団体の資金不足	22
これ以上従業員に無理をさせられない	13
その他	14
総計	82



居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

サービス提供に必要な従業員の確保が見込めない為

事業に参入する計画がない。

就労支援を目的として法人を設立しているため

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

事業拡大が難しい

事業所としてはしていないが、法人としてはしている。

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

法人として居宅介護事業を行っていない。

当事業所では提供できていないが、同法人の他事業所で提供している。

設備面

居宅介護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？
具体的にお書きください

居宅介護事業を行っていない。今後も予定はないが、介護事業所と連携して支援している。

就労継続B型事業所のための施設施設運営のため

質問の設定の意図がわかりませんが・・・。一法人が全てするのではなく役割分担を行っている地域ですので、当法人にサービスがない場合は他法人のサービスを使用しています。

当法人が独占せず、他事業所との連携をしていきたいから。

本人の需要があるにもかかわらず、保護者が拒否している。

現在のところ、当事業所のサービスで対応できている。

単価が低い

事業指定を受けていない

病院(外来)機能がメインなので、設備的人的に整備が難しい。

自立支援法の下、施設として活動するのに制限がある為。又、単価報酬の問題で運営や職員配置が難しい。

三障害での就労移行支援をメインにした運営を行っており、他の事業に関わるつもりはない。障害者就業のみの団体です。

当団体に該当の事業所が無い

当事業所の事業項目ではないから

一施設、一法人が、全ての事業をしていくことには限界がある。ましてやそれはただの抱え込みにしかならない。

現在必要性がない

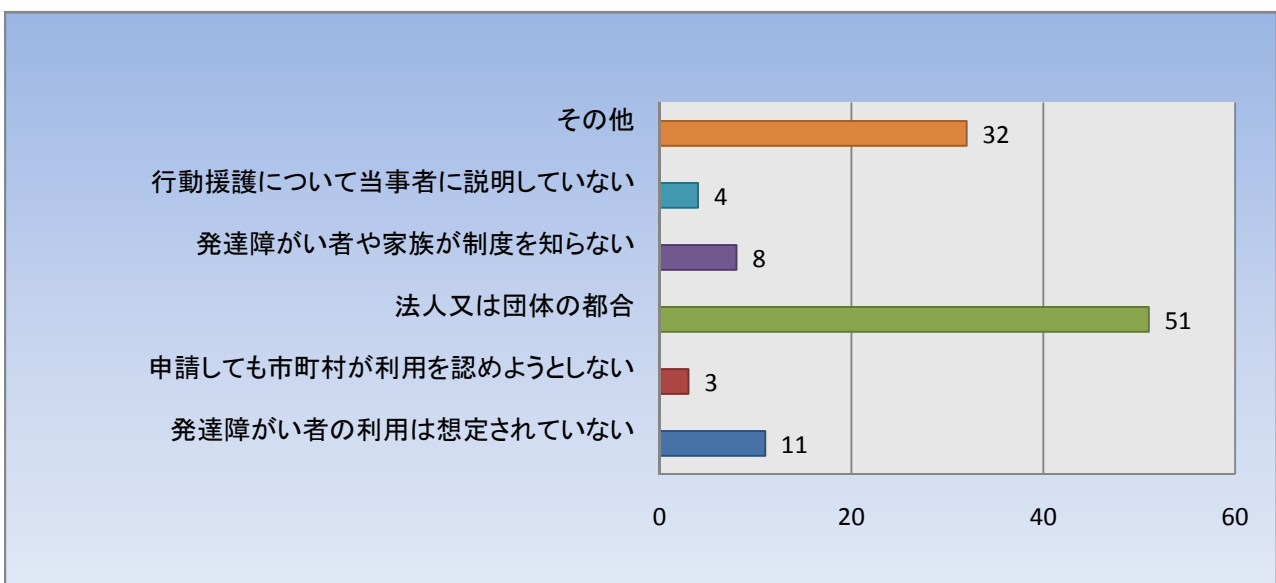
当法人では、就労継続支援(B型)しか実施していない。

ニーズを把握していなく回答出来ない。

法人で居宅介護を運営していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで行動援護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	11
申請しても市町村が利用を認めようとししない	3
法人又は団体の都合	51
発達障がい者や家族が制度を知らない	8
行動援護について当事者に説明していない	4
その他	32
総計	109



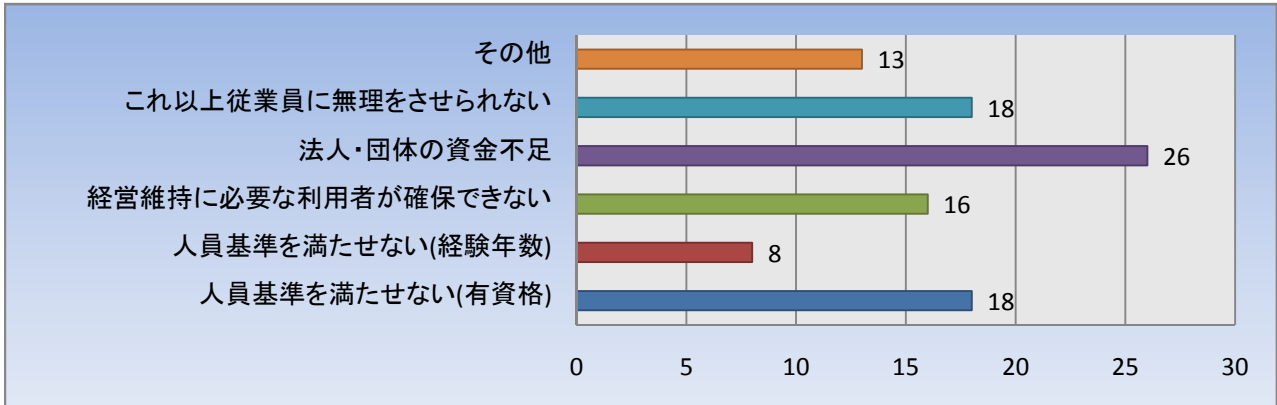
行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとししないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

区分が軽く出るため該当しないケースが多い。行動援護のサービス内容が市により狭く限定されているためニーズに応えられない。

市町村が支給に消極的

行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	18
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	16
法人・団体の資金不足	26
これ以上従業員に無理をさせられない	18
その他	13
総計	99



行動援護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

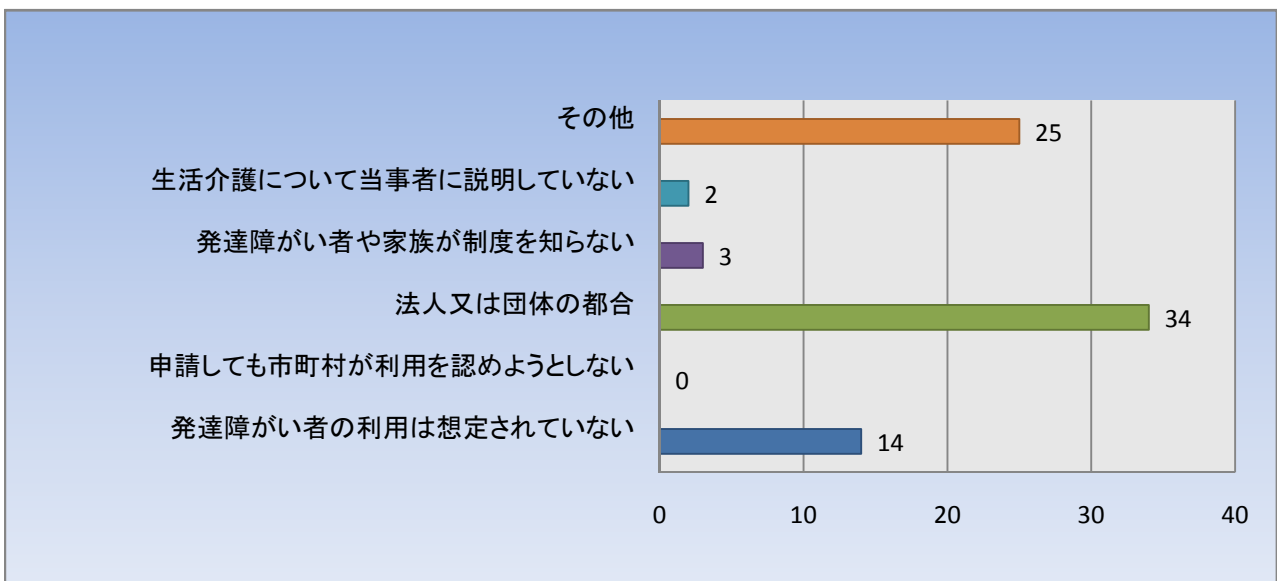
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業拡大が難しい
- 居宅介護の理由と同じ。
- 法人として行動援護を実施していない。
- 同法人の他事業所で提供している。
- 当法人はもともと居宅系のサービスは実施しておらず、行動援護の実施には至らない。

行動援護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 相談には乗っているが、直接サービスは行っていない
- 行動援護の指定を取っていない。
- 事業指定を受けていない
- 行動援護の必要性のある方は、介護等給付のサービス提供施設を利用するケースが多い為。
- 行動援護の支援は、移動支援で行う支援内容では賄えなく、又、従事者の教育・訓練を受けさせる余裕がない。さらに今以上にヘルパーを確保することが望めない。
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- 当団体に事業所が無い
- 市内において行動援護を取得している居宅事業所がない
- ニーズを把握していないので、回答出来ない。
- 基準を満たす職員の不在とヘルパー不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで生活介護を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	14
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	0
法人又は団体の都合	34
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
生活介護について当事者に説明していない	2
その他	25
総計	78

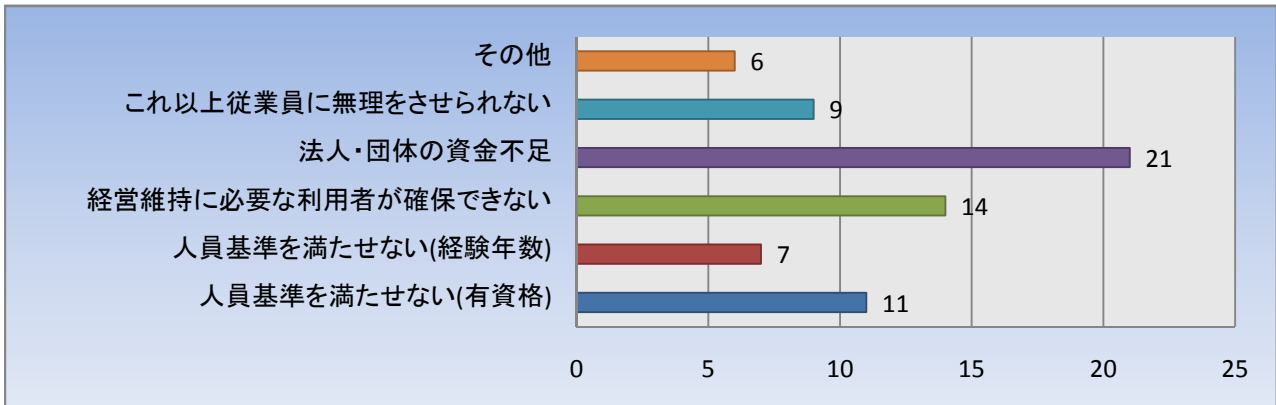


生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください[20503]

記入なし

生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	7
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	21
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	6
総計	68



生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

姉妹法人である社会福祉法人で行っているから

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

生活介護のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

生活介護そのものの内容がつかんでいない為

事業移行に生活介護は行っていない

事業指定を受けていない

現段階において、就労移行支援施設としての単体の指定事業所として認可を受けている為。又、約2年前に障害者自立支援法の新体系施設に移行の際、当時の利用者が認定区分の影響で生活介護施設の利用対象にならないとの返事を頂、現在の施設として活動しています。

三障害の就業支援のみの団体だから。

当施設運営によるグループホームの設置要望があるが、まだ設置できていない。

当団体に事業所が無い

当事業所の事業項目ではないから

まだ生活介護事業を開始していないので・・・。(新年度には開始の予定)

資金の問題

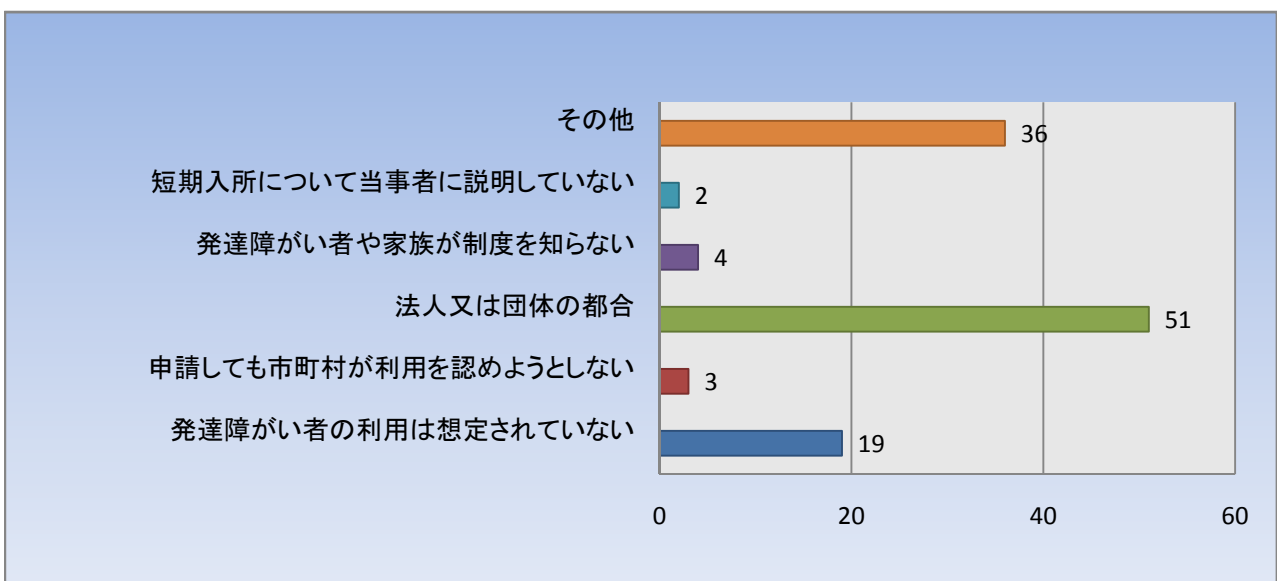
生活介護は法人としては選択していません

法人で生活介護を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで短期入所を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	19
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	51
発達障がい者や家族が制度を知らない	4
短期入所について当事者に説明していない	2
その他	36
総計	115

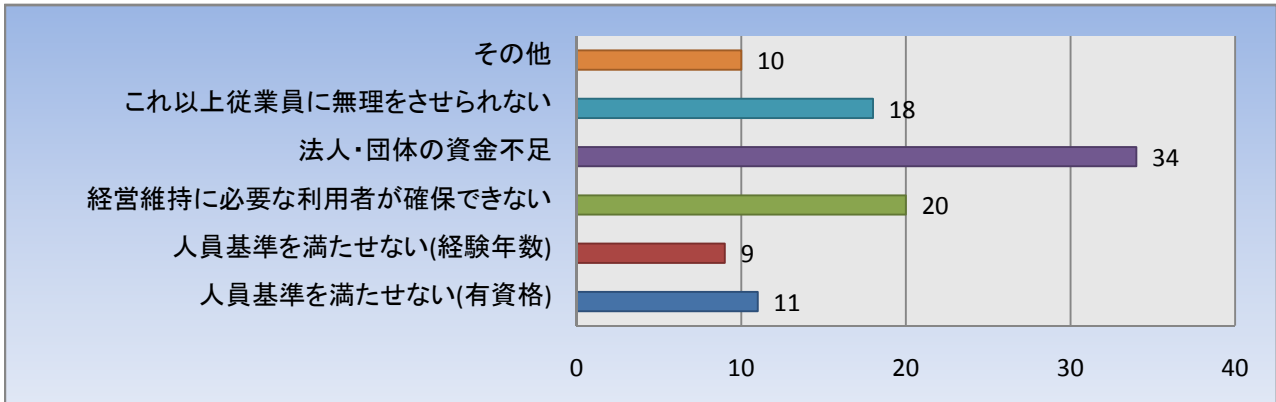


短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

入所施設を持たないため、宿泊を含む短期入所に対応が認められない。

短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	20
法人・団体の資金不足	34
これ以上従業員に無理をさせられない	18
その他	10
総計	102



短期入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

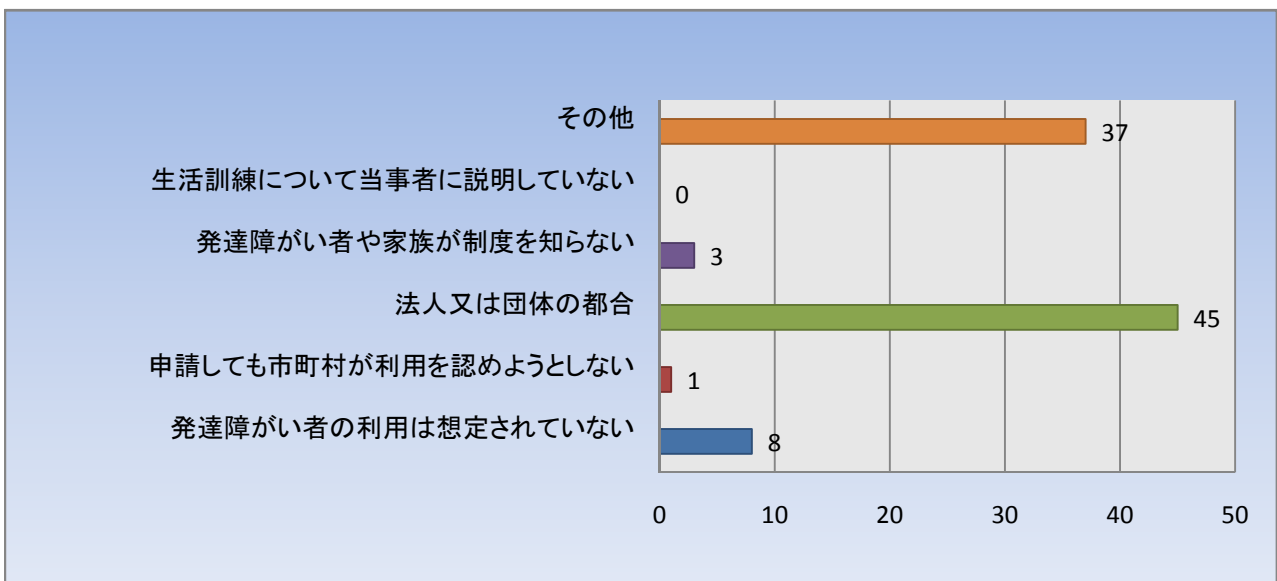
- 施設内に部屋がない、人員の確保が難しい。
- 他の地域の事業所の活用を促進しているため。
- ニーズに対して供給が追いついていない。事業所の数や受け入れ体制など。(いわゆるロングステイの方の問題)
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため
- 入所施設でないため
- 宿泊設備がない。

短期入所のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 短期入所の事業を行っていない
- 人材不足でニーズに対応できない。
- 宿泊機能がない
- 事業指定を受けていない
- 事業所としてはしていないが、法人としてはしている。
- 入所施設を有していない。
- 場所が無い為
- 三障害の就業支援のみの団体だから。
- 当団体に事業が無い
- 資金の問題
- 法人で短期入所を運営していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで生活訓練を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	8
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	1
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
生活訓練について当事者に説明していない	0
その他	37
総計	94

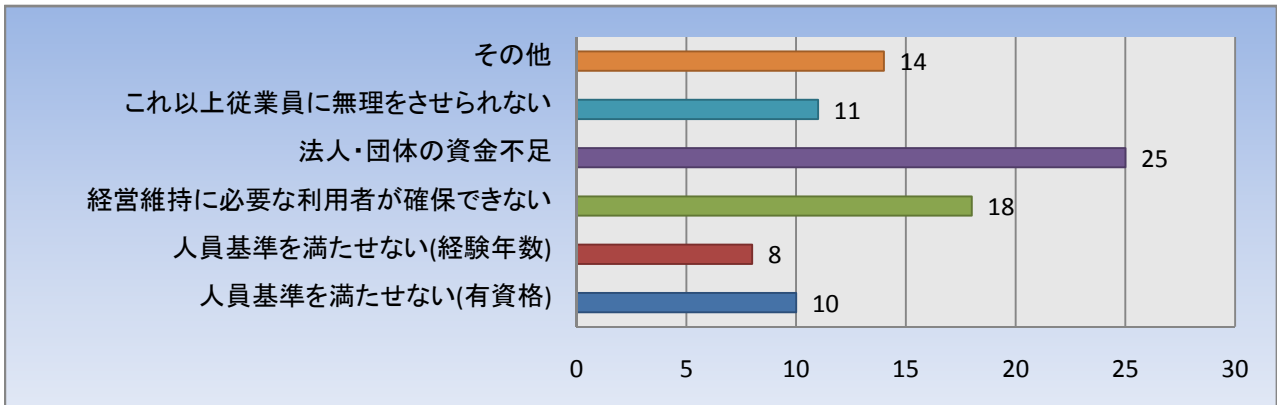


生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	10
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	18
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	11
その他	14
総計	86



生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

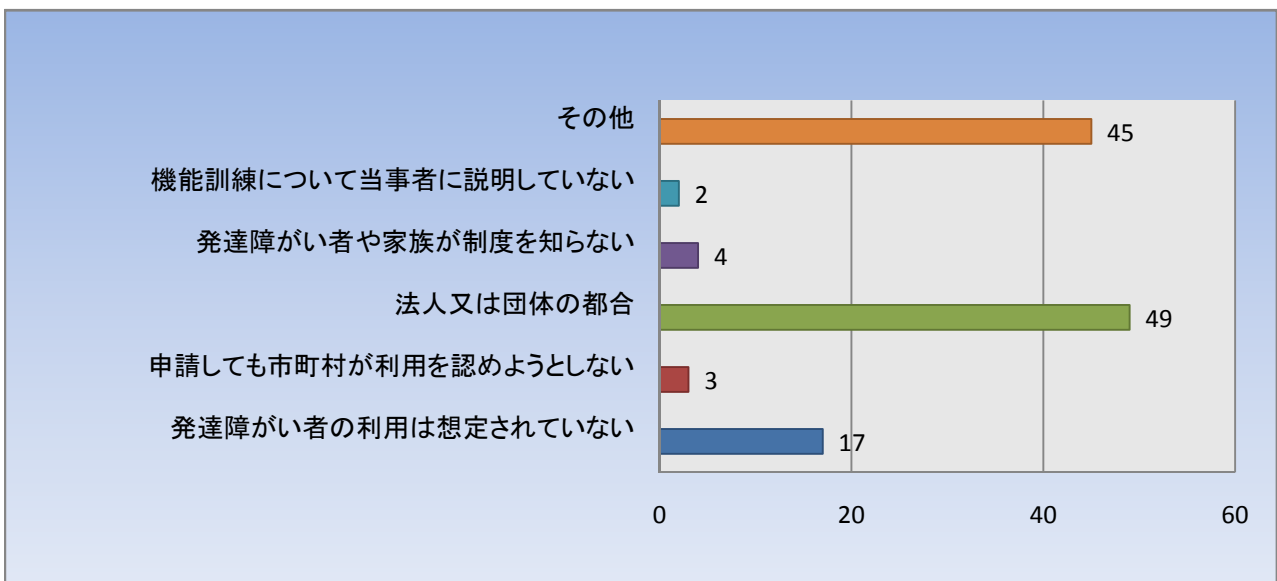
- 事業に参入する計画がない。
- 収支の想定として、経営が困難である。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 有期限のサービスには、抵抗がある
- 居宅介護の理由と同じ。
- 生活訓練を実施していない
- 他事業所で提供。
- もともとが児童の入所施設のため、通所での生活訓練実施には至らない。

生活訓練のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どうい理由ですか？ 具体的にお書きください

- 事業として行っていない
- 実施に向けて準備中
- 東京都への申請書類等の手続きが、複雑すぎて困っている。
- 制度に要する施設機能が伴わない
- 発達障がい者支援センターの役割ではないから。
- 利用期間(利用制限2年間)が不安との声強い
- 当団体に事業所が無い
- 法人内に生活訓練の事業がない
- ニーズを把握していないので、回答出来ない。
- そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで機能訓練を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	17
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	49
発達障がい者や家族が制度を知らない	4
機能訓練について当事者に説明していない	2
その他	45
総計	120

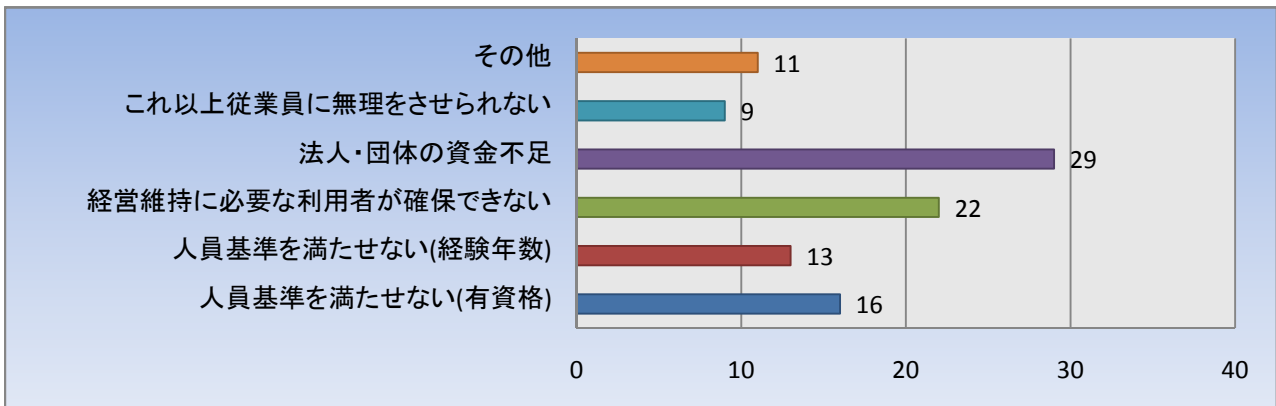


機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

申請を行うに際しての準備ができていない。(当方)

機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	16
人員基準を満たせない(経験年数)	13
経営維持に必要な利用者が確保できない	22
法人・団体の資金不足	29
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	11
総計	100



機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

主たる対象者を知的障害者と精神障害者としているため

市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。

機能訓練のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業を法人としてしていない為

事業として行っていない

当法人にノウハウを持ち得ていない。

発達障がい者の方への機能訓練サービスのイメージがわきにくい

現在のところ、当事業所のサービスで対応できている。

必要な職員は位置がない

発達障がい者支援センターの役割ではないから。

設備設置していない

三障害の就業支援のみを行う団体だから。

当団体に事業所が無い

機能訓練を実施していない

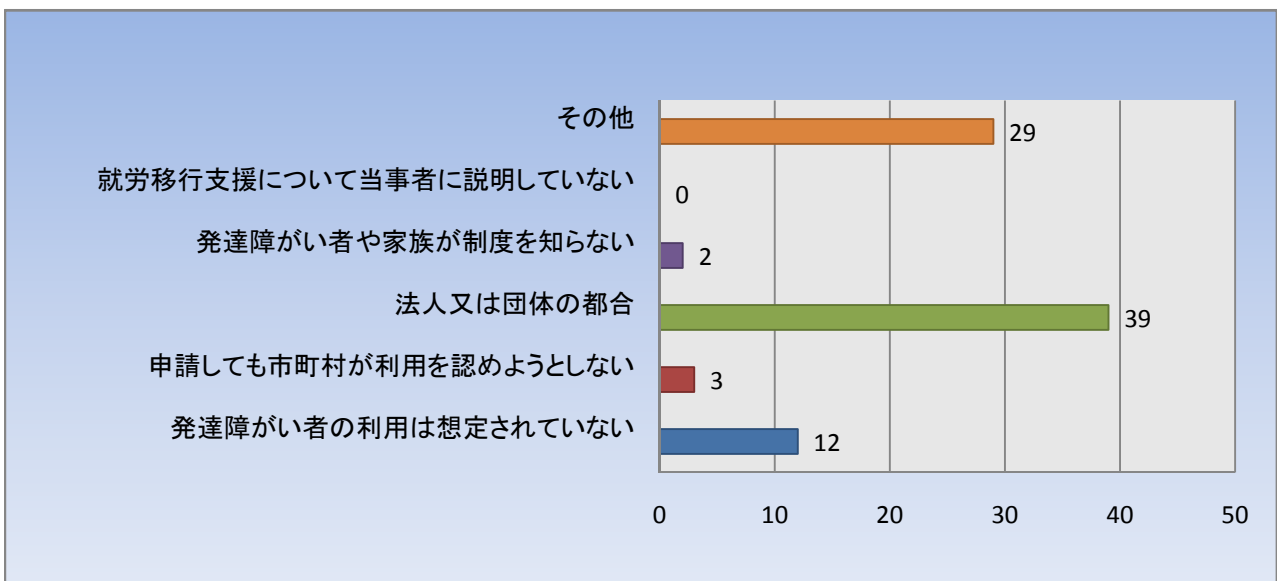
ニーズを把握していないので、回答出来ない。

法人で機能訓練を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで就労移行支援を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	12
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	3
法人又は団体の都合	39
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
就労移行支援について当事者に説明していない	0
その他	29
総計	85

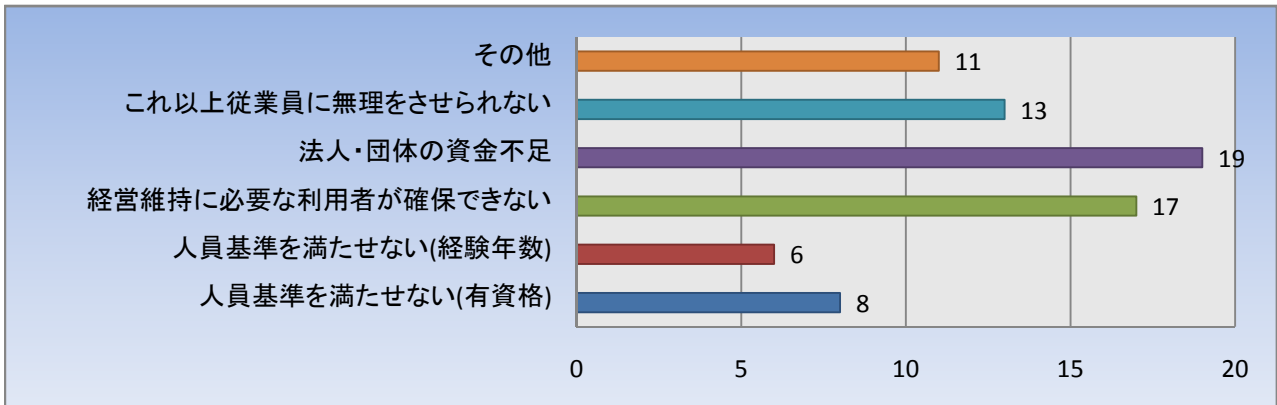


就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	8
人員基準を満たせない(経験年数)	6
経営維持に必要な利用者が確保できない	17
法人・団体の資金不足	19
これ以上従業員に無理をさせられない	13
その他	11
総計	74



就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

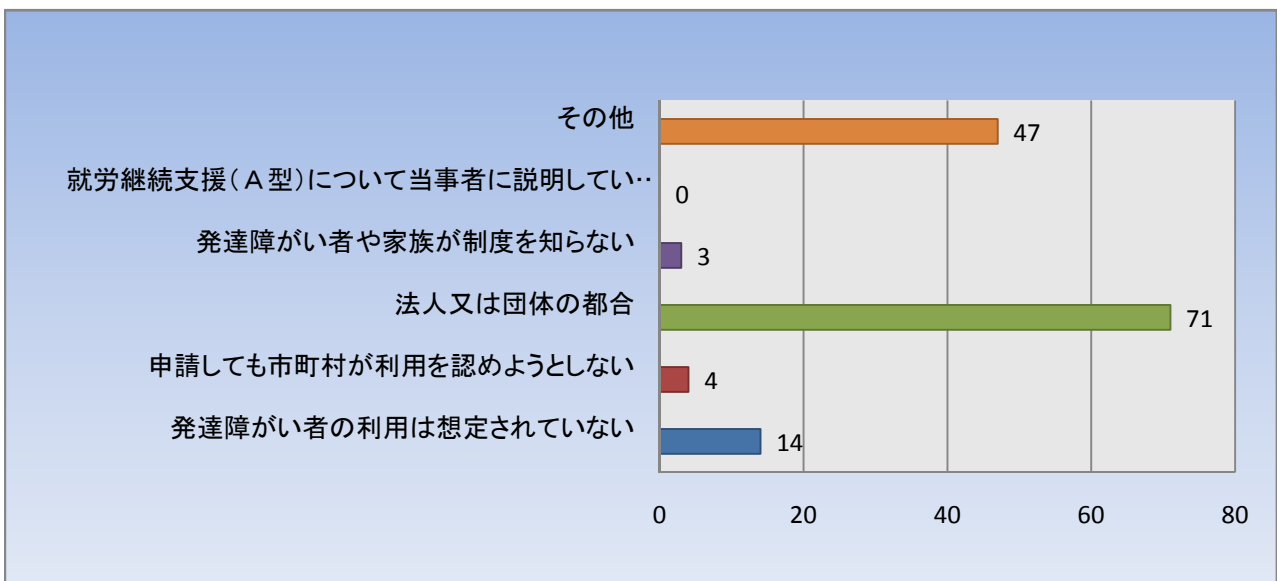
法人。及び職員の発達しょうがいに対する理解とスキルの不足
実施計画中
就労継続支援A型がスタートして間がなく、今の事業が軌道に乗ってから考えている。
前述の社会福祉法人のほうで行う予定
発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
新体系移行したばかりで、新たな事業の立ち上げが難しい。
市直営の相談支援事業所のため、居宅介護は民間の事業所が県の指定を受けて行っているため。
今後、就労移行もとの予定ではいるが、スタッフがそろわない、経営的に成り立たないなど、困難が予想されるので迷っている。
もともとが児童の入所施設のため、就労系のサービス実施には至らない

就労移行支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人がたくさん事業を独占するように建てていくことに反対だから
地域において新体系に移行した事業所がまだない。
申請及び指定に関する知識がないためです。
当団体に事業所が無い
とるかどうか迷っている。
現在事業所の規模を大きくする予定がないから
ニーズを把握していないので、回答出来ない。
そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービス で就労継続支援(A型)を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	14
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	4
法人又は団体の都合	71
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
就労継続支援(A型)について当事者に説明していない	0
その他	47
総計	139

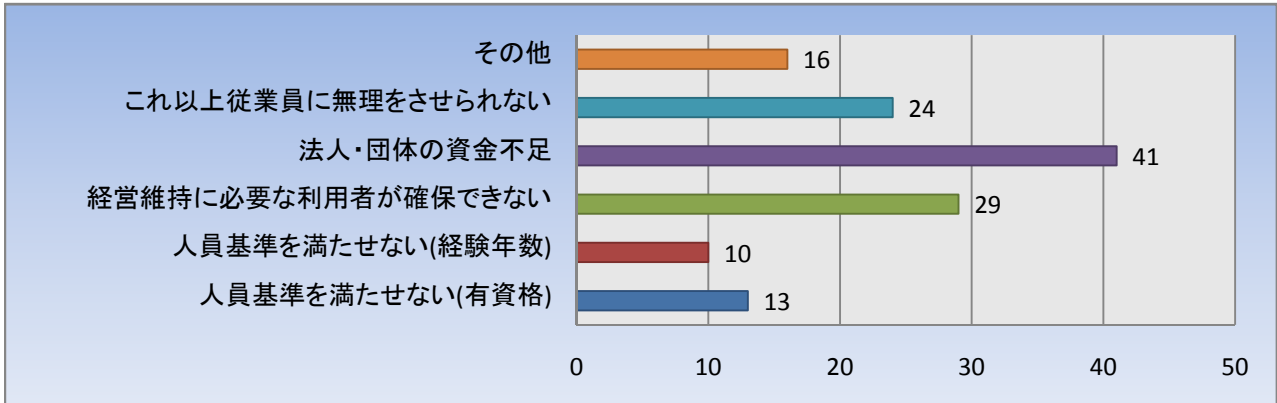


就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	29
法人・団体の資金不足	41
これ以上従業員に無理をさせられない	24
その他	16
総計	133



就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。
実施計画中
発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
年間を通じて利用者に賃金が払えないから。
居宅介護の理由と同じ。
地方自治体が就労支援A事業所を想定していない。法人としても現在行っていない。
もともとが児童の入所施設のため就労系サービスの実施には至らない
工賃収入でのめどが立たない。

就労継続支援(A型)のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どのような理由ですか？ 具体的にお書きください

法人として事業を実施していない為

現在のところ、当事業所の利用者に該当者がいない。

・提供する場所の問題(家賃や広さ)など ・A型をした場合、利用者に最低賃金の一時間663円の工賃(適応除外申請があるが…)が出せるかという心配

前述の社福で行う予定

新体系移行したばかりで、新たな事業の立ち上げが難しい。運営上必要なハード面、ソフト面の体制作りができない。

適切な支援があれば一般就労が可能であるため。

申請及び指定に関する知識がないのでしていない。

利用単価の低さから運営が成り立たない為

困い込みに過ぎないA型には、反対だから。すべて、民間企業にて働いてもらう基本方針のもと、知的・身体・精神・発達、高次脳の障害者を民間企業で就業させています。

当団体に事業が無い

作業能力の程度が問題であり、就労に繋がる利用者は就労している。

法人内にA型の事業がない

特例子会社では運営不可

ニーズを把握していないので回答出来ない。

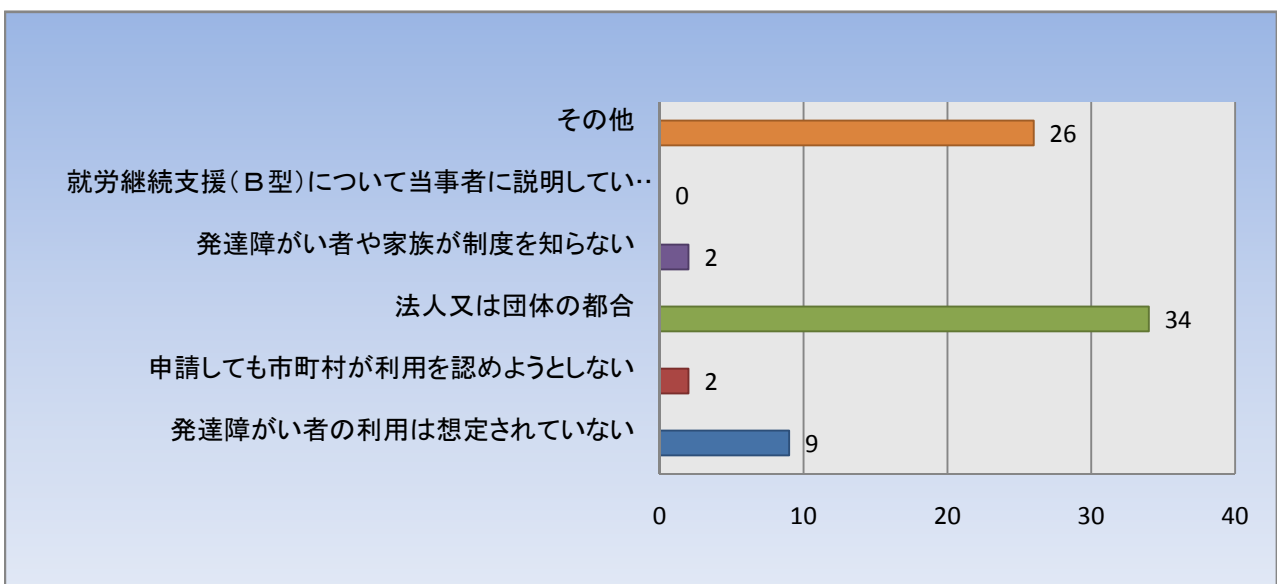
ニーズはあっても、雇用契約を結ぶA型の場合、業務遂行上、コミュニケーション能力を重視する場合があります、ミスマッチが起きてしまう。また、コミュニケーションをサポートする人員を、現行の報酬単価では対応できない。

そのサービスをしていないから

事業所として就労継続支援を開設していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで就労継続支援（B型）を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	9
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	2
法人又は団体の都合	34
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
就労継続支援（B型）について当事者に説明していない	0
その他	26
総計	73

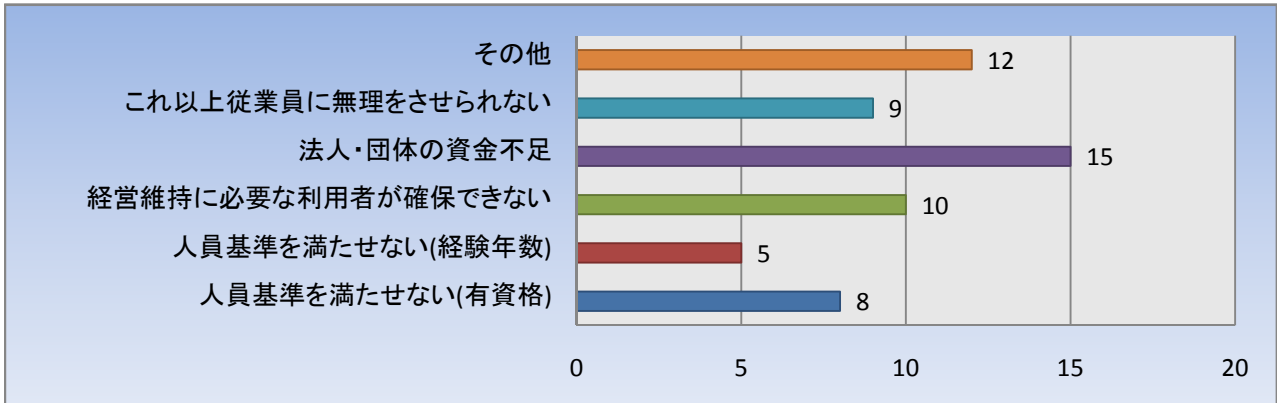


就労継続支援（B型）のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	8
人員基準を満たせない(経験年数)	5
経営維持に必要な利用者が確保できない	10
法人・団体の資金不足	15
これ以上従業員に無理をさせられない	9
その他	12
総計	59



就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

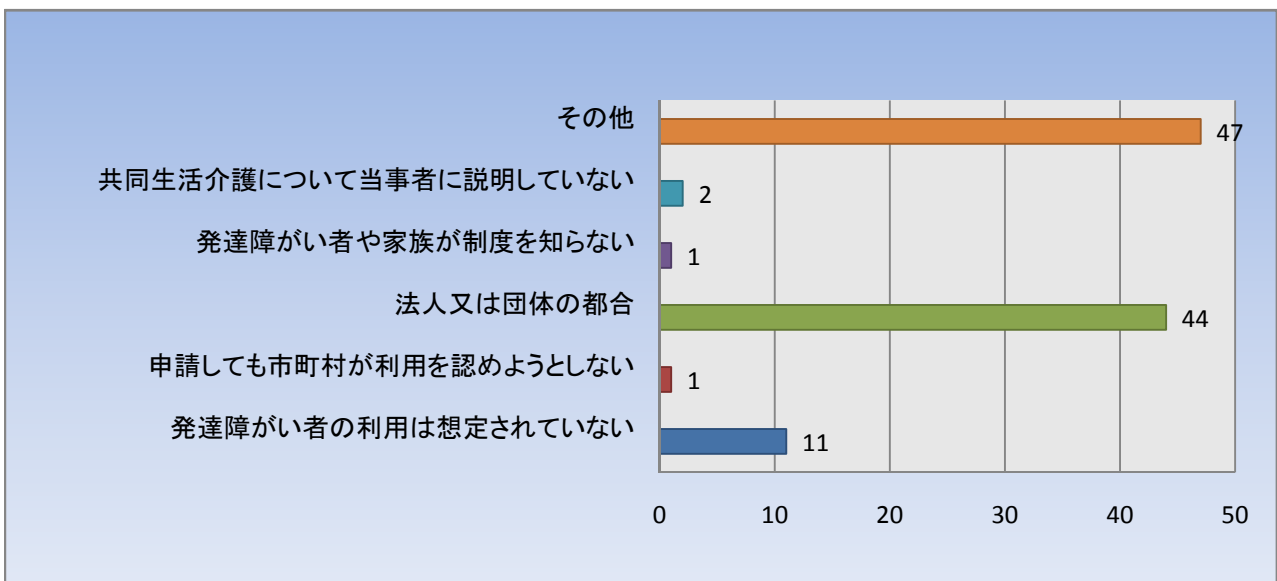
- 事業に参入する計画がない。
- ニーズはあるが私たちの事業所が行う事業ではないから。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 障害者の所得保障を考慮したうえで法人が決定したため(障害者の雇用拡大をモットーとしています)
- 居宅介護の理由と同じ。
- 身体障害者授産施設から新体系のB型へ移行予定
- 法人・施設が事業開始から間もないため。

就労継続支援(B型)のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 就労移行支援実施後の移行体制であるため。就労移行支援より支援費単価が低い
- 単価が低い
- 前述の社福でやる予定
- 適切な支援があれば一般企業で働くことができるため。
- 申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。
- 本来は行いたかった(施設・利用者の共に)が、利用条件が厳しくできなかった。及び、生活介護と同様。
- 今のところ、ニーズがないようだ。
- 株式会社では運営不可
- そのサービスをしていないから
- 事業所として就労継続を開設していない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで共同生活介護を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	11
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	1
法人又は団体の都合	44
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
共同生活介護について当事者に説明していない	2
その他	47
総計	106

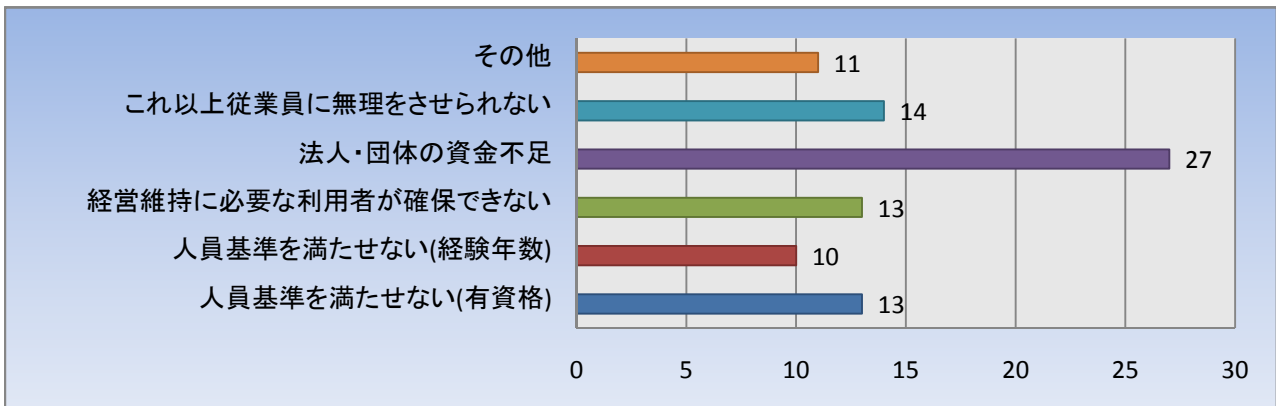


共同生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

共同生活介護のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	13
法人・団体の資金不足	27
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	11
総計	88



法人又は団体の都合その他

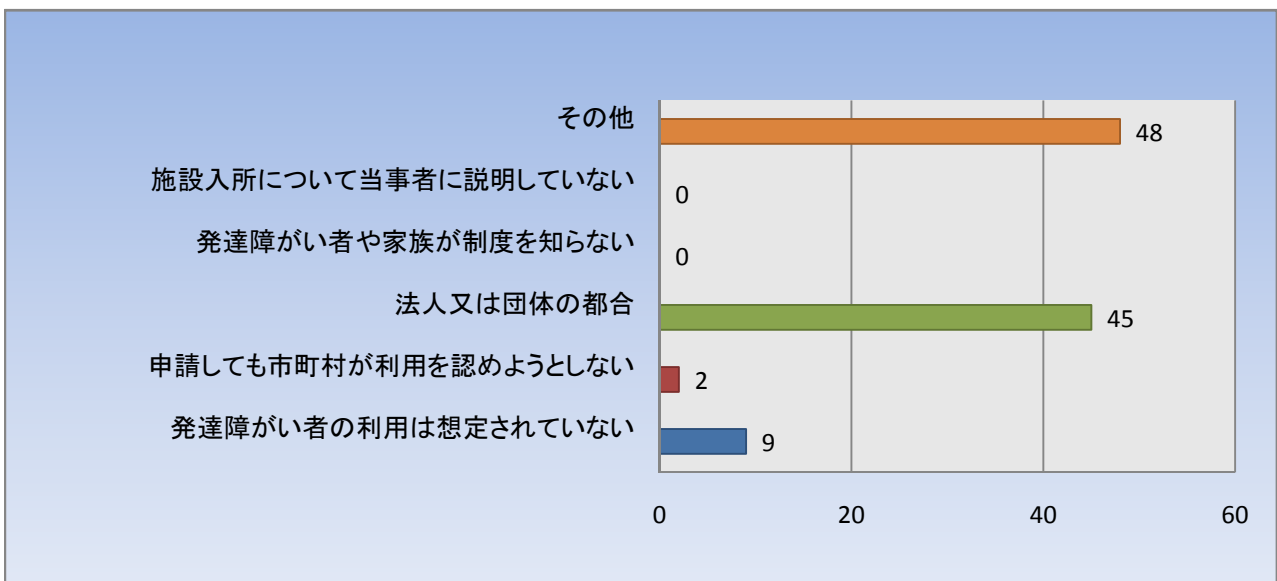
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。
- ・夜間の支援体制がとれない(スタッフの雇用が困難) ・場所の確保(建設・借用含む)が困難
- 居宅介護の理由と同じ。
- 生活の場がない
- 他法人でニーズの補完が可能であるから

その他

- ケアホームがない
- 現在の職員はではバックアップができない
- 運営の厳しさ(低い単価設定や補助金の低さなど)
- 今後、計画している。
- 前述の社福で行う予定
- 施設を有していないため
- 申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。
- 場所が無い
- 介護は現在必要としていない
- 市内にあるグループホームに空きがない為
- そのサービスをしていないから
- 資源不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで施設入所を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	9
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	2
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	0
施設入所について当事者に説明していない	0
その他	48
総計	104

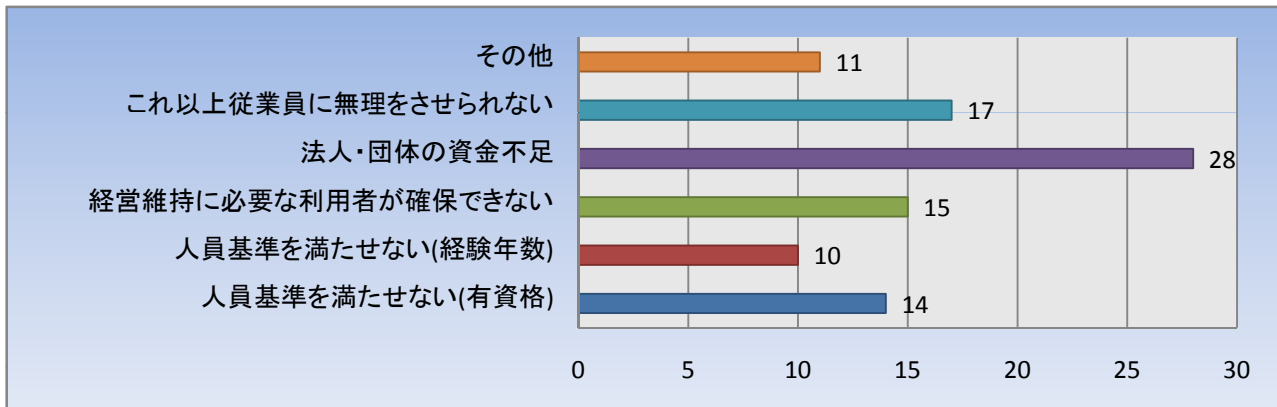


施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

以前から、入所施設が欲しいと、行政には働きかけているが、自立支援法で国がもうつからないと考えているので、難しいの一点張りで困っています。

施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	14
人員基準を満たせない(経験年数)	10
経営維持に必要な利用者が確保できない	15
法人・団体の資金不足	28
これ以上従業員に無理をさせられない	17
その他	11
総計	95



施設入所のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

民間の社会福祉法人が市により誘致しているため

発達障害者支援センターが附置された機関が公的な医療機関の為。

事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。

居宅介護の理由と同じ。

入所施設がない

入所施設の運営予定はない

現在施設入所の事業を行っていない。

入所施設でないため

施設入所のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

法人として事業を実施していない為

新事業体系に移行したため、施設入所の利用は考えていない。

同法人内に入所施設がある

入所型の施設ではないから 当事業所への入所のニーズがないから

入所施設ではない

脱施設化の為、入所施設を作れない。

自法人に入所施設を有していない

申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。

夜間施設だけでは、利用単価が低く運営が難しい為。

他法人でニーズの補完が可能であるから

当団体に事業所が無い

現在必要性がない

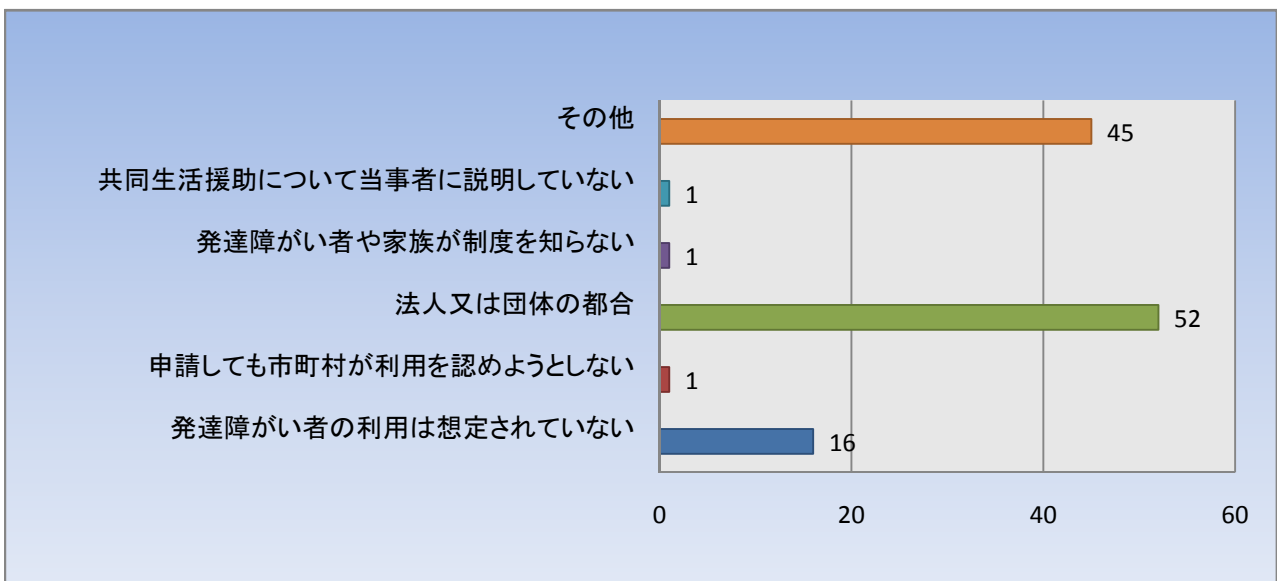
市内の施設入所の空きがない為

法人で施設入所を運営していない。

そのサービスをしていないから

ニーズがあるのに提供していないサービスで共同生活援助を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	16
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	1
法人又は団体の都合	52
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
共同生活援助について当事者に説明していない	1
その他	45
総計	116

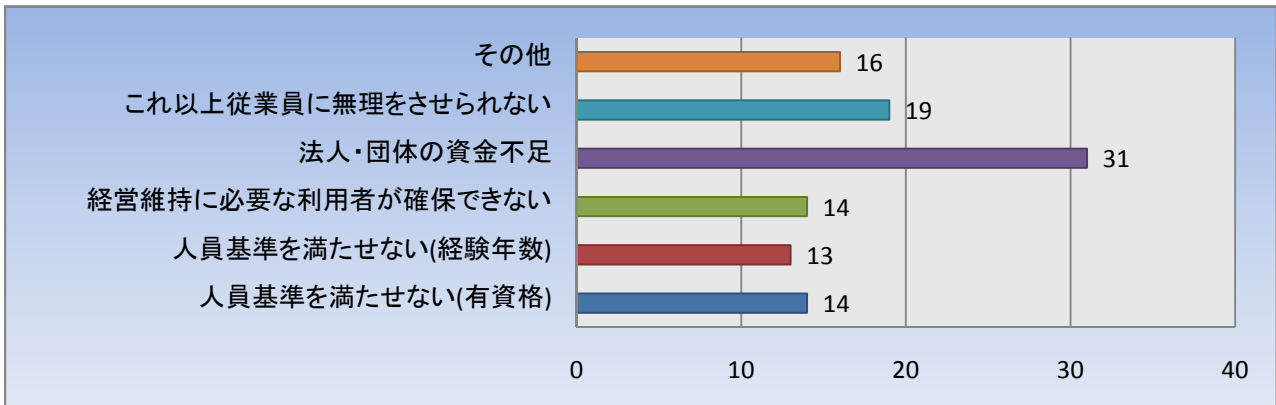


共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

記入なし

共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	14
人員基準を満たせない(経験年数)	13
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	31
これ以上従業員に無理をさせられない	19
その他	16
総計	107



共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達しょうがいに対する理解とスキルの不足。また、共同生活援助に対して夜間のケアが確保できない

当法人は、「はたらくことへの支援」を基本理念としており、日中活動と雇用就労支援をメインに活動しています。したがって生活面のサポートも行なうこととなるとその中の利用者の方にとっては、常に同じ法人の職員の監視下にいるような錯覚を与えかねないと考えています。保護者が不在、または高齢化にともなってやむを得ず、1ヶ所のみ運営していますが、基本的には他の法人の事業を活用するようにしていただいています。

多忙のため事業開設に取組めない。(計画はある。)

発達障害者支援センター事業の内容と違うため。

事業所としてはしていませんが、法人としてはしています。

現在の人員で余力がない

現在行っていない。

法人・施設が事業開始から間もないため。

共同生活援助のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

資源がない

グループホームが無い

今、立ち上げようと助成金を申請中であります(民間の)公的な助成があれば助かるのですが。

申請に関する指定申請の準備と基準がわからないため。

場所が無い

他法人でニーズの補完が可能であるから

市内に提供施設がない為

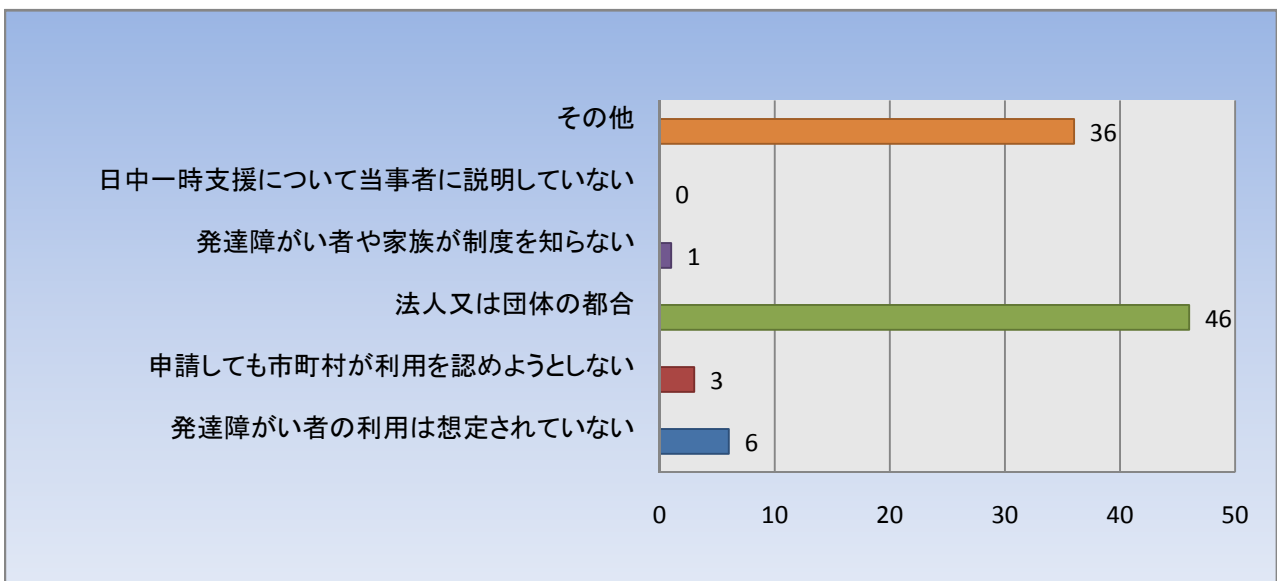
そのサービスをしていないから

事業所に発達障害者があまり相談に来ない。ふらりと遊びには来るがサービスの利用にはいたっていない。

資源不足

ニーズがあるのに提供していないサービスで日中一時支援を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	6
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	3
法人又は団体の都合	46
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
日中一時支援について当事者に説明していない	0
その他	36
総計	92



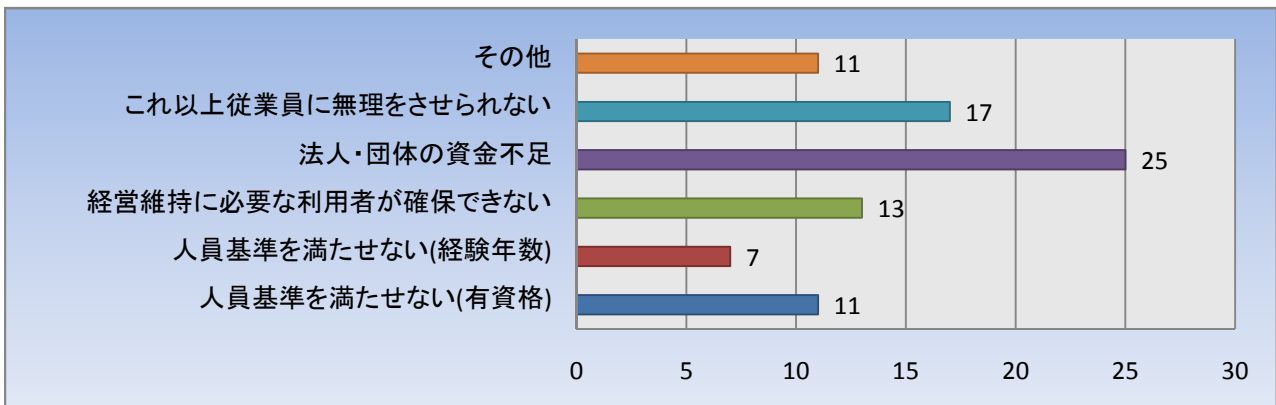
日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

他の地域生活支援事業(地域活動支援センター)を実施しているから。

来年度認可予定

日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	11
人員基準を満たせない(経験年数)	7
経営維持に必要な利用者が確保できない	13
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	17
その他	11
総計	84



日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

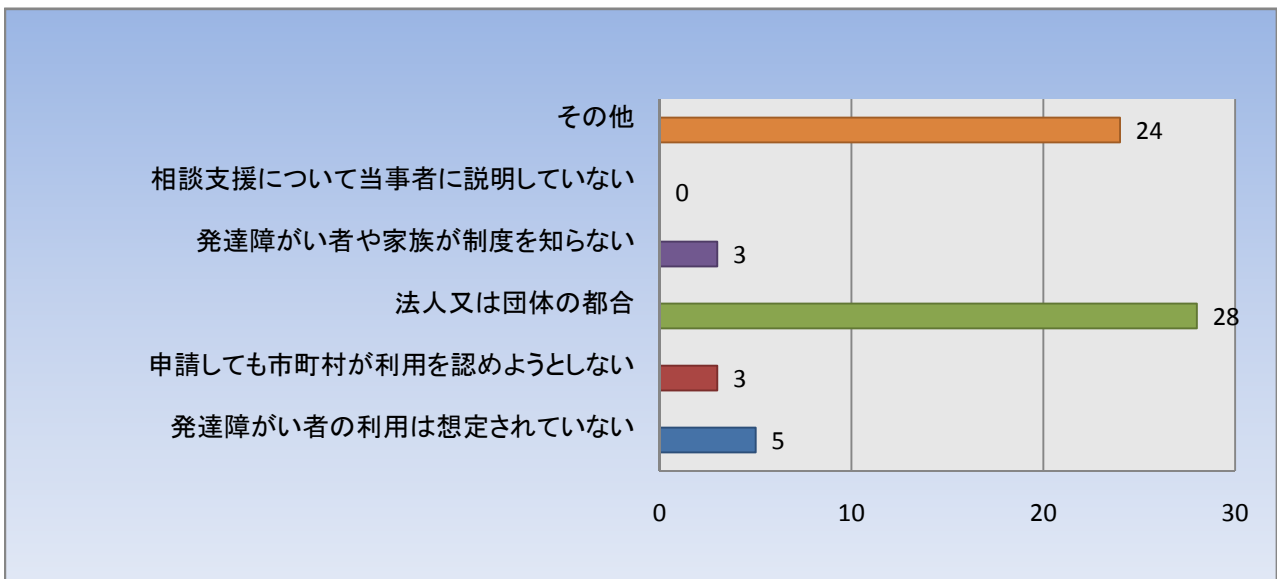
- 事業に参入する計画はない。
- 実施に向けて地方自治体と前向きに検討中
- 指定基準を満たす事業を実施していない(短期入所の併設が必要なため)
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 民間事業所に委託して実施している。
- 現在事業を行っていない
- 法人・施設が事業開始から間もないため。

日中一時支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

- 法人として事業を実施していない為
- 体制が整えられない為
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- 法人で日中一時支援を運営していない。
- そのサービスをしていないから
- 事業所として日中一時支援事業を行っていない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで相談支援を選択した方にお聞きます。その理由について該当するものを全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	5
申請しても市町村が利用を認めようとしていない	3
法人又は団体の都合	28
発達障がい者や家族が制度を知らない	3
相談支援について当事者に説明していない	0
その他	24
総計	63

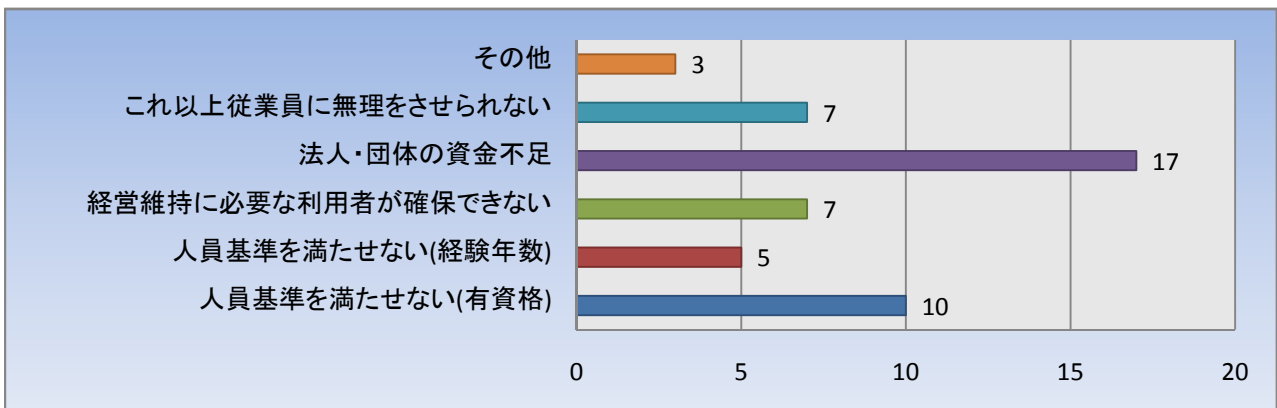


相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとしていないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

予算的なものだと思います。

相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	10
人員基準を満たせない(経験年数)	5
経営維持に必要な利用者が確保できない	7
法人・団体の資金不足	17
これ以上従業員に無理をさせられない	7
その他	3
総計	49



相談支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どういった理由ですか？

相談支援事業所の事業を行っていない。

相談支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どういった理由ですか？
具体的にお書きください

そのための補助金を出してくれるのか分からない)

人員不足

単価が低い

多忙のため事業開設に取組めない。

現実的には、事業所で対応していることが多いが、サービスメニューとしてできれば取り組みが深まると思う。事業所としては、現在のところ制度として取り組むだけの体制はない。

施設利用者には行っている。外部に対してはきちんとした形ではなく、簡易的におこなっている。又、地域に相談支援体制がある為。

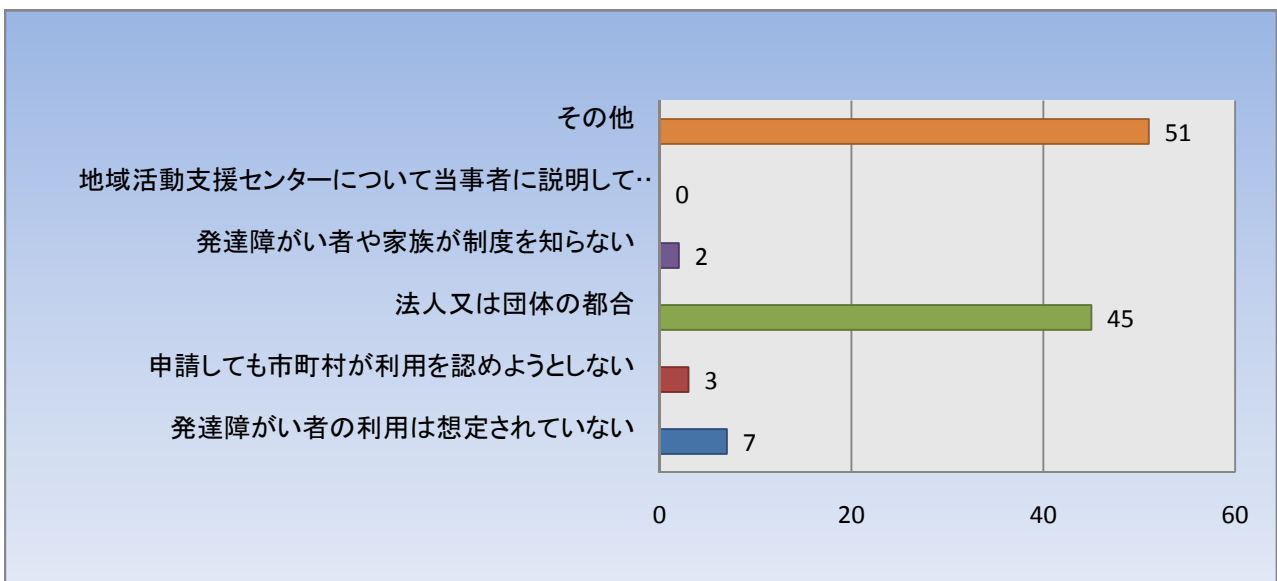
三障害の就業支援のみを行う団体だから。

法人で相談支援を運営していない。

市の子供発達センターが行っているため

ニーズがあるのに提供していないサービスで地域活動支援センターを選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	7
申請しても市町村が利用を認めようとするしない	3
法人又は団体の都合	45
発達障がい者や家族が制度を知らない	2
地域活動支援センターについて当事者に説明していない	0
その他	51
総計	108

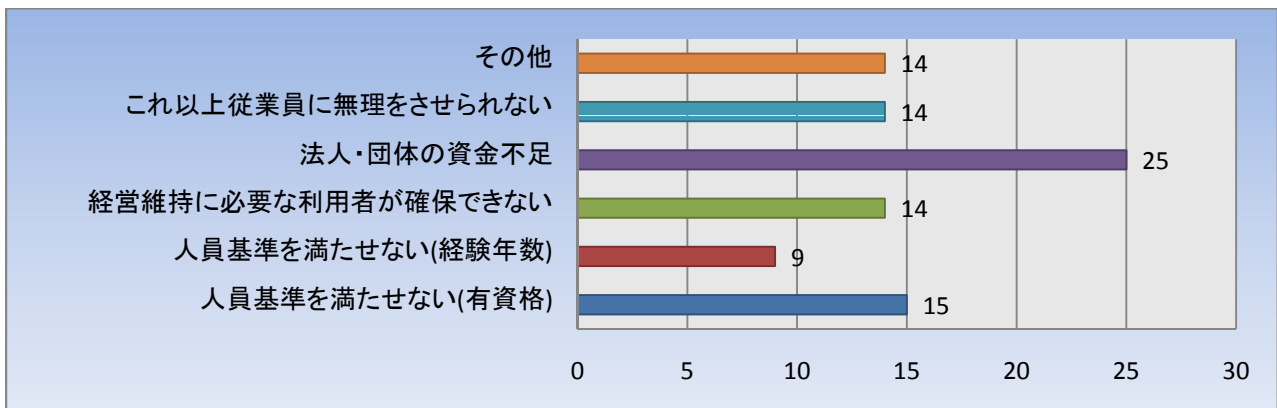


地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとするしないを選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

フリースペースに対して補助金を出す根拠が明確に示しづらい
市の資金不足

地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きします。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	15
人員基準を満たせない(経験年数)	9
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	25
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	14
総計	91



地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

事業に参入する計画がない。

発達障害者支援センターが附置された機関が公的な医療機関の為。

運営がなりたない(人員配置基準に見合う報酬でない)

十分な報酬が無いから。

民間事業所に委託して実施している。

法人として現在行っていない

非常にニーズの高い事業であるが運営費が低額であり必要な人員の確保が困難。

もともとが児童の入所施設のため地域活動支援センター実施には至らない

地域活動支援センターのニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きします。どういう理由ですか？ 具体的にお書きください

地域活動センターの事業を行っていない。

数年以内に実施する予定で現在調整中

新事業体系へ移行したため、地域活動支援サービスへの移行は必要ない。

必要性を感じていない

前述の社福で実施しているから

すでにタ法人で設置されている

町内にすでに地域活動支援センターに指定されている事業所がある。

法人として別体系の施設を運営していること。利用単価(低く)の関係で運営が難しい為。

三障害の就業支援のみを行う団体だから。

地域活動支援センターの運営予定はない

近隣の地域活動支援センター・区福祉機関との連携で対処している

市内に活動支援センターがない為

法人内に事業がないため

地域活動支援センターの要綱の整備が市川市では遅れている。

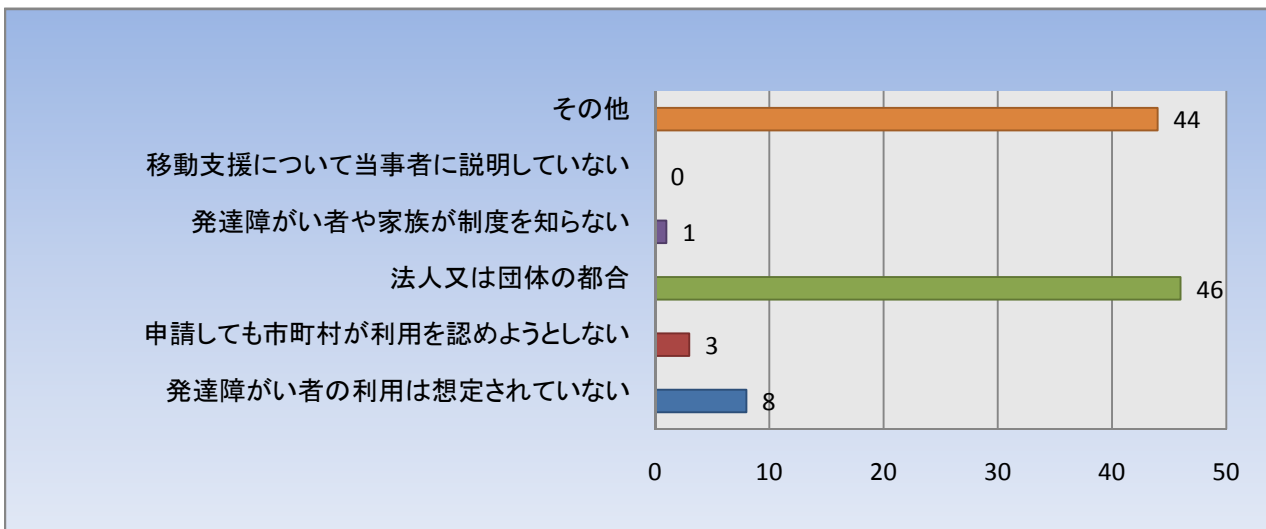
ニーズを把握していないため回答出来ない。

そのサービスをしていないから

事業所として事業の活動が出来る体制にない。

ニーズがあるのに提供していないサービスで移動支援を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

発達障がい者の利用は想定されていない	8
申請しても市町村が利用を認めようとししない	3
法人又は団体の都合	46
発達障がい者や家族が制度を知らない	1
移動支援について当事者に説明していない	0
その他	44
総計	102



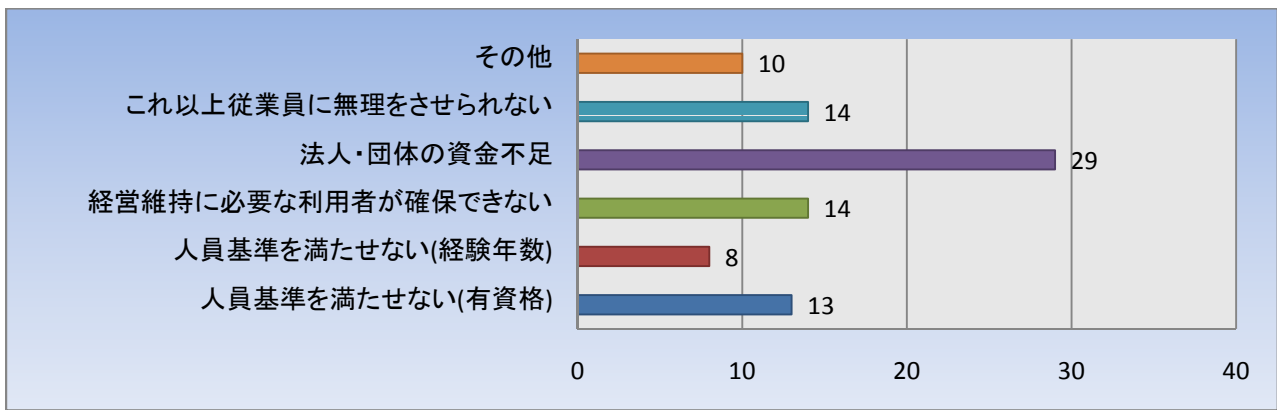
移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で申請しても市町村が利用を認めようとししないを選択した方にお聞きます。どういう理由ですか？具体的にお書きください

認められていない訳ではないが、利用人数枠等が設定されており、法人努力だけでは対応できない。

市が療育手帳A判定の方しか利用を認めていないため、B判定が多い発達障害の方は利用できないケースが多い
発達障害のある方への行動援護の要介護度認定の項目がないため。

移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合を選択した方にお聞きます。その理由について該当するもの全てを選択して下さい

人員基準を満たせない(有資格)	13
人員基準を満たせない(経験年数)	8
経営維持に必要な利用者が確保できない	14
法人・団体の資金不足	29
これ以上従業員に無理をさせられない	14
その他	10
総計	88



移動支援のニーズがあるのに提供していない理由で法人又は団体の都合「その他」を選択した方にお聞きます。どのような理由ですか？ 具体的にお書きください

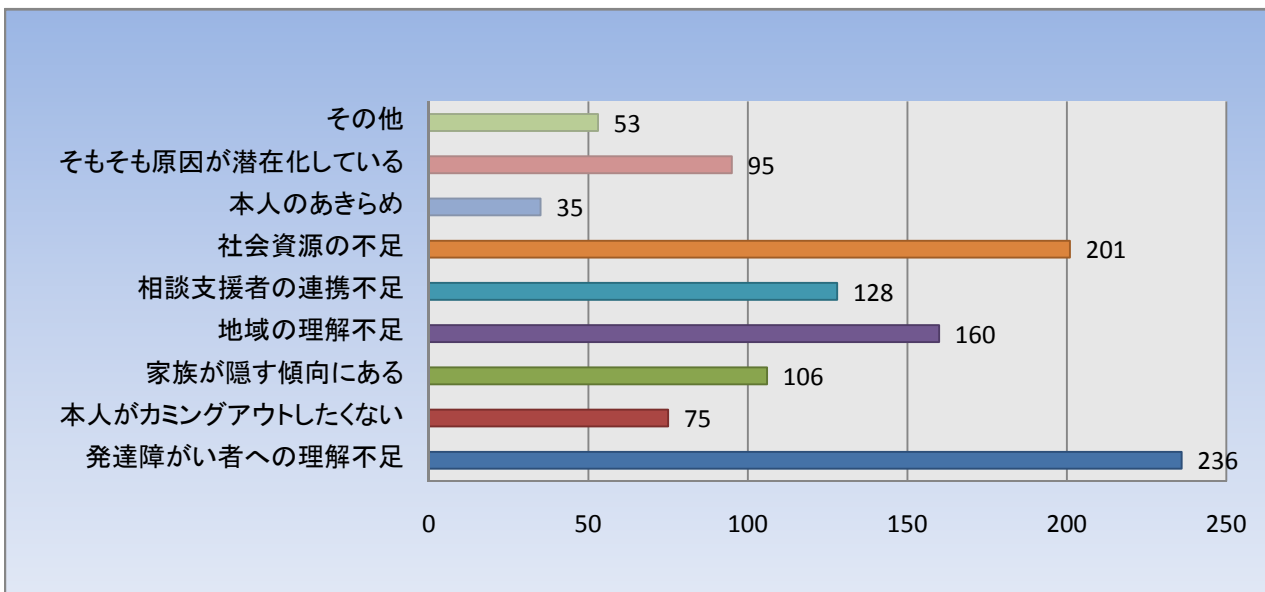
- 事業に参入する計画がない。
- 発達障害者支援センター事業の内容と違うため。
- 事業拡大が難しい
- 民間事業所に委託して実施している。
- 法人として現在行っていない
- もともとが児童の入所施設のため移動支援実施には至らない

移動支援のニーズがあるのに提供していない理由でその他を選択した方にお聞きます。どのような理由ですか？ 具体的にお書きください

- 法人として事業を実施していない為
- 時間数が足りない
- 現在のところ、日中活動サービス及び共同生活介護事業所のサービスで対応できている。
- 単価が低い
- 男性のヘルパーが絶対的に不足しており、利用したいが出来ない方が多数いる。
- 事業拡大が難しい
- 体制が整っていない為
- ニーズはあると思うが、サービス利用の意向が確認できない
- 三障害の就業支援のみを行う団体だから。
- ニーズを把握していないため回答出来ない。
- 法人で移動支援を運営していない。
- 移動支援事業を行っていない。

発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因は何だと思いますか？ 該当するものを全て選択してください

発達障がい者への理解不足	236
本人がカミングアウトしたくない	75
家族が隠す傾向にある	106
地域の理解不足	160
相談支援者の連携不足	128
社会資源の不足	201
本人のあきらめ	35
そもそも原因が潜在化している	95
その他	53
総計	1089



発達障がい者のニーズが顕在化してこない原因でその他を選択された方にお聞きします。どのような原因だと思いますか？ 具体的にお書き下さい。

発達障害だという診断をできる場所、医師がいない。診断されない発達障害者自体が潜在している。

顕在化してきていないとは思わない。当事業所では、発達障がい者の利用者も多いです。

本人が何をどうすればよいか全くわからない、考える力もない、勿論考えようという意識も持てないのではと思います、とにかく心ある人の助けが必要なのです。

本人が上手に伝えられない

知的障害者の場合：家族・本人の本音は言葉にしづらいらしい。：在宅の障害者さんが多くなってきているが、連絡の方法がない。探せない。本人から発信することは、まれである。

対象者本人の障害受容(カミングアウトとは異なるものと思われる)

現在、就労継続支援B型の事業所の立ち上げを準備中です。

ご本人が福祉的サービスの希望が無い。

他障がいには「本人の声の強さ」があるが、重い知的障がいのある方々は代弁せざるを得ない方が多い。本人のニーズを集約していく機関も不十分である。

各サービス事業所が充足しているから

本人ではなく、保護者の希望で進路を決定している場合が多い

特に知的障害を伴わない発達障害(高機能自閉症、ADHD、LDなど)の障害を持つ保護者にこういう福祉サービスがあるという情報が周知されていない、また知的障害をもたない発達障害の方に対して、福祉サービスの対象になるのかどうか、法的な位置づけが不明瞭

1)精神科医療を中心としたカンファレンス不足、2)高機能広汎性発達障害を想定した場合、支援者側もどのようなニーズがあるのか(本来福祉サービスとして何が想定されるのか)が分かっていない

目に見えない障害で周りからわかりにくい。また周りの知識不足で本人が困っていても、拾い上げることができていない

家庭状況(親が当事者のケースや親のエゴなど)・貧困状況

社会環境、状況が彼らを生きづらくさせているのではないか。

当法人で提供しているサービスが障がい手帳を持っている方へ、市町村が支給決定することで始まることなので、この時点でどのようにケースワークしているのかが疑問。

きちんと診断できる医師がいない。要支援者として、的確なサービスのマネジメントを出来る人材・機関がない。また、個別の支援に対してマンパワーが足りず、結果として放置されている。

診断できる医師・医療機関の不足

個人情報保護法による発達障がい者の情報不足。

世間の関心の低さにより、それにより報道される機会が少なく、その現状を知る機会が利用者、一般者に対しても極端に少ないこと

発達障害の方は、知的障害者福祉の利用に違和感を感じている方が多い。自分が受けるべきサービスは違うと思われるようだ。

「発達障害」と診断されても、他の障害(精神障害、知的障害)と告知されているケースがあり、精神・知的のサービスを利用される場合も多いのでは？

発達障がいの定義が曖昧なため、どこが専門機関になるのかわかりにくい。そのため、家族が抱え込む状況になっているのではないか。

サービス提供者側のPR不足によって、利用できるシステムがあることを知らない。

現状の障害福祉サービスにおいて、発達障がいを想定した制度・報酬体系の組み立てになっていないため、サービス開発ができていないのではないのでしょうか。

医療、教育それぞれの現場で発達障害に対しての診断、理解の仕方が違うことや、本人が障害を認識していないことが多いことなどがサービスにつながりにくい現状になっているのではないか。

発達障がい者の利用者がいないことと、情報がないこと。

公的なアナウンス不足

発達障害者支援法で示された狭義の意味の発達障害としてお答えします。学齢期とそれ以前がその診断を受ける適切な時期と思いますが、診断を出せる医師が少ないこと、教育関係者、相談機関がそれを発見し支援に結びつけるだけの十分なスキルがないことがまず、大きいと思います。また、発達障害を診断されても、適切な支援がない(通級教室は岡山県は5箇所のみ)など、たくさんの課題だけが山積していると思います。必要な方に必要な支援が行き届くような社会が早く来ることを願うばかりです。

発達障がい者に対して、都道府県又は市町村が独自に行っているサービスや支援策があればお書きください。

茨城県発達障害者支援センターが設置されている(1箇所)

発達障害者の相談支援事業、精神保健福祉センターでの発達障害者対象の自助グループ

仙台市発達相談支援センターの設置、地域活動推進センター(発達障害者を主たる対象)への助成、民間相談機関への委託など

田辺市として、独自の相談支援体制を持っている

世田谷区の障害者計画に発達障害者もその一員になった

発達障害者支援センターの設置

発達障害者も障害者支援の枠組みに入れた。

地域生活支援事業の移動介護支援事業の支給時間が、身体ありと身体なし半々で支給されている。

生活支援サービス

啓発活動の一環として教育委員会がDVDの製作をおこなった程度

特別支援教育推進事業

福祉ホーム入居に対する助成金(水戸市)障害者就労育成のための教育機関の設置(茨城県)

発達障がい児を対象とした市独自のSSTプログラム

発達障害活動センターの設置

発達障害者支援センター

行政専門機関によるケースカンファレンスを利用した支援者側へのアドバイス

いろいろな県や市が単独事業を行われている様ですが・・・。

発達障害児(者)専門相談支援事業 発達障害児適応訓練事業 発達障害者就労訓練・生活支援事業 発達障害児家庭支援手法開発事業

特にないが、県が来年度に向けて新規に就労支援モデル事業の予算要求を行っています

乳幼児健診・地域療育センター運営事業・特別支援教育・地域療育センター学校支援事業・学齢障害児支援事業(学齢後期)・障害児居場所づくり事業・地域活動支援センター(障害者地域作業所)・障害者就労支援センター事業・相談支援事業(発達障害者支援センター)

発達障がい者相談支援事業所

移動外出支援

高等技術専門学校によるOA科の設置(平成20年度の7月から)。

レスパイト事業(仙台市障害者家族支援等推進事業)/心身障害者医療費助成制度/市営バス、地下鉄の無料乗車券配布/自立体験ステイ事業など

①知的障害者自立体験ステイ ②重度重複障害者等受入通所施設運営費補助

IQが高く、知的障害者手帳の交付が困難な方に、精神障害者手帳を交付することで、サービス利用を可能にしている。

障害者相談支援事業・障がい児等療育相談支援事業・障がい者就業・生活支援事業

学齢発達障害児支援

通所サービス利用促進事業

早期発見に向けた乳幼児健診マニュアルの改訂、発達障害者支援センターのランチ設置

直接サービスではないが、発達障害者支援体制整備会議等で関係機関との連絡調整・ネットワークの充実に向けての活動を行っている

①自閉症相談センター ②地域活動推進センター(いずれも再掲)

ジョブサポーター派遣事業…今年4月より、障害者就業・生活支援センターが県から委託を受けた事業。障害者の一般就労への意識付け・動機付けを図るために、企業等の場を借りた職場実習・体験をおこなう際、受け入れ先企業にジョブサポーターを派遣し、関係者間の調整および作業手順初頭の作成等の支援をおこない、円滑に実施できるようにサポートをおこなう。また、その対象に発達障害者が含まれている。

県発達障害者支援センターでは、研修、啓発活動、当事者支援や活動を行っている。

早期発見のためのスクリーニング、学校に通えない子のためのフリースクール、シェアサポート、発達障がい相談事業の委託

移動支援サービス等。

専門の相談機関がある。

沖縄県発達障害者支援センター

そのようなサービスの総括的な情報発信を受け取ることが少ない。積極的で系統だった情報発信が欲しい。

手帳申請の際、いわゆるボーダーの方たちも取りやすいような体制である。

福井県発達障害児者支援センタースクラム福井

発達障害者専門の支援センターがある。

発達障害を考えるフォーラム

独自では特になくと思います。

仙台市発達相談支援センターがあり、専門機関として事業所又は家族などの専門的な相談・支援などを行なっている

徳島県については大変遅れており、発達障害者のニーズを満たせていない。

発達障がい者の為のOAコースの職業訓練

佐賀県の県庁内で特別学級がつくられている

移動支援等

市が専門の相談機関を設置し、保健所でも相談を受付けている。

発達障がい支援センターが設置されている。(北海道)

仙台市では、発達障害者の専門相談機関(アーチル)がある。

県の発達障がい者対象の職業訓練(OA課)

相談支援事業はある程度充実していると思われるが、発達障害者に対してどの程度具体的に行われているかよくわからない。就労移行支援事業を行っているが、発達障害者の方の利用相談等の事例は今のところない。

宮城県発達障害者支援センター「えくぼ」

さいたま市では昨年からの発達支援センターの設置について、具体的に動き出した様です。

市・・・地域自立支援協議会の中に発達障害児(者)支援部会を設け、関係者で協議する場を設けている。

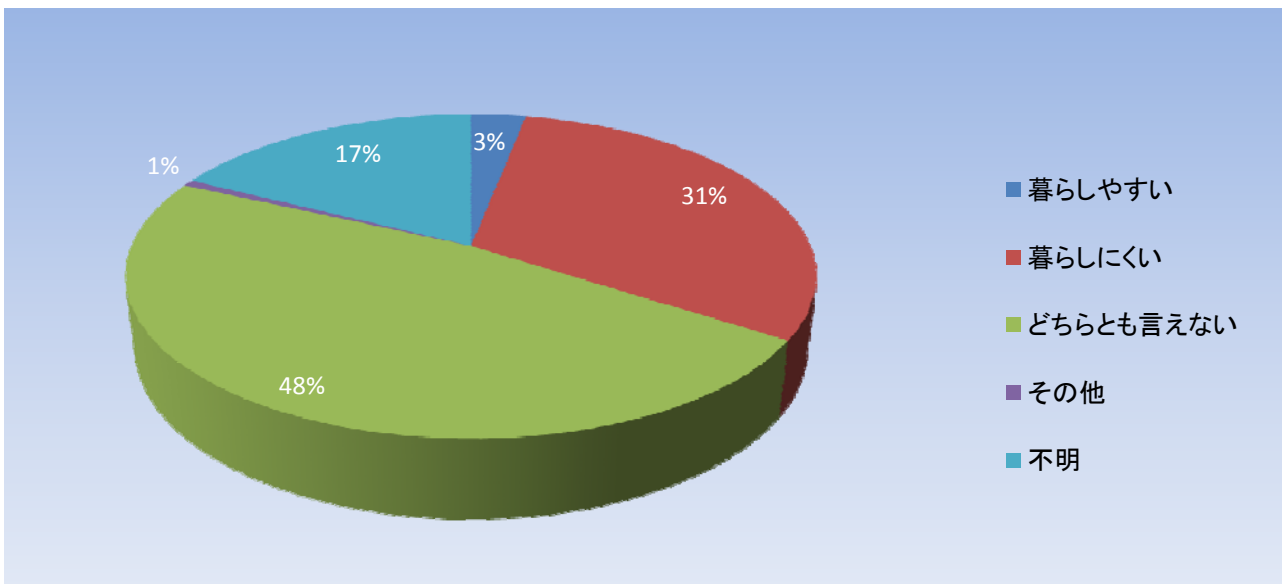
自閉症・発達障害支援センターが県が設置している。

センター設置

支援センター設置や職能通所(特定施設)の実施

あなたの地域の発達障がい者の暮らしの印象をお答えください。

暮らしやすい	10
暮らしにくい	101
どちらとも言えない	155
その他	2
不明	57
総計	325



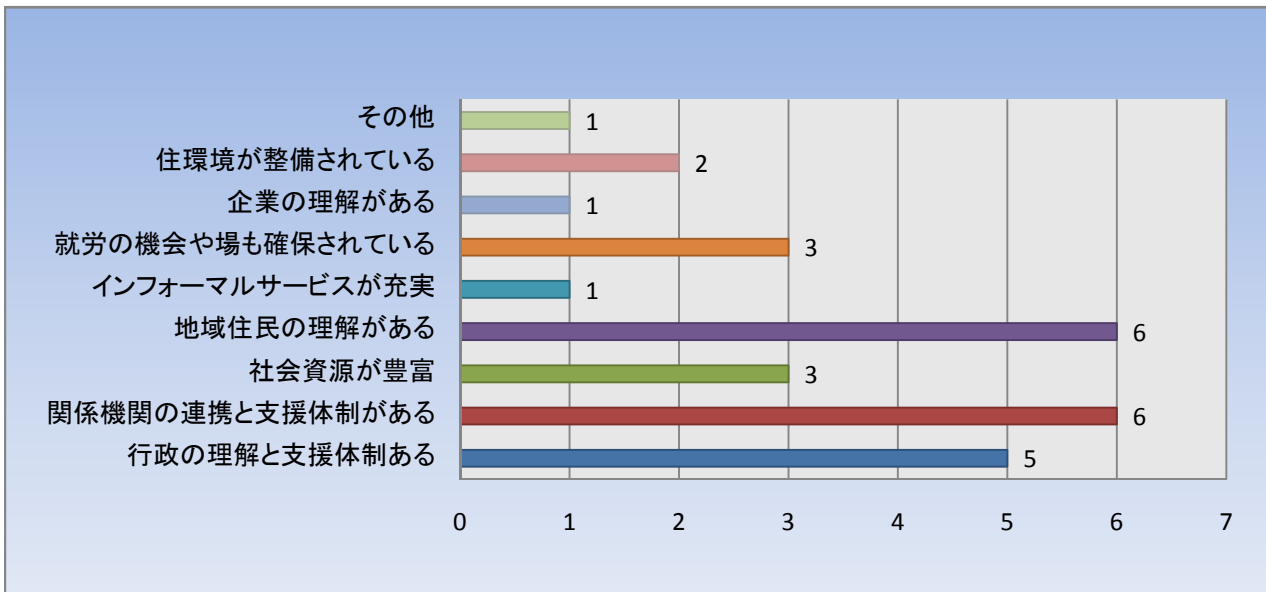
発達障がい者の暮らしの印象でその他を選択した方にお聞きます。どのような印象をお持ちですか？ 具体的にお書き下さい。

当事業所以外で彼らが楽しめる場所がない

個別の主観によるものであるから。

発達障がい者の暮らしの印象で暮らしやすいを選択した方にお聞きします。暮らしやすいと思う理由として該当するもの全てを選択して下さい

行政の理解と支援体制ある	5
関係機関の連携と支援体制がある	6
社会資源が豊富	3
地域住民の理解がある	6
インフォーマルサービスが充実	1
就労の機会や場も確保されている	3
企業の理解がある	1
住環境が整備されている	2
その他	1
総計	28

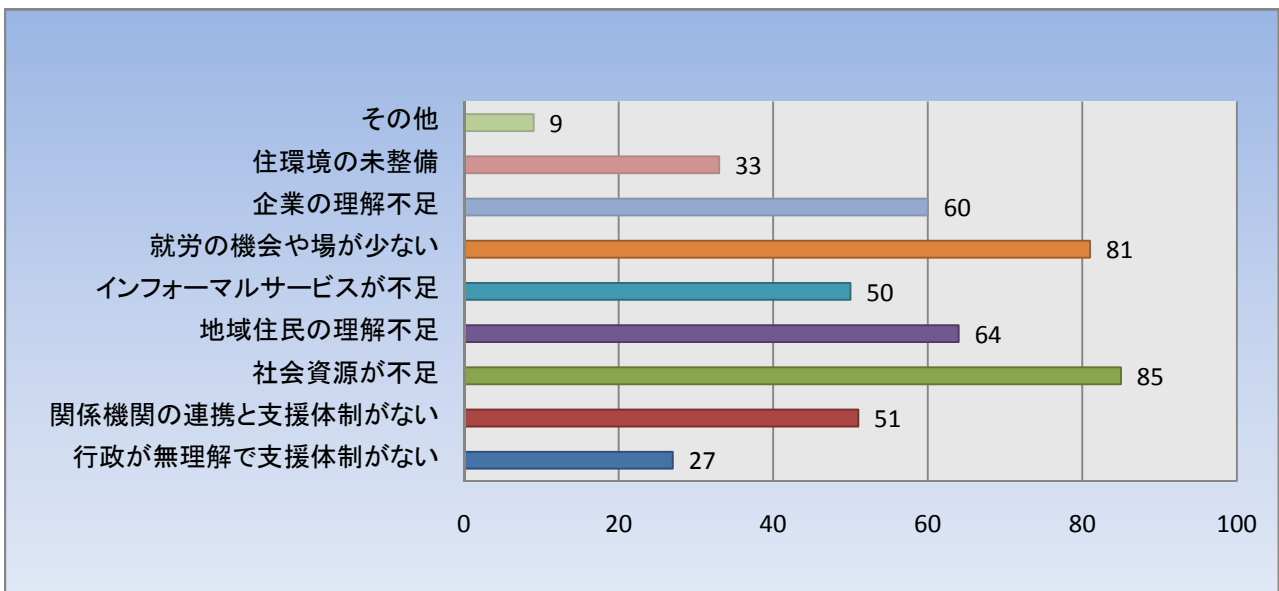


暮らしの印象で暮らしやすい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしやすいと思われる理由を具体的にお書き下さい。

当施設は、地域の商工会に会員として一緒に活動をしています。また、地域の自治会・子供会・商工会・大学・施設と一緒にイベントを開催するなどの連携が図れている。その為、相互に相談体制が構築されている。

発達障がい者の暮らしの印象で暮らしにくいを選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思う理由として該当するものを全てを選択してください。

行政が無理解で支援体制がない	27
関係機関の連携と支援体制がない	51
社会資源が不足	85
地域住民の理解不足	64
インフォーマルサービスが不足	50
就労の機会や場が少ない	81
企業の理解不足	60
住環境の未整備	33
その他	9
総計	460



暮らしの印象で暮らしにくい理由をその他と選択した方にお聞きします。暮らしにくいと思われる理由を具体的にお書き下さい。

偏見

法や制度がまだまだ未整備である。

障害者さんが、どこに住んでいるのか不明。

その困難さの理由である障害について、きちんと診断し本人および家族へ説明のできる医師が少ない。理解をもって個別対応を受け入れられる事業所が少ない。

生活をマネジメントできる人材がないから。また、その発端となる診断を出来る医師が少ないから。

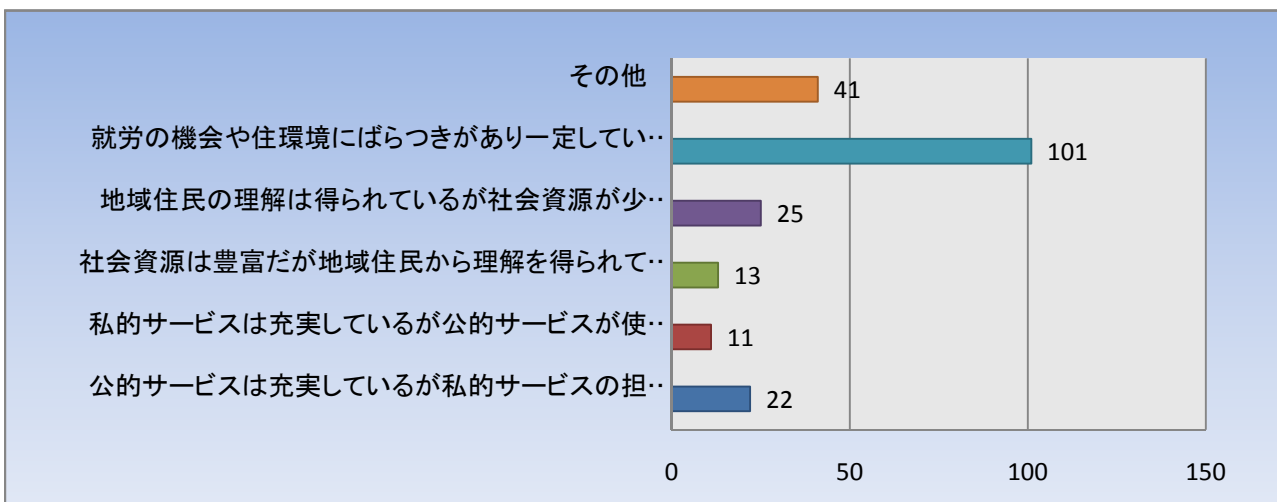
発達障害を理解する支援・療育機関及び専門員が少ない、ライフステージが変わるごとに支援が繋がらず一貫性に欠ける

社会全体での福祉に対しての調和が取れていない。行政の福祉政策で人材確保の財政が低すぎる為、好ましい体制が取れない。

発達障害に対する理解が進んでおらず、本人や家族に自覚がない場合が多い。精神障害と混同され、家族からも病気扱いされて施設入所や入院を勧められるような状況。

発達障がい者の暮らしの印象でどちらとも言えないを選択した方にお聞きます。どちらとも言えないと思う理由として該当するものを選択して下さい

公的サービスは充実しているが私的サービスの担い手がない	22
私的サービスは充実しているが公的サービスが使いづらい	11
社会資源は豊富だが地域住民から理解を得られていない	13
地域住民の理解は得られているが社会資源が少ない	25
就労の機会や住環境にばらつきがあり一定していない	101
その他	41
総計	213



暮らしの印象でどちらとも言えない理由をその他と選択した方にお聞きします。どちらとも言えないと思う理由を具体的にお書き下さい。

そもそも取り組みが始まったばかりで、効果を客観的に評価できる段階にない。また、自立支援法の対象者として明確に障害認定され利用に至っていないケースが多い。

公的サービスも私的サービスの社会資源不足。地域社会の理解も希薄。本人保護者絵の啓発も希薄

資源も理解も答える状況まで達していない。

状況をつかめていない

本人及び家族の障害認知が出来ていず、障害者福祉対策の枠組みに入ってこず。

軽度の人是比较的良いが、重度の人は難しい。

まだまだ私どもには未知のことがおおくありますので・・・

「暮らしにくさ」の原因は環境や社会資源(支援者側)だけでなく、本人自身・家族自身にもその要因があると感じているため。

現在の地域生活移行で、共同生活介護と日中活動を利用することで、収入が不足してしまう。経済的な見直しが必要であれば定着は難しい。

他地域との比較をしたことがないのでわからない。

地域住民の理解はそれほど得られておらず、社会資源も乏しい。

特に優れた面もなければ、大きな阻害要因も思い浮かばない。

サービスの充実と発達障害者の暮らしの印象は一致するのでしょうか？

地域住民の理解が必ずしも得られていない。

田舎であり、理解不足もあるし、情報不足もあると思われる。そんな中でこの地域の相談事業所では、生活支援面、就労支援面から発達障がいの方への相談に応じる体制を徐々に作ろうとの意識付けはしてきている。今後の取り組み次第かとも思う。

発達障害のかかわりが少なく判断できない

すべてを把握しているわけではない、という前提で・・・個別の満足度を図る指標がないし、全体像も見えにくいいため、判断がつかない

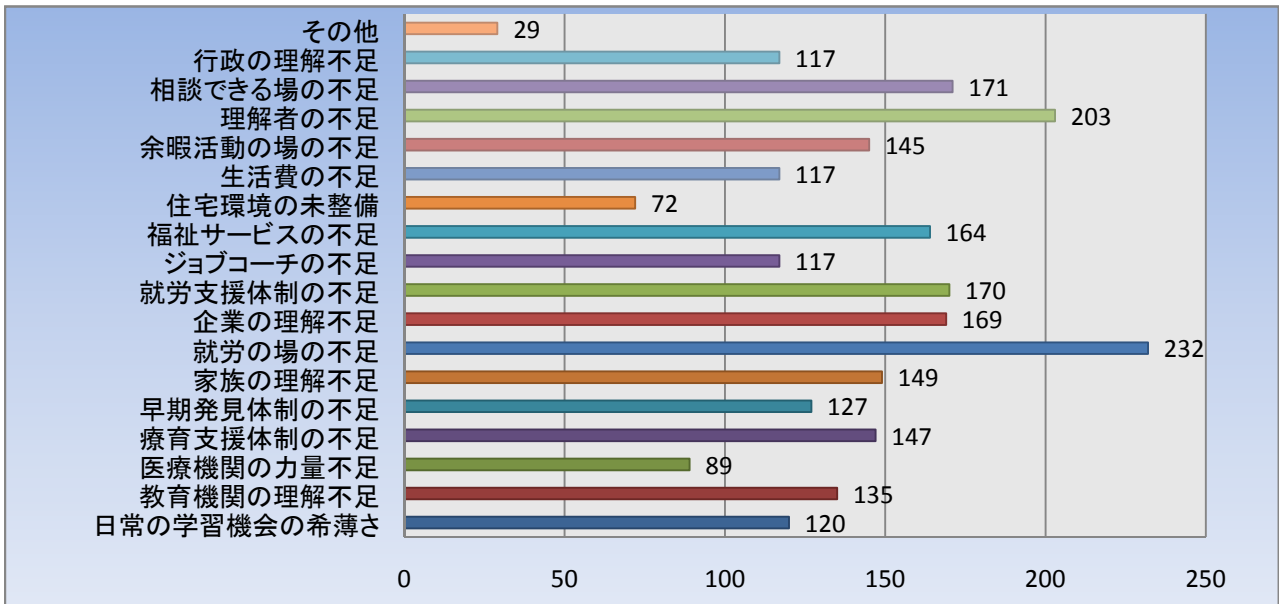
解答例が適合しない。資源も理解も問いかけもまだ不足しているように感じます。

かかわりが頻繁でないので判断できない

一部を除きまだまだ、全国的にほとんど無策の状態なので、この地域のみをとりあげてよしあしを述べられません。

発達障がい者の日常生活の阻害要因にはどのようなものがあるとお考えですか？ 該当するものを全て選択して下さい

日常の学習機会の希薄さ	120
教育機関の理解不足	135
医療機関の力量不足	89
療育支援体制の不足	147
早期発見体制の不足	127
家族の理解不足	149
就労の場の不足	232
企業の理解不足	169
就労支援体制の不足	170
ジョブコーチの不足	117
福祉サービスの不足	164
住宅環境の未整備	72
生活費の不足	117
余暇活動の場の不足	145
理解者の不足	203
相談できる場の不足	171
行政の理解不足	117
その他	29
総計	2473



日常生活の阻害要因でその他を選択した方にお聞きします。どのようなことが考えられますか？ 具体的にお書き下さい。

知的障害者さんのご家族は、困りごとがあっても、どこへ相談すればよいか分からないでいます。自分から区市町村の障害福祉課へ行く人はすくない。作業所等へ通っていると、その職員へは相談してくれるので、必要なサービスを利用できるようになる。

居場所の確保…学校既卒者で無職の方は、家庭にしか居場所がないため。

項目外の全て

主体たる本人へのリハビリテーションが最も重要。社会環境の整備とともに、社会に適応できるようにリハビリテーションしていく機会を構築していく必要があるのでは？すべてを社会の責任にするのはお門違い。

様々な困難がある為、これといった特定はできない。個々のニーズがある為。

個人の主観による。

教育の場での支援体制が整備されてきたが、教員の配置をもっと手厚くする、1クラスの人数を減らすなど先生の目がもっと行き届きやすい環境を作る必要がある

障害のわかりにくさ。

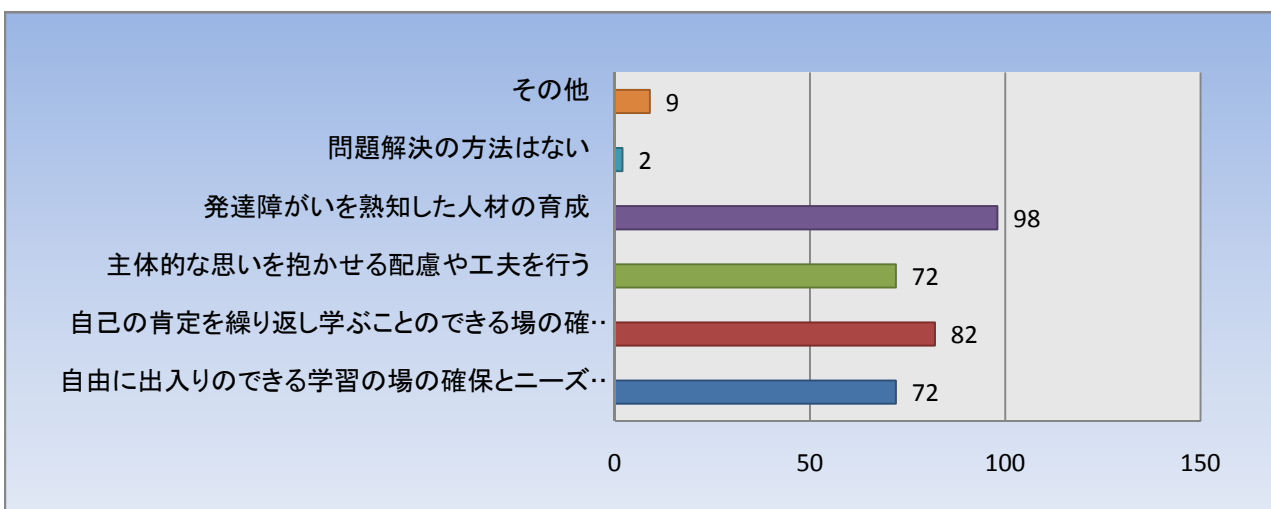
発達障害に対する知識がないため、どのようなことが阻害要因なのかは判断しかねます。

受け入れたことが無いのでわからない。

利用者がいないこと等から、まったくといってほどその情報が分かりません

日常生活の阻害要因で学習機会の希薄さを選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

自由に入りのできる学習の場の確保とニーズの発掘	72
自己の肯定を繰り返し学ぶことのできる場の確保とニーズの発掘	82
主体的な思いを抱かせる配慮や工夫を行う	72
発達障がいを知った人材の育成	98
問題解決の方法はない	2
その他	9
総計	335



学習機会の希薄さの理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

少人数学級や複数担任制など教育に予算をもっと付けるべきである

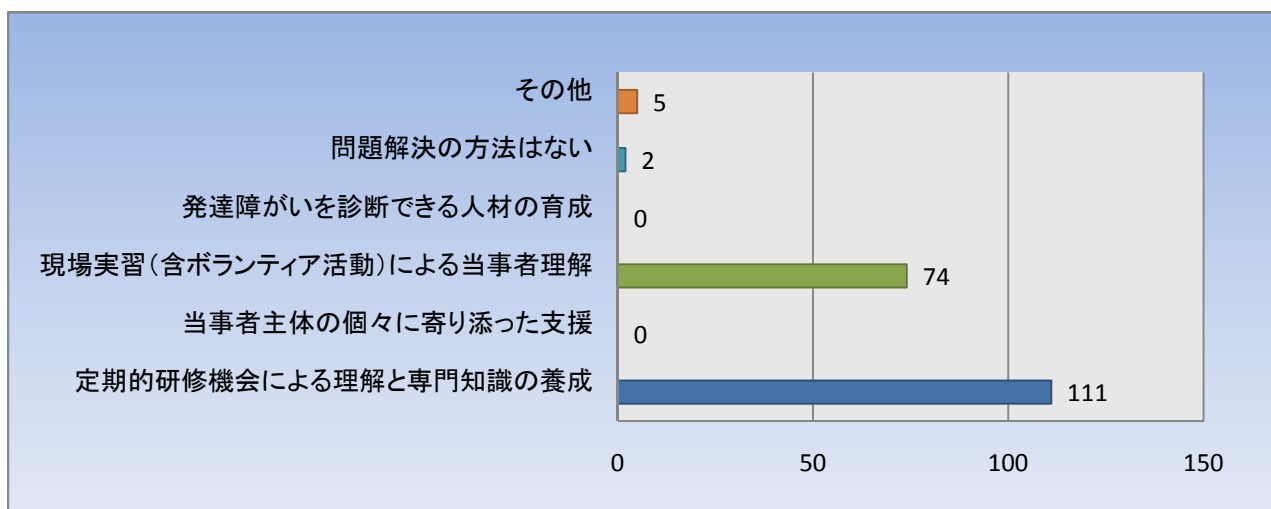
関係機関の連携

学習の機会だけでなく、社会性を学ぶための場所が必要ではないか。

日常生活において、障害者が経験を重ねながら地域での生活を円滑にしていけるよう、見守り、繰り返し学習させるという機会が今以上に必要と感じられます。

日常生活の阻害要因で教育機関の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

定期的研修機会による理解と専門知識の養成	111
当事者主体の個々に寄り添った支援	0
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	74
発達障がい診断できる人材の育成	0
問題解決の方法はない	2
その他	5
総計	192



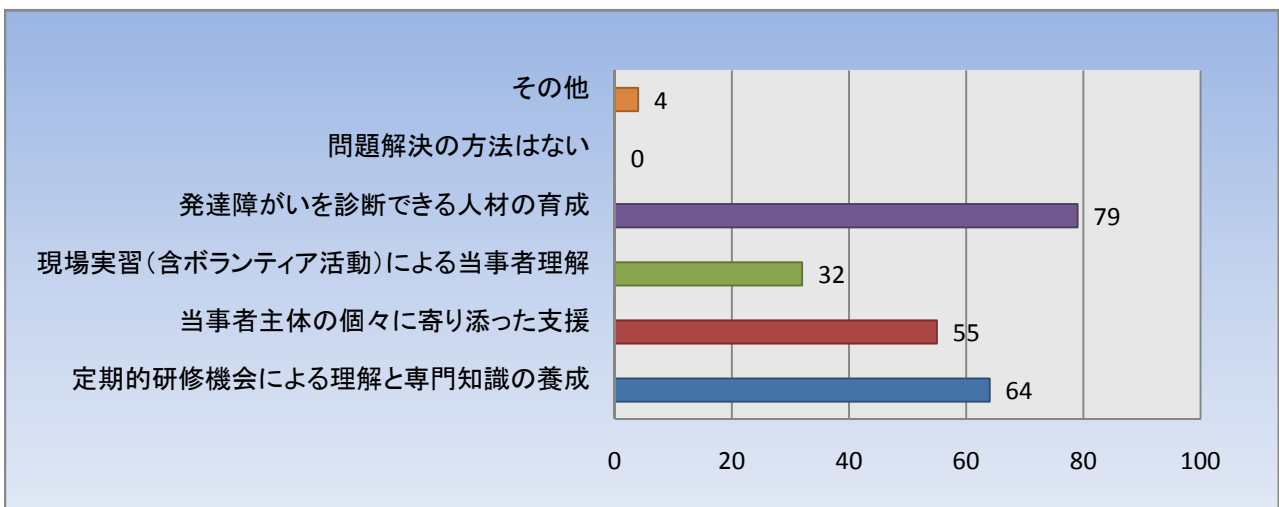
教育機関の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

学級担当教員の複数性、学級児童少人数(30人)制

教育と福祉が互いの分野を知り合うこと

日常生活の阻害要因で医療機関の力量不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

定期的研修機会による理解と専門知識の養成	64
当事者主体の個々に寄り添った支援	55
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	32
発達障がい診断できる人材の育成	79
問題解決の方法はない	0
その他	4
総計	234

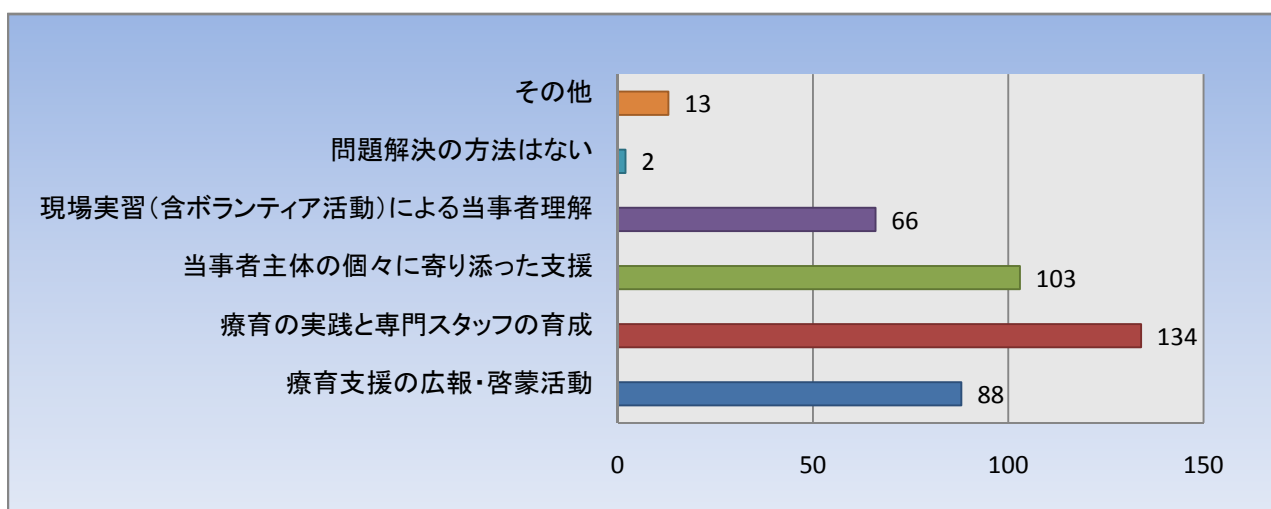


医療機関の力量不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

正しい知識の普及

日常生活の阻害要因で療育支援体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

療育支援の広報・啓蒙活動	88
療育の実践と専門スタッフの育成	134
当事者主体の個々に寄り添った支援	103
現場実習(含ボランティア活動)による当事者理解	66
問題解決の方法はない	2
その他	13
総計	406



療育支援体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

当施設に通所している方は、成人ですが、これまで全く支援を受けた経験のない方々が多数です。通所に至るまで、生きづらさを感じながら、適切な援助を受けずにきた方々。親や教育機関、行政などの理解と支援が不足していたと思われます。特に親への支援策が必要と思われます。

日本人としての発達障害の研究と発達障害の統一見解、概念を規定する

5歳児検診の義務化

乳幼児期⇒学齢期⇒成人期を支える支援システムの整備

財源確保と支援体制の再構築が必要

療育機関が少ない。数を増やしてもらってもいいのでは。

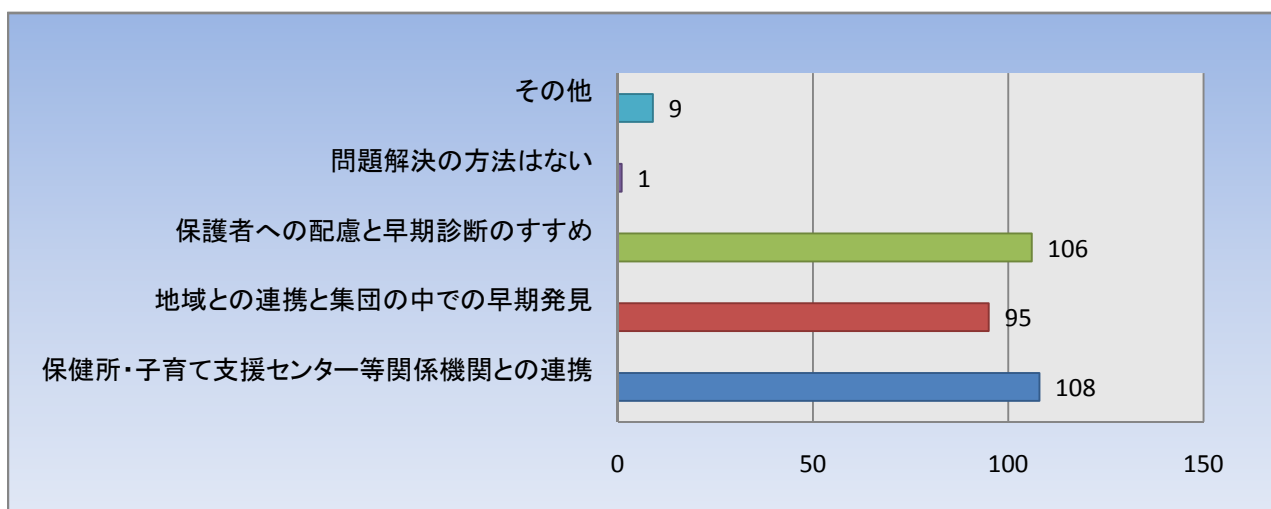
早期発見・早期療育施設の拡大

福祉施設運営をボランティアに頼らなければならない財源。

機関が不足している

日常生活の阻害要因で早期発見体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

保健所・子育て支援センター等関係機関との連携	108
地域との連携と集団の中での早期発見	95
保護者への配慮と早期診断のすすめ	106
問題解決の方法はない	1
その他	9
総計	319



早期発見体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

保護者家族への障害認知の啓発活動

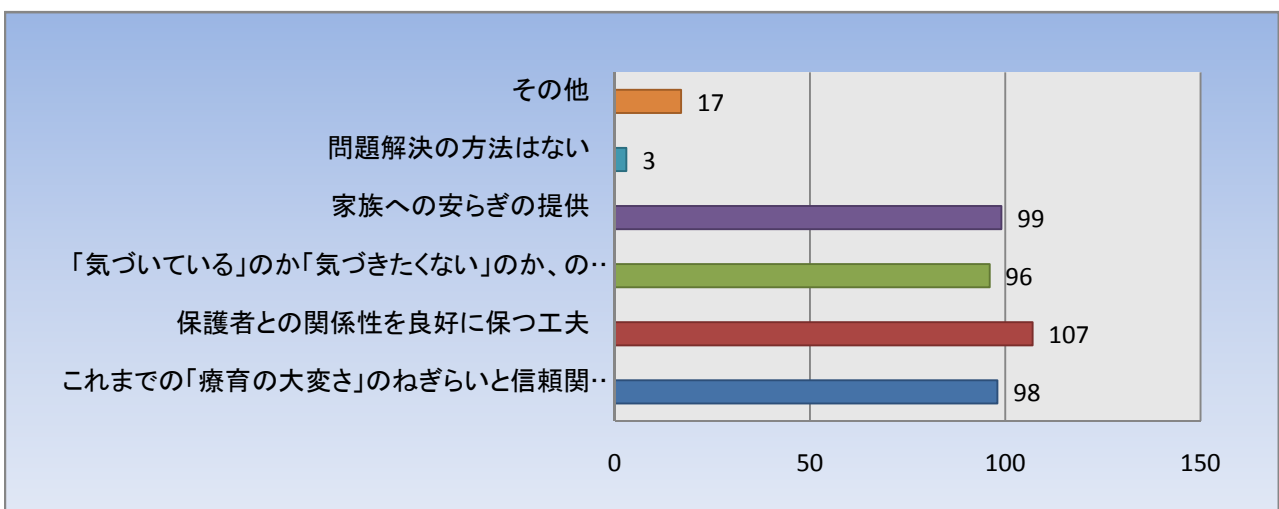
保健所・子育て支援センターなどの発達障害に対する知識、スクリーニング力をつける。

地域への普及が不足している為、地域での孤立疎外が根強い。保健指導の強化。

義務教育時期での、成績以外での本人像の評価。教育従事者の理解。

日常生活の阻害要因日常生活の阻害要因で家族の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

これまでの「療育の大変さ」のねざらいと信頼関係の構築	98
保護者との関係性を良好に保つ工夫	107
「気づいている」のか「気づきたくない」のか、の確認	96
家族への安らぎの提供	99
問題解決の方法はない	3
その他	17
総計	420



家族の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

家族への情報・ネットワークの提供

国として税で療育していく

障害者の定義の見直し

児童期における療育体制は整いつつあるが、成人期への連続性が見られない。児童期から成人期の暮らしをイメージできるような支援が必要であるが、支援者への啓発が遅れている。

偏見が根強い。正しい知識の普及。

自分の子供の特徴を知る。

発達障害という概念自体を知る機会を作ること

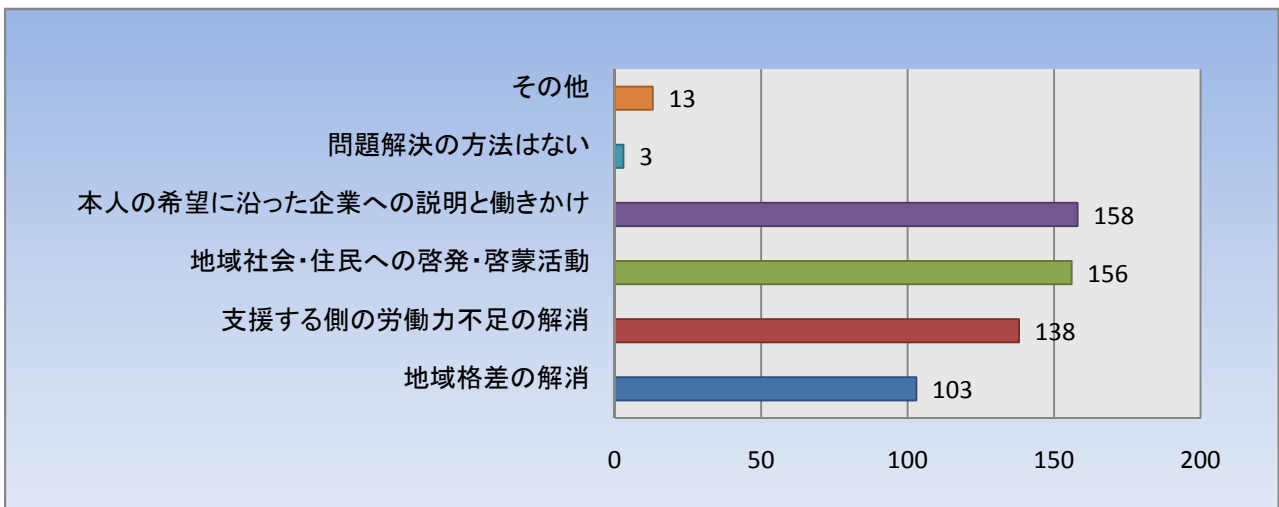
正しい知識を得る機会。

福祉サービス等、制度についての情報不足。専門家、事業所からの情報提供の機会を増やしていく必要を感じる。

保護者の揺れる想いに寄り添い、かつフォローしていける体制を関係者で構築する。

日常生活の阻害要因で就労先の不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

地域格差の解消	103
支援する側の労働力不足の解消	138
地域社会・住民への啓発・啓蒙活動	156
本人の希望に沿った企業への説明と働きかけ	158
問題解決の方法はない	3
その他	13
総計	571



就労先の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

企業の発達障害者への理解

企業や個人商店など「実習だけでもお願い致します」と相談しても、今の景気では人は雇えない・障がい者の接し方が解らない・仕事がない、などの理由で断られる事が多いのが現状です。解決策については、こちらがお聞きしたいくらいです。

発達障がいとは、「障がい者雇用枠」としては、雇用カウントされないため、企業としても積極的に雇用することができない。また、発達障がいということでは、さまざまな就労に必要な制度も活用できない。やはり障がい者雇用制度の改革が必要。

住み込みで面倒見てくれる職場が無くなって来ている。

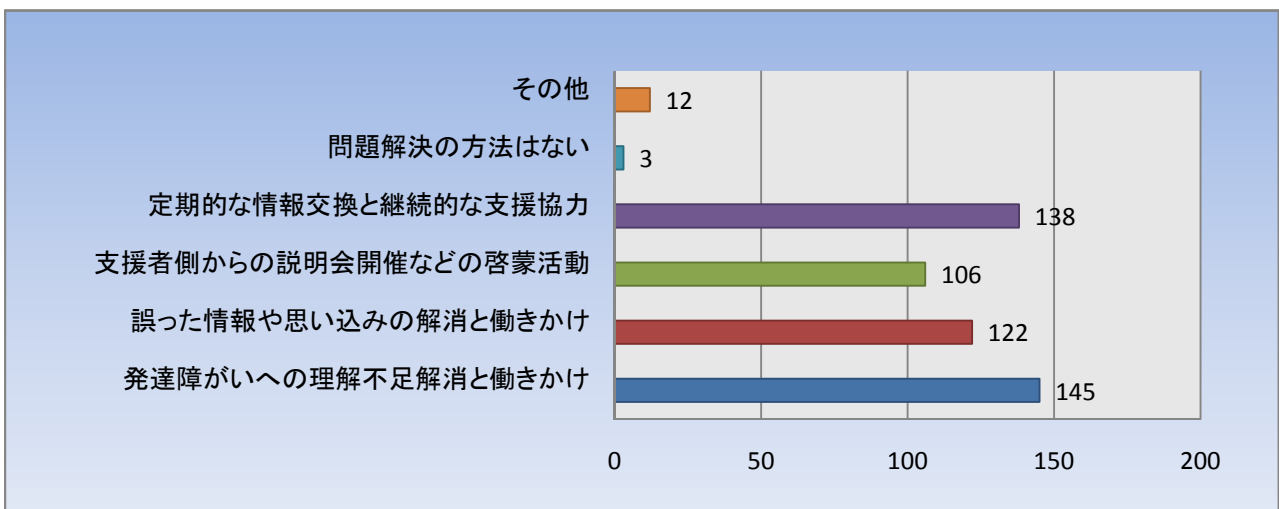
企業側の理解。受け入れを考えている企業は沢山あります。でも、どのように受けいれればよいのか、困ったときの相談先などが示されておらず、情報不足になっている。企業側のことをもっと知るべき。

受け入れ可能な企業が少ない。

福祉的就労・一般就労 どちらでもなく社会的就労の制度が欲しい利用者の賃金・サポートの賃金保障就労の形態として法的整備必要。

日常生活の阻害要因で企業の理解不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

発達障がいへの理解不足解消と働きかけ	145
誤った情報や思い込みの解消と働きかけ	122
支援者側からの説明会開催などの啓蒙活動	106
定期的な情報交換と継続的な支援協力	138
問題解決の方法はない	3
その他	12
総計	526



企業の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

ジョブコーチの報酬設定を現状に合う形にする

そもそも、地元産業においては、景気の動向により雇用に対する積極的な取り組みがない。これは景気策か、雇用企業に対する経済的支援が必要

職場の不足と同様、制度がないため、企業としてはメリットを受けることができないため、関心が薄い。

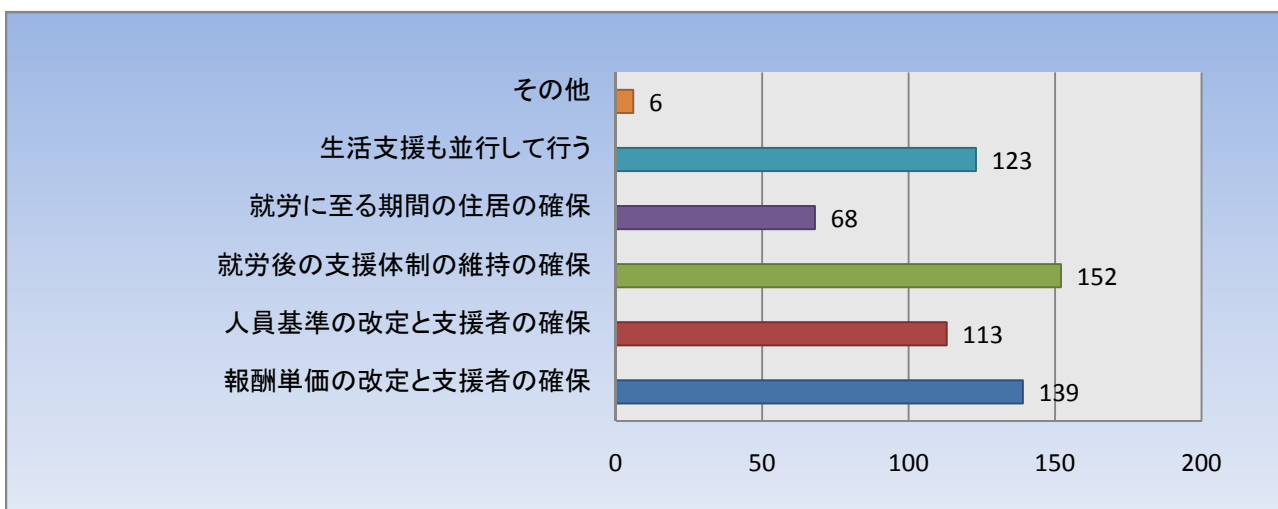
縫製工場で住み込みで働きたいが知恵遅れでは働く所が無い

企業側のみならず、施設側の企業に対する理解不足もある。施設側ももっと企業を理解するべき。

企業側での雇用した場合のリスクへの行政への配慮

日常生活の阻害要因で就労支援体制の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

報酬単価の改定と支援者の確保	139
人員基準の改定と支援者の確保	113
就労後の支援体制の維持の確保	152
就労に至る期間の住居の確保	68
生活支援も並行して行う	123
その他	6
総計	601



就労支援体制の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

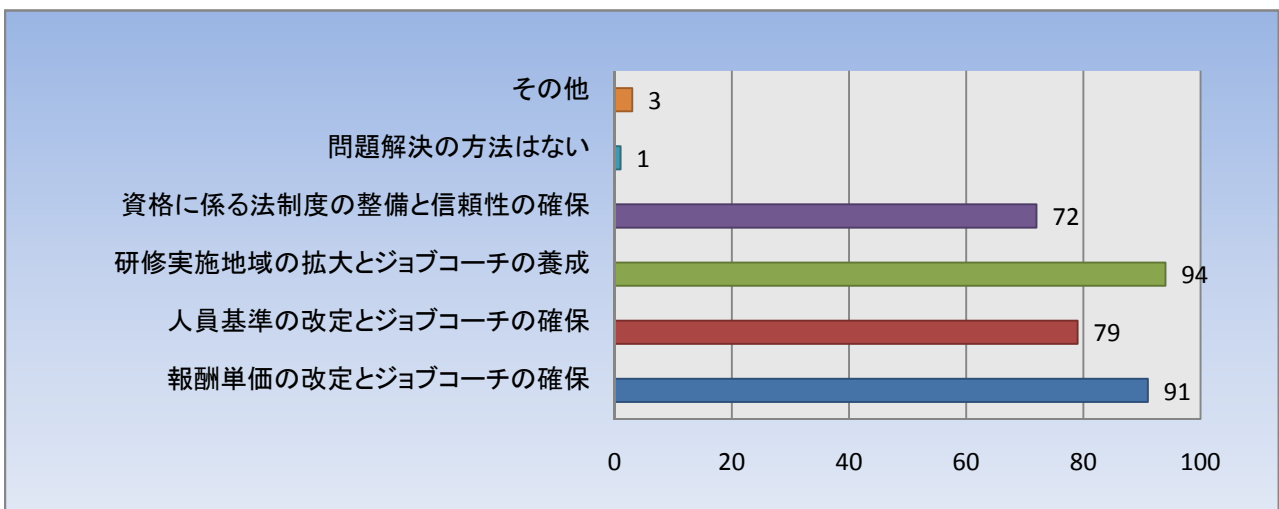
指定を受けてしまうとそれ以外出来なくなってしまうことがある。

行政主体で体験→実習→就職(終身フォローアップ)のスタイルを、療育、教育、支援機関、企業をつないでモデル的に取り組むなど、発達障がい者との物理的・心理的な距離を近づけることが必要。

まず、事業所数が少ない。もっと事業者が増えるような方策が必要

日常生活の阻害要因でジョブコーチの不足を選択した方にお聞きます。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

報酬単価の改定とジョブコーチの確保	91
人員基準の改定とジョブコーチの確保	79
研修実施地域の拡大とジョブコーチの養成	94
資格に係る法制度の整備と信頼性の確保	72
問題解決の方法はない	1
その他	3
総計	340

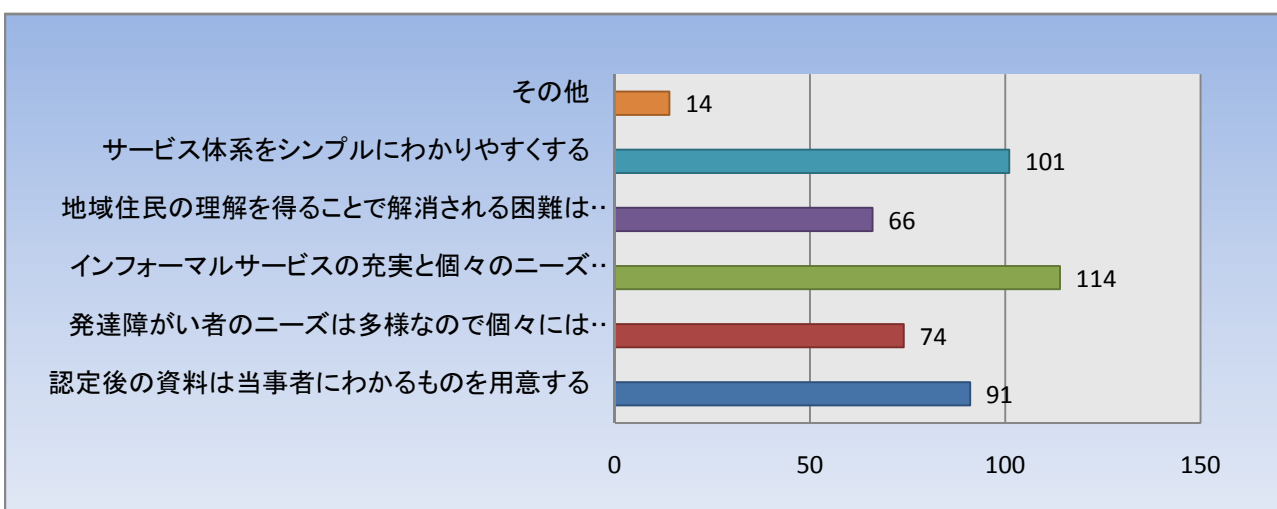


ジョブコーチの不足の理由としてその他を選択した方にお聞きます。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

報酬単価の改善。また、ジョブコーチでなくても就労支援員でまかなえることもある

日常生活の阻害要因で福祉サービスの不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

認定後の資料は当事者にわかるものを用意する	91
発達障がい者のニーズは多様なので個々には対応し難い	74
インフォーマルサービスの充実と個々のニーズ対応	114
地域住民の理解を得ることで解消される困難は多い	66
サービス体系をシンプルにわかりやすくする	101
その他	14
総計	460



福祉サービスの不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

コミュニケーション・社会性のトレーニング施設を作る。

地域資源の拡充、定員数の拡大等

ひとまず障害者自立支援法に発達障害を明確に位置づけること(付帯決議ではなく)。既存の福祉サービス(ヘルパーなど)をまず使えるようにしていくことが最優先されます

発達障がい者を受け入れられるサービス自体が不足している。

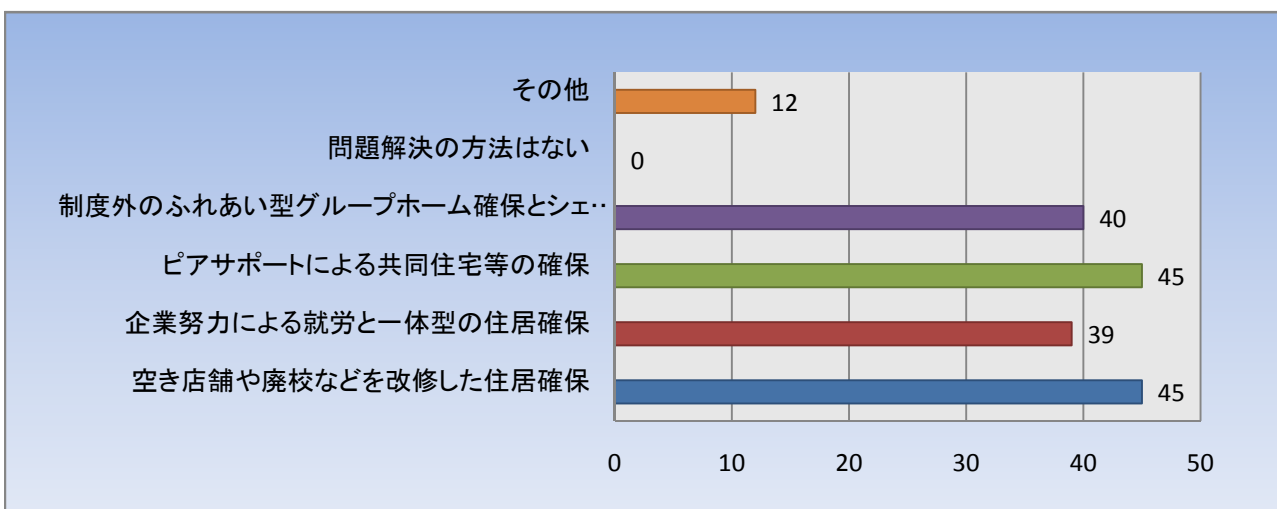
行政格差・市町村格差が激しすぎる。

三障害に捉われず、発達障がい、高次脳障がい、難病患者など、高齢者も含めてあらゆる障がいをもつ人に対するサービスを一元化することが必要。

相談支援機能をもっと強化する。家族の相談やグループを作るなど家族支援もする。

日常生活の障害要因で住宅環境の未整備を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

空き店舗や廃校などを改修した住居確保	45
企業努力による就労と一体型の住居確保	39
ピアサポートによる共同住宅等の確保	45
制度外のふれあい型グループホーム確保とシェアリング	40
問題解決の方法はない	0
その他	12
総計	181

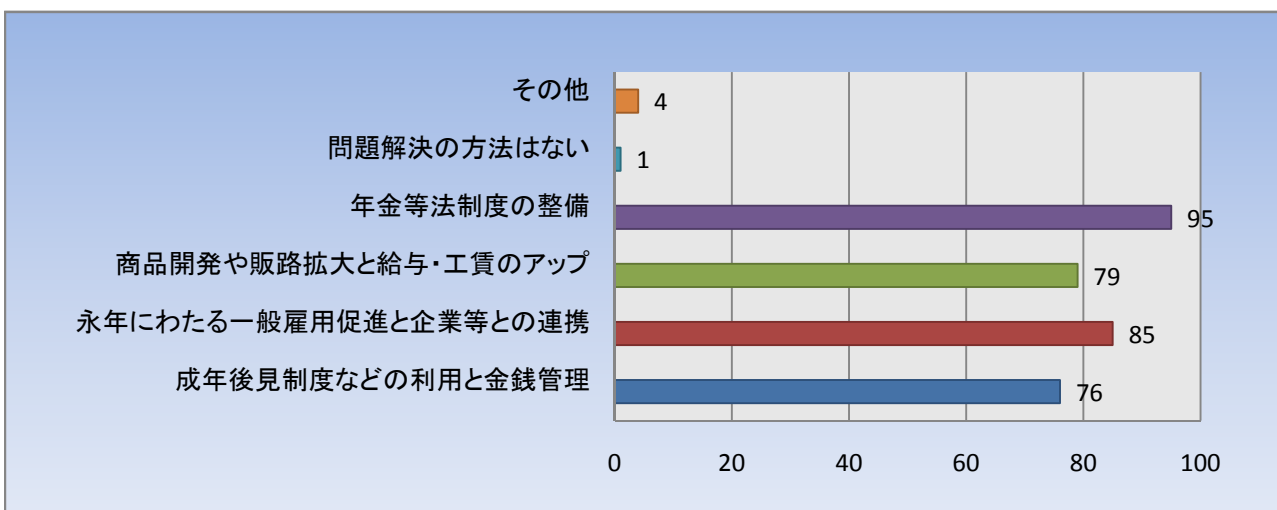


住宅環境の未整備の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

公的住居の提供、市営住宅等の確保
地域の空き住居の利用でも、建築基準法や消防法との関係で、小規模社会福祉施設として取り扱われることから、整備改修費が必要となり、それらの維持改修費を公費で補助してもらえよう、制度の充実を希望する。
公営住宅の利用促進制度を強化する。
事業所負担での整備は、減価償却を考えると、報酬単価として難しい。賃貸を考えると、住民の理解を得るのが困難な状況である。
正しい知識の普及
地域資源で何が使えるものなのか、良く把握できていないのが現状です。
自閉症など物理的な構造化が必要な人への環境整備や助成が必要
施設整備をしても必要な人員を抱える事が財源的に出来ない。
収入の確保(年金など)がないかぎり、住居の確保は難しいと思います。

日日常生活の阻害要因で生活費の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

成年後見制度などの利用と金銭管理	76
永年にわたる一般雇用促進と企業等との連携	85
商品開発や販路拡大と給与・工賃のアップ	79
年金等法制度の整備	95
問題解決の方法はない	1
その他	4
総計	340



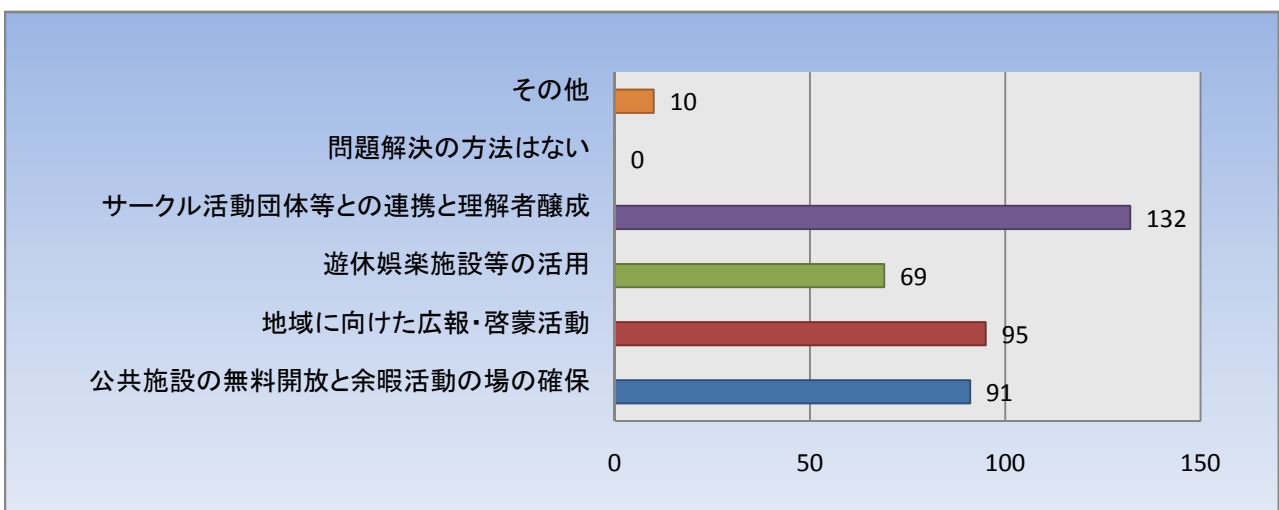
生活費の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

共同生活介護事業所のホテルコスト的な助成として、住宅手当を認めてほしい。

正しい知識の普及

日常生活の障害要因で余暇活動の場の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

公共施設の無料開放と余暇活動の場の確保	91
地域に向けた広報・啓蒙活動	95
遊休娯楽施設等の活用	69
サークル活動団体等との連携と理解者醸成	132
問題解決の方法はない	0
その他	10
総計	397



余暇活動の場の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

解決策ではないのですが、ネットやメール、携帯電話への依存等を解決していくことも必要ではないでしょうか。

当事者同士が関わり合える場所を創る

正しい知識の普及

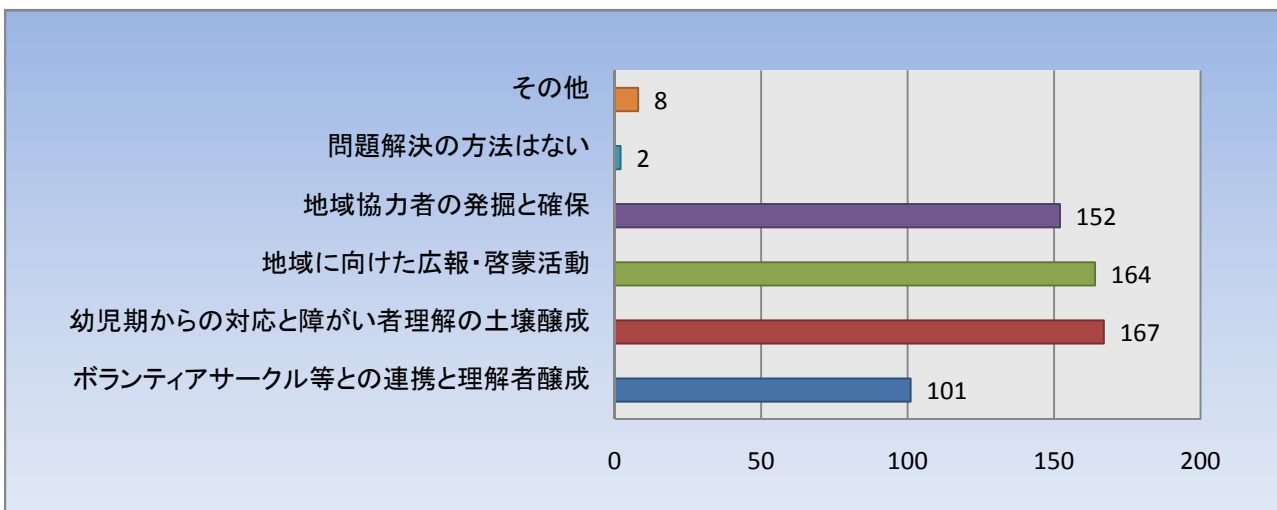
支援者の確保・育成

自閉症児・者等に物理的に配慮された構造(活動にメリハリがつけられる空間)

コミュニケーションが苦手な人が多いわけだから友達を作るのは難しい。友達作りの場所が必要。当事者サークルのようなものを造る支援が必要

日常生活の障害要因で理解者の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

ボランティアサークル等との連携と理解者醸成	101
幼児期からの対応と障がい者理解の土壌醸成	167
地域に向けた広報・啓蒙活動	164
地域協力者の発掘と確保	152
問題解決の方法はない	2
その他	8
総計	594



理解者の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

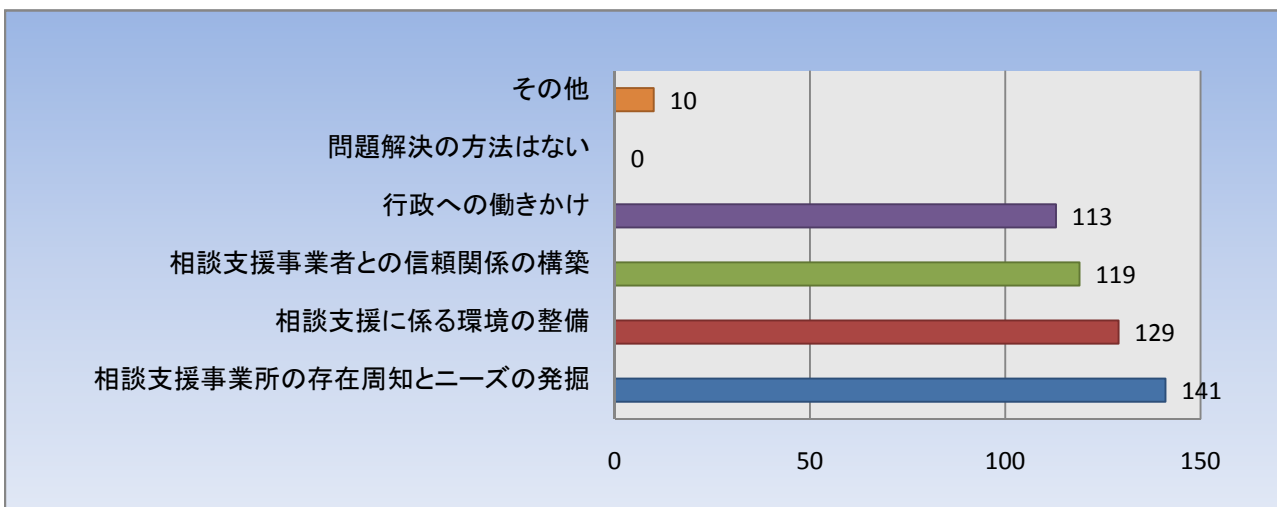
正しい知識の普及

既職者(特に管理・幹部クラス)の発達障がいへの正しい理解・配慮が最も不可欠。

まず、教育関係者、医療関係者などの公的機関の理解向上が先決と思います。

日常生活の障害要因で相談できる場所の不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

相談支援事業所の存在周知とニーズの発掘	141
相談支援に係る環境の整備	129
相談支援事業者との信頼関係の構築	119
行政への働きかけ	113
問題解決の方法はない	0
その他	10
総計	512



相談できる場所の不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

自立支援協議会を含めて、相談支援事業の重要性の共通認識と相談支援事業所の数の確保。委託相談支援事業所にこだわらない指定相談事業所の数の確保

当事者の方々は、相談する場所がある事すら解っていないのではないのでしょうか。当事業所は、通所で利用して頂いておられますが、誰かに相談しに行ったという事は聞いた事がありません。何か相談事がある時には、職員に相談しておられます。

地域包括支援センター、民生委員、児童委員などとの連携協働

相談支援事業所自体が発達障害を理解していないので、発達障害者の人が相談できない。

存在周知だけでなく相談方法の周知ももっとすべき

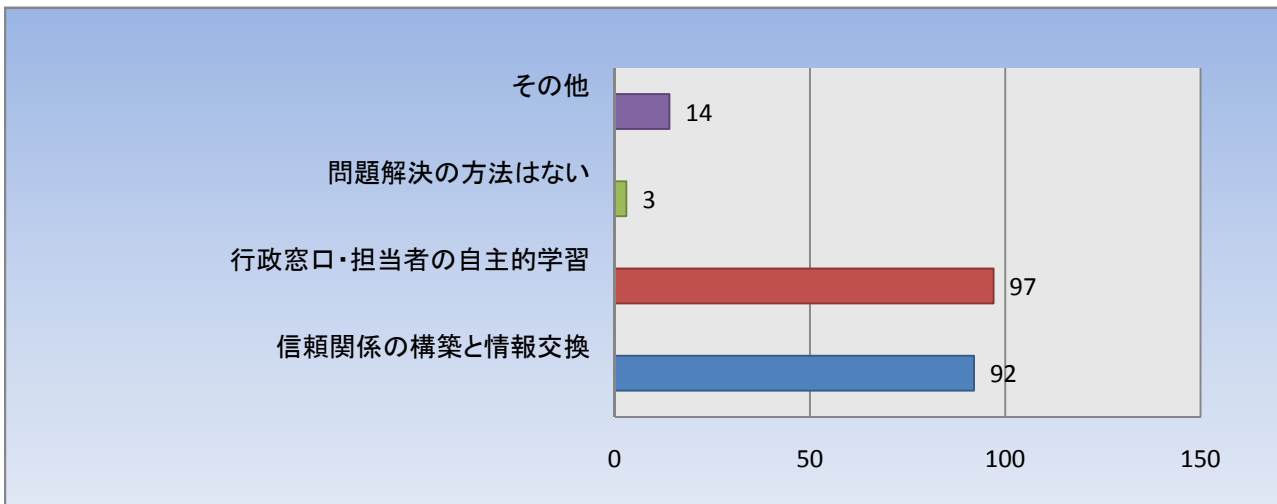
相談支援の人的充実と発達障がいについての専門性の確保

発達障害に関する知識を持った人材の育成。

各市に1ヶ所の相談窓口では、対応できません。学齢期の6パーセントといわれる人に対応できる窓口を用意してほしいと思います。

日常生活の障害要因で行政の理解不足を選択した方にお聞きします。問題解決のために必要と思われることで該当するもの全てを選択して下さい

信頼関係の構築と情報交換	92
行政窓口・担当者の自主的学習	97
問題解決の方法はない	3
その他	14
総計	206



行政の理解不足の理由としてその他を選択した方にお聞きします。解決策がありましたら具体的にお書き下さい。

発達障害者専門の受け入れ窓口が必要なぐらい、ニーズがあるのに、発達障害者の言葉さえ知らない職員が対応している状態

自閉症・発達障がい者支援センター事業が、対象者の数を考えた場合、このサービス量ではあまりにも不十分だということと、当然それにもなって支援職員・相談員の専門性が重要だと考える。

行政窓口の専門性の確保

行政が一番理解していない。行政関係者への知識の普及

担当課の発達障害に関する理解と、要支援者であることの認知。

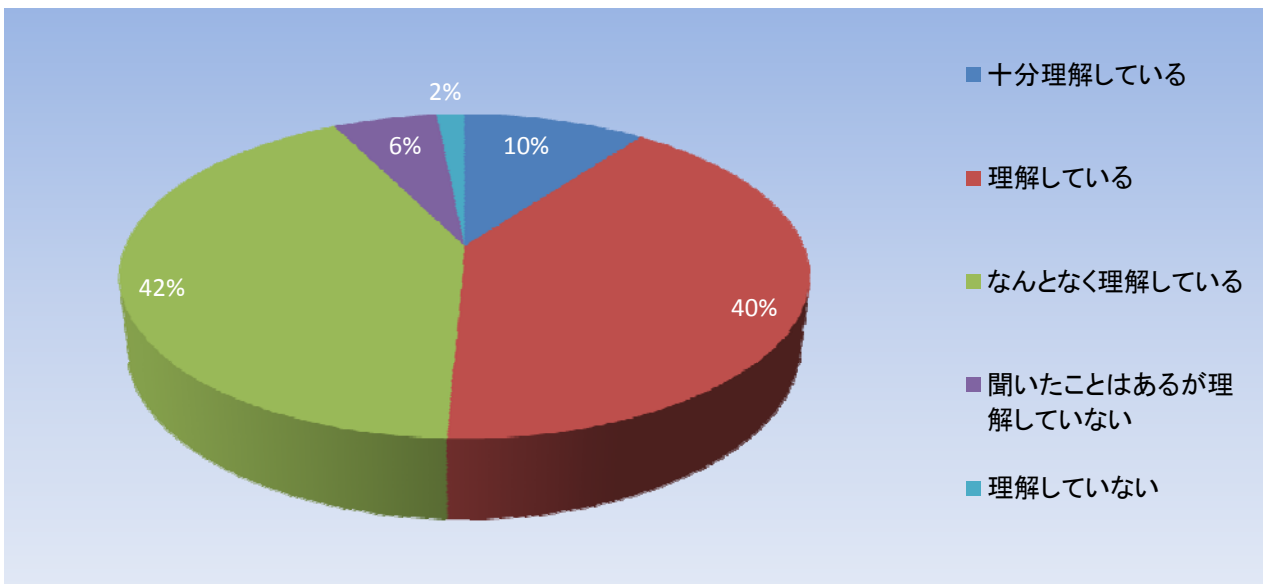
行政(特に障がい福祉に携わる部署)の積極的な理解と、程度区分判定

自主的学習というよりは、理解の深い方が講習をし、間違いのない学習・周知が必要だと思う。

自主的学習では追いつかないと思います。まず、具体的支援の充実が先決だと思います。支援が複数あれば、その利用をめぐって利用者との接点も増え深まるのではないのでしょうか。

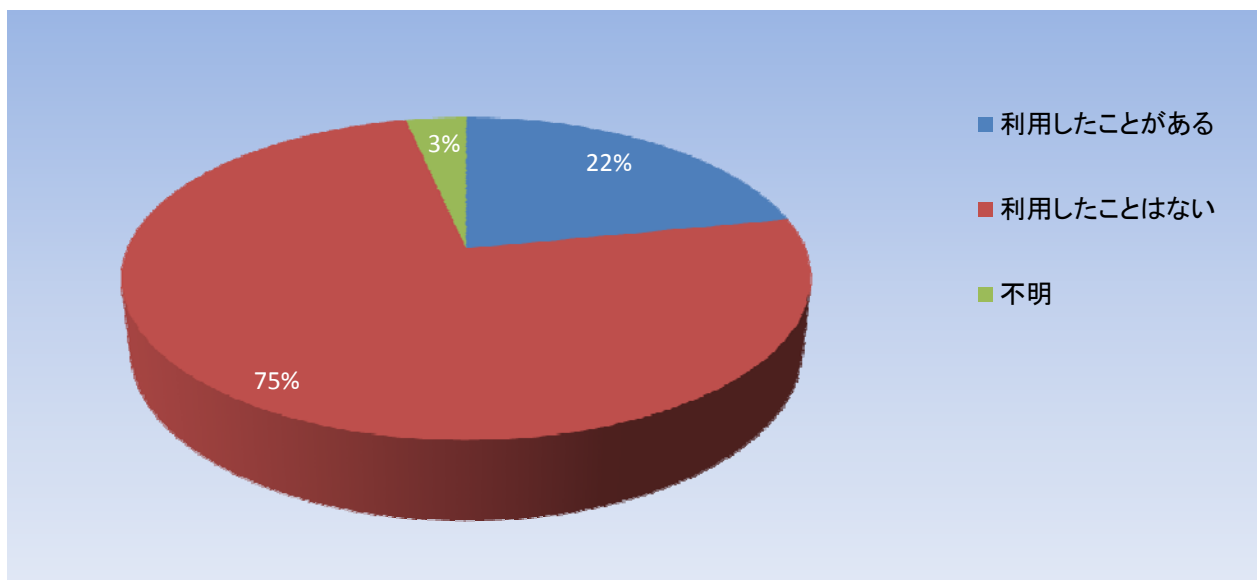
成年後見制度について内容を理解していますか？ 該当するものを全て選択して下さい

十分理解している	33
理解している	131
なんとなく理解している	136
聞いたことはあるが理解していない	19
理解していない	5
総計	324



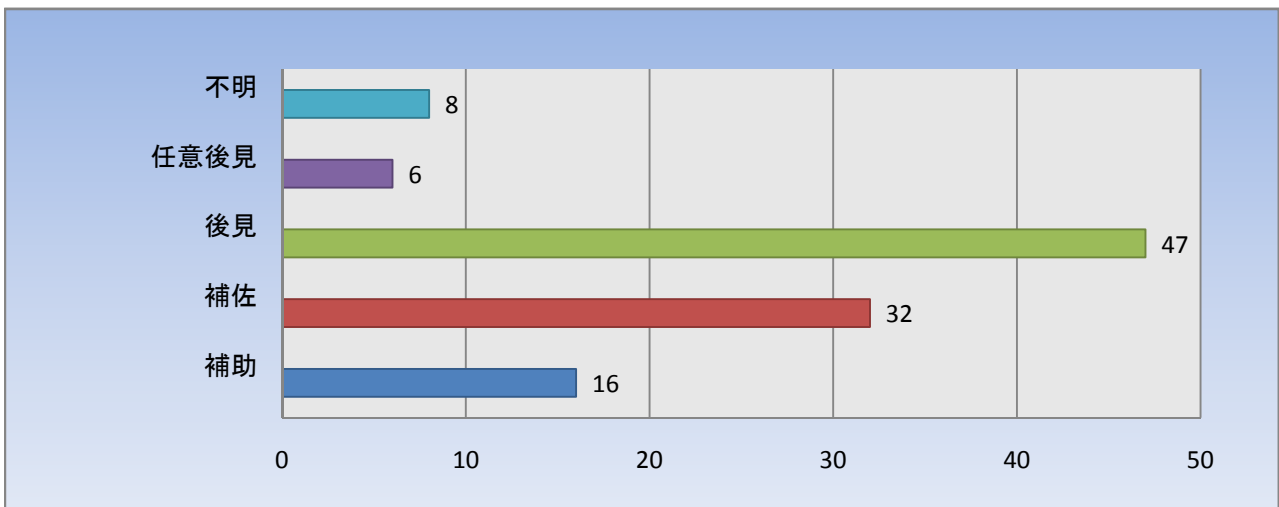
成年後見制度を利用したことがありますか？

利用したことがある	71
利用したことはない	242
不明	11
総計	324



成年後見制度について利用したことがあるを選択した方にお聞きます。どの制度を使いましたか？

補助	16
補佐	32
後見	47
任意後見	6
不明	8
総計	109



利用した成年後見制度で補助を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	4
2件	5
3件	1
5件	1
総計	11

利用した成年後見制度で補助を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	4
2万円未満	0
3万円未満	1
5万円未満	3
10万円未満	1
10万円以上	1
不明	6
総計	16

利用した成年後見制度で補佐を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	10
2件	4
3件	1
5件	1
総計	16

利用した成年後見制度で補佐を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	2
2万円未満	3
3万円未満	1
5万円未満	5
10万円未満	5
10万円以上	2
不明	12
総計	30

利用した成年後見制度で後見を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

1件	12
2件	4
3件	4
4件	1
5件	2
10件以上	2
総計	25

利用した成年後見制度で後見を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	7
2万円未満	2
3万円未満	1
5万円未満	3
10万円未満	8
10万円以上	3
不明	20
総計	44

利用した年後見制度で任意後見を選択した方にお聞きします。何件ほど利用しましたか？

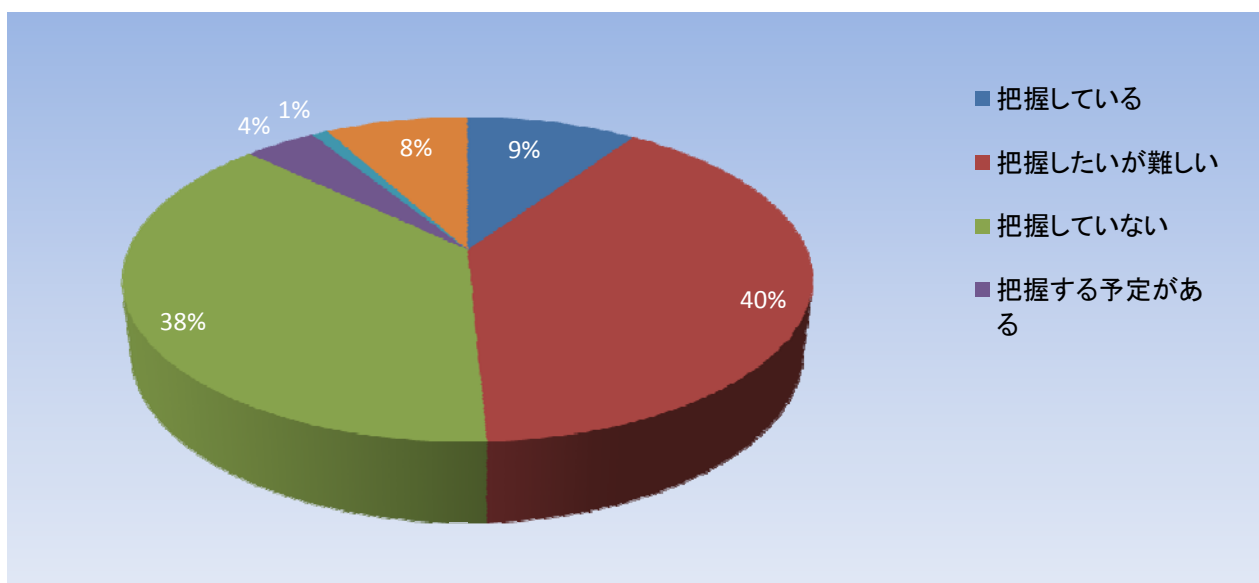
1件	1
2件	2
総計	3

利用した年後見制度で任意後見を選択した方にお聞きします。費用は平均してどれくらいかかりましたか？

1万円未満	0
2万円未満	1
3万円未満	0
5万円未満	0
10万円未満	0
10万円以上	1
不明	3
総計	5

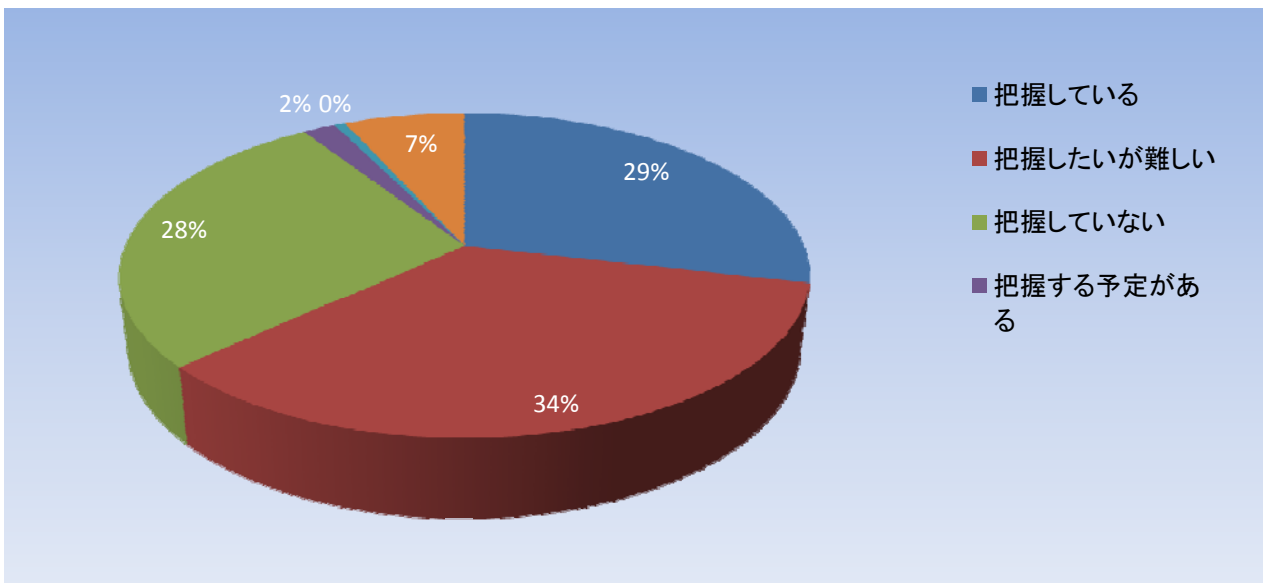
「引きこもり」といわれる方たちの実態を把握していますか？

把握している	31
把握したいが難しい	129
把握していない	123
把握する予定がある	13
把握する必要がない	3
不明	26
総計	325



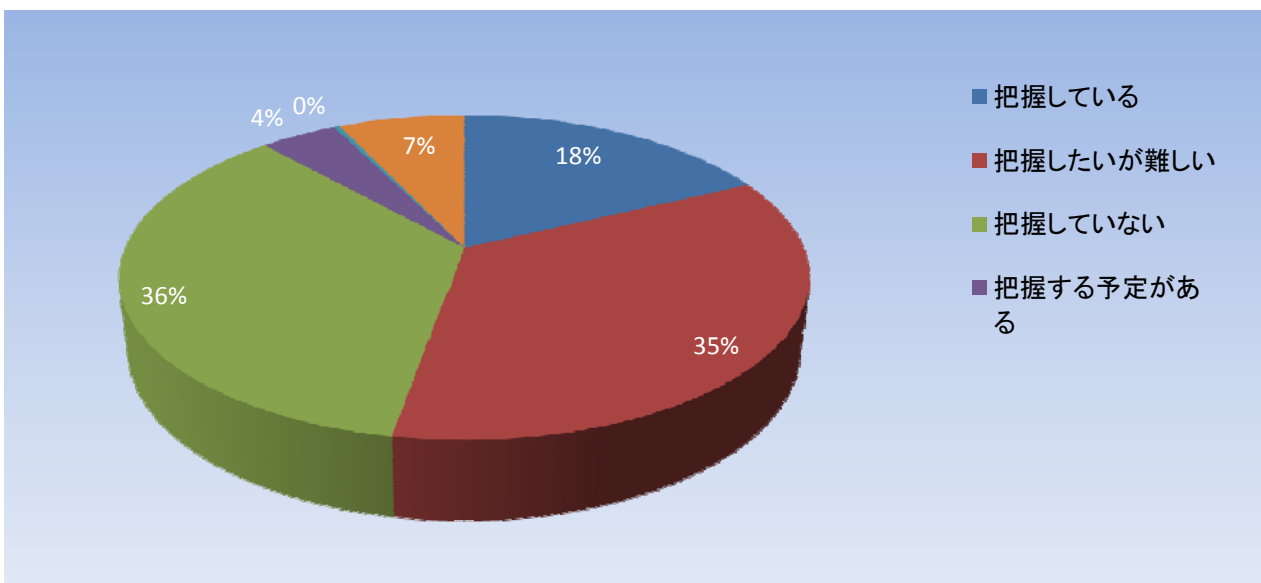
「うつ」や「精神疾患」といわれる方たちの実態を把握していますか？

把握している	93
把握したいが難しい	112
把握していない	90
把握する予定がある	6
把握する必要がない	2
不明	22
総計	325



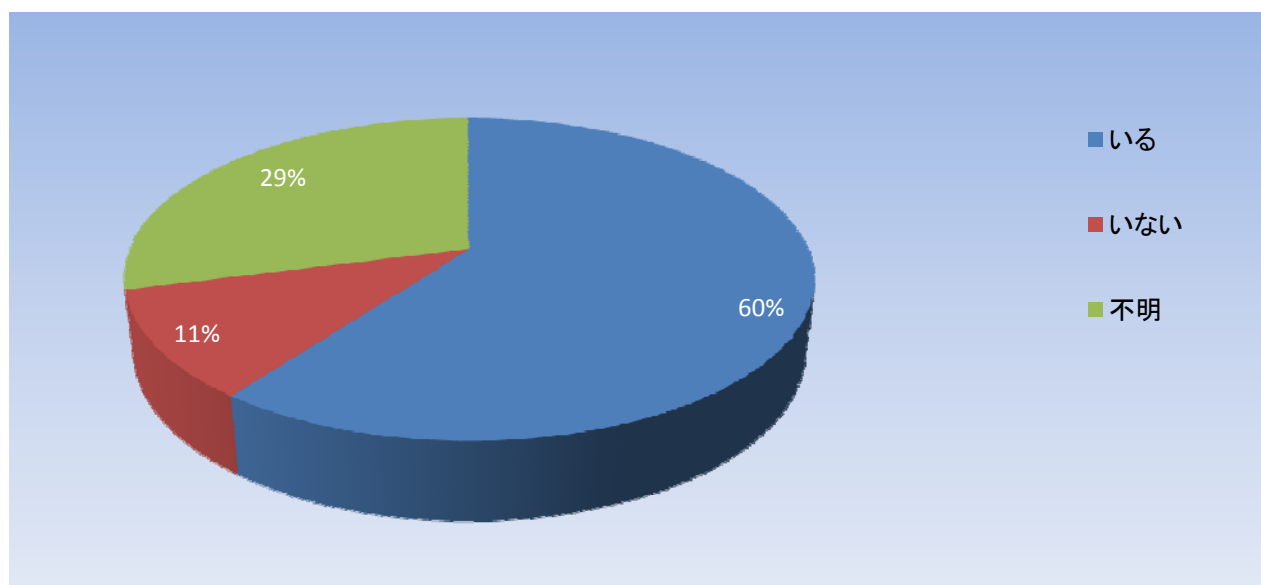
発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの実態を把握していますか？

把握している	58
把握したいが難しい	113
把握していない	115
把握する予定がある	14
把握する必要がない	1
不明	23
総計	324



発達障がい診断できる病院や医師はありますか？

いる	195
いない	35
不明	94
総計	324



発達障がいの範囲についてどう思われますか？

発達障害や高次脳機能障害などの定義づけを見直す必要がある	164
「医療モデル」から「社会モデル」への転換を図るべきだ	144
手帳未交付者がサービスの対象外なのは問題だ	190
福祉とは別の分野で認定したほうが良い	31
「標準化」か「個別化」で議論の方向性が違う	64
その他	44
総計	637

発達障害の範囲についてその他を選択した方にお聞きします。ご意見がありましたら具体的にお書き下さい。

範囲が広すぎて、回答不可。

自閉症スペクトラムの考え方にに基づいた形が望ましいのではないかと。その考え方にに基づいた診断と、TEACCHプログラムを用いた早期療育の必要性を強く感じます。

専門的な支援の取り組みがまだまだ不十分であるので具体的な提案までいたらない。

精神医療分野ならびに低所得者・それ以下の生活保障分野双方が関係する問題であるが、現段階ではどの選択肢が問題であると言える段階にも至っていない、状況だと思われる。

発達障がい者支援法がありながら、手帳は精神保健福祉手帳、療育手帳の範疇になるので範囲としては十分だが、範囲に対する支援はかなり不足している。

まだ答えることができるほどの知識がない。

発達障害の範囲をある程度、明確な基準を持ってほしい、医者で診断されたというより、言われたと話、困惑する家族を何人か見たが、家族が本人に伝えられず、本人も生活のやりにくさだけが残り、サービスや制度にもつなげる事

発達障がいを受け入れたことが無いのでわからない。

関係者や保護者間でやっと、範囲や概要がわかってきた段階にあると思う。早急に範囲や定義を変える必要はないと思う。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

知的障がいを伴わないと外見が普通に見えるが故に、健常者とおなじ扱いを受けてしまうこと。

生活していくうえでの生きにくさを周囲の人たちに理解してもらえない。

偏見、教育機関や企業、行政の理解不足

周囲の理解が得られず、生活の中で生きづらさを痛切に感じる所ではないでしょうか？

手帳等の法制度の未整備

知識、知恵は働くが、対人関係が苦手なために、人とトラブルになることがある。また、子供の頃に発見されず成人になってしまった方は、鬱や、不安症などの2次障害を生じることがある

奈良市では原則としてサービス提供の対象外。周囲の理解がなく、余暇活動などの機会が少ない。

本人の理解がなかなか得られないことで、他の精神障害者とのコミュニケーションがとれず、しばしばトラブルになったり誤解を受けやすく、傷つくことやその逆がある。また就労支援にあたって適切な業種や企業の発掘が難しい面がある。

一見して障害の有無が見えないので、周囲に誤解されることが多い。

持っている能力以上の事を期待されること

対人関係・想像性あるコミュニケーション・社会性

本人の障害受容。高学歴者が多いのでプライドが高い。障害と自分のイメージが合致しない

生活上のつまづきやその原因に本人や周囲が気づかない

自己認知、保護者認知

社会での理解不足

特性としての「社会性の不足(一概には言えないが)」に対する、周囲の人々の理解不足と、支援内容の技術不足。

見た目ふつうなので、変わったやつと思われて、仲間はずれなどになりやすい

色々な制度を利用する際に制限がある事がある。

なかなか理解が得られにくい

発達しょうがい事態の理解。それに伴う当事者のこまり感の理解

周囲の理解を得にくい。(家族・学校含めて)自分自身の生きにくさがどこから来るのか分かりにくい。「困難さ」や「世界観」「感覚」を共有できる人や場所が少ない。失敗を振り返ったり、分析して次につなげる事が苦手で、「辛い経験」「マイナス」のイメージでしか残りにくい。ペース配分が苦手。

就労を目指す能力の高い方に対しての就労支援が、福祉施設としてはサポートが困難である。

日中の活動場所の不足と受け入れに拒否を示す場合がある

感情のコントロールが難しい人がいるので、指導が困ることがある。

学齢期、移行期ごとの環境の変化への順応に対する、家族以外の機関のサポート体制が整わず、本人の個性への学校の理解を求めたり、環境整備が本人、家族だけの負担になっており、そのために学校やその他の環境への適応がスムーズにすまない。

このアンケートの発達障害者は知的障害者も含むとの考えで答えさせて頂きました

周囲の理解

当法人利用者には、伴わない方はいません。

社会状況、特に就学時から社会生活に移行する際に不適應を起こす方が多く、それらに対する家族の問題性の認識不足や適應できる福祉サービスの少なさが感じられる。

利用できる制度に制限がある

円滑なコミュニケーション。社会的な場、生活の場の確保。

回りの理解 孤立化 生活費

福祉制度が利用できない

障がい者手帳がないため、社会資源が活用できない。地域の無理解。

人とのコミュニケーションが上手く取れなくて、社会生活をスムーズに行なえない。

知的障がい者と発達障害者の区別が難しい

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

公的なサービス・援助・支援が全くない。

人間関係の調整

サービスの受け皿がない

暗黙の了解が理解しにくい事ではないでしょうか。脳の障がいのために感じ方や捉え方が違っている事に対して、周りの人たちには理解されにくい(見た目には解らない事が多いだけに)事でも困っているのではないのでしょうか。

社会的認識の必要性と後天的な要因で発達障がいになられた方が以前までとのギャップなどでしょうか。

療育手帳が持てない事によって、各種のサービスや障がい年金などが受けられないなどがあるのではないのでしょうか。

「対人関係」や「同僚とのトラブル」

人との適切な関係性の構築

地域、企業などでの認識、理解不足により、就職が難しい。

現在、大学4年に在学されている方の相談を個人的に受けている。その中で知的能力の高い方は「精神保健福祉手帳」、そうでない方は「療育手帳」というのが一般的な迂回路となっているが、その方自身も「精神保健福祉手帳」を取得し、「障害者雇用枠で」就職活動をしているが、「自分は精神障がい者ではないのに」ということが腑に落ちないまま就職活動を行なっている、とのことである。

周囲の理解不足、交友関係の構築が困難

手帳が交付されないと福祉的サービスが使いにくい。障害の特性がなかなか理解されにくい。本人の希望する生活と、社会の受け入れ態勢のギャップが大きい。

就労できない、障害の受容、友達関係のトラブル、など

・人間関係がうまくいかない。・働き始めても、続かない。転職を繰り返す。・障害が目に見えてわからないために、周りの人に理解してもらいにくい。本人も自分の障害がわからなくて漠然と悩んでいる。

利用できるサービスが少ない/支援の対象とされることが少ない/相談出来る場所が少ない/家族、兄弟関係が希薄になってしまう

知的に問題がないとちょっと変わった人(子)と言う判断で終わってしまい、必要な療育に結びつきにくい

福祉のサービスが使えない等

両親との関り方、アプローチの仕方

手帳が交付されず、サービスが受けられない。周囲から障害を理解されずに、支援のない状況にさらされて、不適応を起し易い印象。

職場での理解の少なさ・就業の場の少なさ・年齢相応の仲間集団の無さ

給付サービス(公的サービス)を受けられない

理解者の不足

福祉サービスが利用できない(周知もされていない)。就労の前段階の支援の場が極めて少ない。

①乳幼児段階の集団生活・教師保育士の対応の難しさ、②小学校中学年頃からのいじめや孤立感、③思春期以降の診断の自己理解、④学力と進学・進路、⑤引きこもりや精神科的な不適応行動と入院治療、⑥退院後の生活支援体制の整備、⑦卒業後の就労、⑧就労後の不適応・再就労、⑨キャリアのある社員のメンタルヘルス、⑩家庭のある人の子育て・教育機関・学校との付き合い方等

①身近な理解者や支援者が少ない、②安心して付き合える、同年代の友人が少ない、③自分の適性に合った仕事の間がない、④友人関係が上手に築けない、

自分と社会との適応、理解者の少なさ、社会資源の不足など

現行の福祉サービスを利用できない。周りから理解されない。自分自身も理解しにくい。手帳がとれない。二次的障害を発症しやすい。

家庭以外の居場所のなさ。

成人場合、経済的な問題と就労の問題。

人との関わりがうまく出来ない。そのため傷つきこもりがちの生活となってしまう。サービスの利用もなかなかつながらず、経済的な不安、将来への不安を抱いている。

周囲の人たちの理解が得られにくい。その中で、納得できないまま、なんとか折り合いをつけて生活している。

働く場が少なく、また、働いたあとのサポートが少ないこと。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

福祉サービスを利用されている方たちで、自分は障がい者ではないという思いが強い人が多いのでそこでの葛藤。後は学校時代にいじめられ、トラウマになっていること。うまく人間関係が築けないこと。

異質扱いされること

家族・社会の偏見

働けないのに年金がもらえないこと。住民、支援者の理解不足

・個別のサービスを利用しにくい ・就学相談で適切な学校選択が難しい。 ・行政の理解が得にくい。

うちの施設にはいないので分かりません。

手帳や年金が交付されないため、福祉の制度に乗らない。

手帳の交付や年金。

社会適応不全、対人技能の未熟さからの派生的な問題が就業を困難にさせている。

発達障がいの理解が進んでいないこと

十分に把握していません。

学齢期以降の支援の場がない。自立支援法が適用されない。障害者雇用促進法(略称)の枠外である。

個別によるため、一概には言えない。

個別であるという点において、他の障害と同じである。

把握していません。

欲しいサービスの不足など

就労や施設利用などの行き場が無いのが現状。

本人への障害の告知方法と、制度や支援の認定になかなか結びつかない事

精神病として一括りにされているように思う。

金銭面のサポートが必要なケースが多い。好き嫌いの判断で通所できなくなるケースもある。

本人、保護者の「障がい」に対する理解・自覚の欠如。

一般の理解不足

具体的支援がほとんどない。困りごとは、その一人一人の障害の特性で違っており、多岐にわたると思います。

支援する上で、難しいのはまず支援者としてスキル不足で、発達障がいについて勉強不足で、どう支援したらいいのかがわからないことがある。

障がいのことを理解して無い為、知的に障がいがあるように勘違いされ、外出がおっくうになったり、仕事も出来ない。

就労後、職場の人との人間関係がうまくいかず、仕事が続かなかった。一度うまくいかない人ができると就労の継続がなかなか難しい。

知的なレベルが高い為、療育手帳が交付されない。障がいを理解されにくい。

わからない

施設に入りにくい。手帳がもらえず制度が利用しにくいなど。

協調性がない

就職先の確保、理解不足。サービス利用における、グループ活動の困難さ。

学力面と生活面に応じての学校の選択が難しい。また、休日や放課後の支援体制が取れない。

対人関係

他の精神疾患と誤診されることも少なくない事で二次的な障害を伴っている現状がある。

「発達障害」という障害が理解されていない。表面上は(外見や短時間の接触)では、「何か(どこか)ふつと違うようだ」という見方をされることがあり、「変わった人」と思われてしまうことが多い。(「こんな配慮があれば仕事や社会生活が継続する」というような)対応のポイントのようなものを理解してもらいにくい。

自分自身が障害を受け入れられない事

発達障害の人たちの関りが無いのでわからない

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちの困っていることは何ですか？

就労問題。家族関係。

当事業所には発達障がいの方がいないため、把握できていない。

手帳の種類によって精神障害でないのに精神障害手帳を交付されるために就労等で誤解が生じる。手帳なしの人達に対するサービスが受けられるのか受けられないのかの線引きはケースワーカーの判断にゆだねるしかない部分や就職する際に障害者枠で就労できない部分など

周りの理解不足。判断の難しさ。

資源の少なさ(手帳、年金、専門性の高い施設、専門性の高い支援者)、支援者の中でも、精神障害者と同じ様に対応してしまう人もいる。

手帳を持たないため、年金の受給を含めて福祉サービスの利用ができないが、就労も困難で所得保障がされていない

自分がなぜ社会に上手く適応できないのかわからない、失敗経験を重ねて、被害的な思いにとらわれている

知的障がいを伴わない方は、自身の障害を受容できない。精神科に受診されているケースがあり、連携の必要性を感じる。

二次障がいの的に精神疾患を伴っているが、それに自覚できずに、より社会不適応感を増幅させているのではないのでしょうか？

集団生活など社会不適応

療育手帳が公布されていないので、制度のはざまにあり、現状の福祉サービスが利用できない問題があるのではないか。

知的障がいを伴うと思われることがある。

社会への自立を考えたときの行き場がない。

明確な理解をしていません

医療との連携

コミュニケーションの問題

・保護者の理解が薄い。・診断できる医師不足。・教員の理解不足・地域住民の理解不足などなど目に見えない障害なので日常生活において困っていることは多いと思う。

手帳の交付、年金の支給などを受けることについて困難がある。

周囲の知識、理解がなく、いじめやその他良好な対人関係が築きにくい。

年金の保障がない。本人の障害の自覚。

自立に関することすべて

大人の方より、むしろ子どもさんとのかかわりが多い事業所です(発達障害にかんしては)。幼稚園、保育園等の受け入れや就学時にどの学校を選ぶか、また普通学級に入ったお子さんへの理解など親が奮闘しなければならない

コミュニケーションの方法

手帳の交付がないことで、福祉サービスを受けられない。

周囲の無理解・誤解

個別差があります。

周囲の理解

制度利用が困難。 前の質問で「実態を把握しているか」の問いで、この地域すべての方を把握しているのではなく、相談にこられた方の状況は把握しています。把握できていない方もたくさんいます。

フォーマルサービスの枯渇

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

モデルケースがないので具体的にご本人や家族の方たちに将来像を説明することが難しい。

職員の理解不足、情報が少ない

周囲の理解がないため、誤解されることが多い。

重い知的障害を中心とした人たちの通う就労継続事業所では、一緒に支援していくことに限界があり(重度の人たちへのセクハラなど問題行動)、受け入れたものの他施設へ紹介せざるを得なかった。

利用できるサービスが限定されてしまう

知能が高く、高学歴であることが多く、プライドが高く、支援を受け入れないこと。また、職員は本人の障害も特性も分かっているので、それに合わせた支援ができるが、他の利用者はそれを知らないため、本人の特有の行動を理高機能自閉症の方の特徴を生かした職場が少ない。職場での人間関係の構築が難点。

本人の強いこだわりとそのことへの理解がなかなか得られないこと。

個別対応が原則となるが、人間的な余裕がない。

被害意識が強く、意思伝達が難しい

本人や家族の障害受容。支援の受容

知的障害者へと同じ手法の支援を拒否する人が多い

自己認知と社会性、他人想像し思うコミュニケーションが取れない 被害的意識が強い

企業の理解不足と意欲のなさ

手帳がないため、スムーズなサービス利用が難しい。

個別的に支援を進める上で、現在の支援が正解かどうかの確証が持てないこと。

担い手がいない。

現行の制度を使えない。手帳が交付されない

実際に、就労に関してのトラブルがあった場合に、利用できる福祉サイドからの支援を事業として実施できないこと

本人の自己理解、自己認識を深める事。「障害」のカテゴリーに入れられる事への抵抗があるため、支援に乗りにくい。相談して一緒に考えて行くことが難しい場合がある。情報の伝え方や、共有の仕方に工夫が必要。支援の媒体が少ない。

生まれつき障害者として認定されている人と、途中で制度利用のために認定された方には社会経験等に差があり、職員の対応も一貫したものを統一することは難しい。同様のことが、知的障害を伴わない方たちに対してもいえるのではないのでしょうか。

個々を理解しにくい

常に指導員が付き添っていないなければならない。

障がい者認定を受けていただかないと利用できないサービスがたくさんあり、ご本人への告知や認めていただくことが難しい。

当法人には、伴わない利用者はいません。

本人との健全な関係性を築くこと。ステップアップによる生活支援。

自身が発達障害と受け入れていない すべてを障害のせいにする

支援体制の不足

社会資源が活用できない。周囲の理解が得られにくい

社会資源が不足している。地域の無理解。

ご自身やご家族が障がいの受容をしにくいいため、適切な支援ができない。

ある程度自己決定ができる部分。

保護者の理解・認識の違い

現在まで、知的に障がいを持たれている方を対応していますので、知的障がいを伴わない方の対応をした事がないので、解りません。

まだ未知の部分もありますので、対話できる方は対話をしたり、支援していきながらの対応を臨機応変にしていけないといけないと考えます。

障害の理解

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

障がい特性を踏まえた上での、個別の発達段階の評価と課題の検出

彼らには彼らの文化があり、価値基準があるはずであるが、日常の中にいながらそのことを理解し、その時に必要なアドバイスや「見解」を提供すること。

本人が説明を理解はできても、受け入れることに葛藤がある。

本人や家族が障害を受容するのに時間がかかる。手帳取得に抵抗を示す。スタッフの不足。

就労支援のシステムにのれない(障害者手帳が取れない)、本人の障害受容、支援者の理解など

・障害受容や自己認知の難しさ。・公的な機関が発達障害について、無理解。・ソーシャルスキル。・目に見える障害ではないので、周りの人に理解してもらうことが難しい。など、他にも色々あります。

本人の障がい受容/家族の障がい受容/学校との連携

本人の自覚、障害の受容

支援の受け皿がない

専門的、具体的な資源がない。

サービスにつなげにくい。

周りの理解の少なさ・特性に合った仕事内容の開拓

本人や家族の認知。状況判断の困難さ。

家族の協力

学校や公的機関等に相談することはできるが、SSTなどできる機関がほとんどなく、なかなか先の見通しをもって支援できない。

市町における相談事業などが周知されていないため、発達障害者支援センターや特定に関係機関にニーズが集中し、パンクしやすい状況になってしまうこと

就労支援と限定した場合、①障害者手帳取得と障害者雇用制度の納得、②精神科症状との付き合い方、③相談の予約を守れる等の最低限のルールが理解できない場合がある、④相談で決定したことが次に生かされない知的専門で施設を運営していたが、3障害を受け入れることになり、ニーズが出てきているが職員が対応していくのに苦労してる。勉強の機会が必要。

①生活を支えるためのサービスが少ない、②発達障害への理解が進まない、③連携して相談・支援が行える機関が少ない、④知的障害を伴わない発達障害の方々への支援ノウハウが十分に蓄積されていない

潜在的な人数の多さ、支援者の少なさ

発達障がいを診断されてもサービスが少ないので相談だけで終わってしまう。二次的障害が発生していることが多く、支援にかなりの時間がかかる(年単位)。周りの人が理解していただけない事が多々ある。

福祉サービスは利用できるものが増えてきているが、国や県の制度を利用した支援をおこなう際に、障害者手帳が必要な場合があるので、困ることがある。

経済的な問題と就労の問題。

常に1対1の個別支援を求められ、対応できないこともある。

周囲の人たちに理解を得ること。本人の納得する環境を用意すること。

働く場の提供とそのサポート。

母子分離できていない人が多い。(母共に)家族への働きかけの方が本人の支援よりも必要になることが多く、どうしたらいいか分からなくなることが多い。(家族への発達障がいへの理解)

発達障がいを隠していること

支援度は高いが、障がいとしては軽く見られていること。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

・支援人材の不足

うちの施設にはいないので分かりません。

本人と信頼関係を結んで支援していくことが難しい

前項に同じ。

社会性の獲得。集団凝集性。一般常識の般化。

支援する側の知識・技術不足

二次的障害の出現。

個別によるため、一概には言えない。

個別であるという点で、他の障害と同じである。

当所ではケースの件数自体が少なく、支援の方向性、あり方がはっきりしていないこと。

把握していません。

支援スキルの未熟

いかに社会資源を作っていくかが課題。(地域内に資源が少ない)

本人への障害の告知と、告知していない人に支援センターの職員が会うまでの機会の持ち方で苦労している。合わせて、成人した人の発達障害の認定が難しいと様々な機関から指摘される。

日々の変化が激しく対応の仕方がわからない。

職員の一貫性ある対応ができない(理解不足)。

手帳取得の困難。程度区分で軽度に判定されるが、人間関係など実際の支援は困難であるようなケースが多い。

経験不足

支援施設が極端に少ない

これも多岐にわたると思います。

前項と同じ

コミュニケーションを全くとろうと生きているかの確認のみの支援しか行えていない

それぞれに困っている事や得意・不得意も違い、個々に合わせた対応が必要な事。

支援する公的な制度保証がない。

就職先の確保。サービス提供時における、格段の個別化(グループ活動の困難さ)

支援事業所が少なく、紹介できない。民間サービスを利用すると経済的負担が膨大になる。

意思の伝達

人材の確保(利用者に対しての職員配置が財源不足より不十分である。

長期間自分の存在を阻害視されている感じを受けていることが多い為、自己の存在を認めてもらおうと依存的傾向が強くなってしまふ傾向にあるので巻き込まれることが支援者側に起きる事がある。

発達障がいと診断されている方のうち、知的障がいを伴わない方たちを支援していく上で困っていることは何ですか？

ご本人・ご家族とも、障害の理解と受容の程度に差が大きい。告知を受けず別の診断名が伝わっていることも多い（うつ、神経症、統合失調症、等）

本人の障害の受容

資源不足。

よくわからない

把握できていない。

周りの理解度やサポート体制

まだ十分な知識や経験がない、連携する機関や資源の不足、家族の理解が十分ではない

関りを持ったことがないため、想像が及ばない。

コミュニケーションの支援

周囲の認識不足

発達障がいと診断されている方はいないが、推測するに、そうした方々は主に知的障がい者の方が利用されている当事業所のようなサービスの利用を敬遠されるのではないか？

注意欠陥多動性障害があるが周囲の無理解により腹立つ方々がいる。

わからない。

受け入れられない。

実態はありません

スタッフの専門性

本人がどんなところが困っているのかわかりづらい

施設利用者がいないので分かりません。

支援体制を構築していく際の関係者間のコンセンサスを図ることが難しい。また、行政の財政的な問題もあるように思う。

どう判定していくか。

相談できる場、日中活動の受け入れ先の確保が難しい。

社会的スキルを図ること

手帳がないと使えないサービスがあること。

自分の世界の中にはいってしまい、その世界の同意者でないと排除される。

不明

他者への働きかけなど解決しにくいものが多い

円滑な意思疎通 本心がわからないときがある

制度利用が困難なため使えるサービスが少ない

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

生活保護や障害年金などの社会資源の早期活用

社会福祉士会と連携をとって成年後見制度の理解と活用を勧めたい。GHCHの整備を進めたい。

成年後見制度の活用と後見人の育成（報酬単価が低すぎる）。

ケアホームやヘルパーを利用しての生活の基盤の整備。

現在の課題でもあるが、介護保険と自立支援法の狭間にいる高齢障害者でも入居できるGHやCHが必要であると考えている。

特に準備はない。GHや、居宅援助による一人暮らしも可能では。

地域の啓蒙や社会資源（GH）づくり

利用者の中には、精神保健福祉手帳と生活保護で暮らしている方もいますが、年金や所得の保障がないと生活は困難です。必要な、且つ出来ることがあればグループホームなどや生活支援の手立てを準備したいと考えています。

権利擁護事業や後見人制度とグループホームやヘルパーの組みあわせによる生活支援と就労移行支援事業、就業生活支援センター等との連携による経済的な自立支援

とりあえずケアホームの整備

本当に困っている。難しい課題で、個別性が高く通り一編の支援では地域生活支援が、うまくいかない

知的を伴わない発達障害者の人用のGHの設置。制度設置。財産管理の設置

個別性が高く、一概に言えない

本人を見守るサポート体制が必要

ケアホーム

後見人制度

成年後見制度等利用

発達障害に限らず、高齢の親を持つ障害者の将来の問題は大きな課題である。たとえ一人になっても地域で生活できる基盤づくりが急務だと思う。

その方の支援者が、親のみであった場合、「親の死」が「その方の死」に直結すると思う。その前に、支援者・理解者の確保をすべきだと思う。

グループホームでしょうか。

経済的に自立させてあげたい

地域の中で暮らすべき。そのために地域理解のための具体的支援として、共通のコミュニケーションボード・SOSカードの地域への配布

生活の安定（衣食住の確保）・本人が、上手に支援を活用できるベースをつくる。

親亡き後にどれだけ自立できるかを目標として支援を行っている。「自立」の観点を説明し、「自分らしく自己責任で」生活することができるよう、作業や就労支援だけではなく、自己管理においてもサポートを進めている。

自立支援協議会でも課題になっている内容であるが、具体的な対応方法ははっきりしない

現在は考えていません。

急激な環境の変化で負担が大きくなるよう、特性に応じたサービスを組み立てて生活が安定しているうちからプログラムに沿って準備しておくことが必要と考え、発達障がいをお持ちの方への生活支援の知識を有したスタッフによる生活介護のサービス展開を検討中。

「親なき後」は障害者の最大の問題点ですよね、しかし、人間として痛みを良心的に感じ取り良心的に適切に対応してくれる支援者がいることを信じ、支援者を養成し・・・と進んでいきますように心より願っております。

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

制度改革も含め、法人が運営しているケアホームの質の向上に託して受け入れを行いたい。

経済的自立

生活全般のケアをしてくれる施設に移すべきだと考えている。

親も心配が先立ち、「責任」を感じて親から離れさせない傾向にあるように感じている。親と離れて生活する練習をグループホーム等で行うことが有効か。

成年後見制度 地域でのネットワーク作り

そのまま、地域で暮らせるような社会資源を考えていく必要がある。

住居の確保が急務である。

日ごろから要望を聞き、そのときに備える

成年後見人制度を活用したいと考えています。今後、当法人で制度を学び少数で制度を活用した活動(事業を)検討している。

地域の中でのグループホーム・ケアホームなど、地域の方たちとの支えあいの支援が出来ると良い。

地域での関係機関との連携。

GH・CHの利用・収入の確保

成年後見制度の充実。

ケアホームの準備を進めています。

ケアホームの早期実現に取り組んでいます。

グループホーム等の整備を早急に進めるべき。

現状ではグループホームへの入居を進めています。

後見人制度の整備拡充と高齢者医療・福祉の中での生存権の遵守。

「将来像を抱けない」という障害特性から考えるに、本人に準備をして頂くのは非常に難しい。但し現状では生活保護を受給しての単身生活が理想ではある、全く社会とのかかわりを持つことなく生活していけてしまうマイナス面も懸念される。現実問題としては「親亡き後」は入所施設でかなりの我慢を強いられた生活を送るようになるのではないかと心配である。またそのために準備していることは今は無い。

グループホーム等での共同生活

「親は先に死ぬ」ということを本人と家族が、十分に理解し、かつ納得し覚悟するように促すこと。

生活介護・グループホーム

地域力の育成、グループホームやケアホームの充実

生涯にわたって、身近に相談できる人が必要であろう。一人で生活したり、家族を持つ場合もあると思われるが、細々とした生活上の問題に対応しきれないであろうと予測される。法人として特に準備していることはない。

発達障害に特化したグループホーム、ケアホームの開設が必要(親の会で設置を検討中)

共同生活支援事業に取り組む。

必要な支援を受けて、本人の望む暮らしを実現すること

①ケアホーム開設準備 ②短期入所事業を活用しての宿泊体験の実施

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

グループホーム、ケアホームの準備や成年後見制度

ケアホームの設立

現行のサービス内容では行き場所のなくなる方が増えると思う。

グループホーム、ケアホームを充実させ、法人全体で支えていくことを検討している

成年後見制度の活用

検討中です。

ライフステージに応じた支援の構築・行政の責任ある一貫した支援ができるように。

ケアホーム等で、専門知識をもったスタッフが支援できる、報酬背景とシステムがほしい。大規模施設に入所することがないように本人の望む場所や地域で支える資源がほしい。親が元気な内に様々な体験ができるように機会を作っていく。在宅の方を地域生活体験事業(県単事業)で受け入れている。

身近な地域での支援者と福祉サービスが必要

これは、発達障害者に限った課題ではありません。逆に、知的障害者全般と比較すると、成人期移行に親世帯と分離している高機能広汎性発達障害の人が多いことから、知的障害者の親亡き後の対策ニーズが高いと思われます。

専門性を持った職員が支援するグループホームの建設を考えています。

成年後見人制度、権利擁護事業の活用

一人暮らしできる人もいると思うが、発達障がいを理解した生活支援センターは必要であると思う。またケアホームなどの整備も必要だが、知的障害のない発達障がい者は現行のサービスに乗らないので利用できない。精神のサービスを利用しても合わない事がほとんどで、サービスとして成り立っていない。

自立度の高い方は、地域での自立生活が(支援体制があるもとでは)可能であると思われるが、自立度の低い方への支援(生活介護の度合い等)については、まだ不明である。

・権利擁護(成年後見制度など)・主たる支援者の確認、確保

経済的支援の必要性和就労支援のあり方。

経済的な保障。

権利や金銭について安全安心のある生活を準備する必要がある。成年後見制度や社会福祉協議会による金銭管理サービスなどを有効に利用するとともに、不安を相談できる対象が必要。

親亡き後のことを話す機会があまりなく、また、親の本心が分からない。

漠然とですが、グループホーム・ケアホームで支援を受けながらの生活や、一人暮らしの訓練をご両親のいる時から行なっていくなど事前に準備していく支援に予算がつけば・と考えています。

地域の中での支援体制構築

・生活スキル向上のための支援 ・就労機会の充実(工賃確保)

今後、住まいの場所を作っていく予定。

既にそのような事例を支援しているため、そのような経験を生かし養護学校や親の会で講演会をして情報を提供、準備の支援をしている。

出来る事を増やし、自立に近づいてもらう。

経済的に自立できるように職業リハビリテーション、企業マッチング、完璧な職場へのフォローアップを行っている。

こちらで準備していることは特にない。「親亡き後」の生活の場、就労の場の確保。また、成年後見人等の管理する人の必要性。

発達障害に限ったことではない。

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

発達障害に限ったことではない。

発達障害に限らず、相談者の親が持っている一番の不安は「親亡き後」であることが多い。そういった相談時に提示できる法的、あるいはインフォーマルな資源についての情報提供が必要と考えている。

経験不足です。

既存の制度でも利用可能にする

課題だと思う。兄弟姉妹の協力、家族がいない方への支援が課題。

発達障害者の認定の基準の明確化と相談支援事業所や行政が早期からかかわりを持つ事が必要となってくる。

グループホームやケアホームで地域での暮らし。独り暮らしの居宅サポートの充実。後継者(きょうだい、親戚)へのサポート強化。

グループホームの地域点在。グループホームから真の自立への移行に向けた支援。

難問です。

家族は大切な支援者ですが、いまだに「親亡き後」の質問が出ることに憤りを感じます。この国の現状を物語っていると思います。自閉症スペクトラムの方の親は相当数(ある本によると7割程度)自閉圏内の特性をもたれているらしいです。「親」にも支援が必要な方がいるのではないのでしょうか。

まずは、身近に相談できるところとして相談支援事業所に繋ぐこと。コミュニケーションをとることが難しい方もいるので、その当事者との関係作りのためにも早期に行なうようにしています。

理解者による見守りチームの継続的見守りにつきる

独りでは生活が難しい為、自治体や地域で生活支援の場を提供し、定期的に訪問して準備をしておく必要があると思う。

将来的には安心して入居できるグループホームが必要と感じているが、人的余力がなくてまだ準備までこぎつけてはいない

施設と、本人との連携を強め、生活を守る。ケアホーム、グループホームなどの利用、入所施設の建設をぜひ強めたい。

グループホーム(共同生活介護等)が、組織的に支援が出来る制度に充実する必要がある。

徳島県では施設での生活しか選択枝がないことが問題。

成年後見制度を利用し他機関と連携をとり支援して行く。

少しでも社会性・生活技能の向上をしていける様にSSTや個別的な支援計画に沿った支援をしています。

グループホーム設置予定

準備していく必要があると思われるが、まだそこまで発展していない

施設で住まいの準備を考案中

自立した生活を送れるような保護者の人も安心して当事者が衣食住を確保できる仕組みがあればと感じています。

グループホーム等の活用。また、自宅で暮らすのであれば、ホームヘルパー等の生活支援体制の強化・充実を図ることが重要。

専門性の高い多機能型施設へのケース紹介(本人、家族を含めてのケース会議実施)等。政令指定都市な為、周りの資源は割と整っている方だと思うので助かっています。

今後の課題としています。

就労支援の充実と生活支援のための制度の整備

知的障がい者の方に対するグループホームのようなものが必要だと思います。しかし、単身生活を希望される方が知的障がい者の方以上に多いと思われるので、単身生活をサポートする仕組みの構築(所得保障の問題の解決

「親亡き後」の発達障がい者の生活をどのようにお考えですか？ また、そのために準備していることがあればお書きください

現行の共同生活介護事業、援助事業において高齢化の対策は非常に厳しい。

公的な助成制度が必要

金銭面で充分、余裕あるように

受け入れたことが無いのでわからない。

スタッフの育成と機能を持ったグループホーム等に対応できるようになればと考えています

地域で支える環境を整える。発達障がい者にかかわらず同様。

親が支援していた部分、一人暮らしができるかなど生活面の支援を早めに取り組んだほうがよい。

GH等の居住支援と生活基盤の確立のための収入確保のための施策の推進が必要である。当事業所は主たる支援対象が知的障害者であるため直接関わることはありません。当市の障害者基本計画では発達障害者についてきちんと仕事も定着して、住まい、仲間も確保した上で生活できるようにするケアプランを関係者で立てておく。また、成年後見制度の利用も検討しておくこと。

兄弟姉妹との連携と協力体制の確保、グループホームや福祉的就労の場の確保。準備については、親が生きているうちに支援サービスを確保していく。

個別に対応した移行支援

自宅で日常生活を送れるよう習慣として受け入れてもらう。

積み立てを行い、生活に困らないように支援している。

活用できる資源をフルに活用する 保護者の理解、当事者の理解

法人で運営している入所施設を紹介している。

キーパーソンがいなくなると本人の生活がぐずれてしまう可能性が高い。親がいるときに「親亡き後」の設計をたててもらい、成年後見制度の説明を行い早めに利用を促している

(相談あれば)成年後見の紹介・説明・斡旋

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

日割り計算を見直してほしい。長期で居られる事業(生活介護・就労継続など)の報酬単価が低すぎる。

①報酬単価が低すぎる②日割り単価による不安定な運営③認定区分が実態に見合っていない。低くでしてしまう。

1・本当に障害者が自立した生活をおくる事ができる方法を支援して欲しい。 2・就労などといわれてもそれ以前の事業所へ通えていない方々への支援(電話や訪問で手一杯の支援、アプローチをしている)ことへの理解が何一つ報われない。 3・管理者とサービス管理責任者を兼務し、現場にタッチしないといわれても、職員の休暇等確保のためには、また、工賃増設計画のためにも仕事を次々取るしかなく、現場に入ることが多く余裕が少しもない。支援者側の支援も考えて欲しい。

障害区分の判定時に、精神障害についての項目が明確ではない。区分認定する調査員の質がまちまち。低所得者の減額措置があるのはいいが、個人個人が通帳の残高まで提示しなければいけないのは、いかがかと思う。少なくとも、提示しなければならない本人たちの気持ちを考えた窓口対応をするよう指導してほしい。そもそも、就労継続については働く場になぜサービス費を払わなければいけないのか、利用者にとっては複雑である。事業所の収入を確保すればいいのでは。

精神科病院等へ通院していなく、障害者手帳を保持していない高次機能障害者や発達障害者の訓練等給付費サービスの利用。

各事業、報酬単価の問題やマンパワー不足を解消する動きが必要だと考えられる。

日割り制度は職員の報酬の日割りにつながり、専門性の欠如を生みかねない。教育・福祉・医療への成果主義の導入は見直すべきである。

障害者自立支援法は、出直しが私どもの意見。公費抑制をやめて、発達障害者や高次脳機能障害者、難病患者など分け隔てなく対象とすべきです。利用料は取るべきではない。事業者がきちんとした運営が継続出来るように報酬を根本から見直すべきです。

障害認定区分の見直しと単価の引き上げ。インフォーマルな支援に対する経済的支援の法制化。小規模作業所等の小規模事業への支援

三障害プラス発達障害とするべき。障害程度区分の尺度を工夫するべき。

とにかく制度に事務量が多く、直接支援に影響で出ている。利用者支援そのものが鐘勘定になっている。

知的障害を伴わない発達障害者が使えない制度が多い。他にはたくさんありすぎてかけない。

中軽度障害者にとって非常に利用しづらく、運営・経営面も中軽度の人を預かると施設が成り立たない

障害者判定区分の障害者判定区分システムと調査員及び審査会メンバーの力量の問題

介護保険との統合を目指さない

人的・物的資源の不足。特にヘルパーの確保対策を早急に講じないと、地域生活が成り立っていない。

理念は大変素晴らしいと思うが、福祉サービスの利用者・事業者の実態とそぐわない点を是正して欲しい。

報酬単価が低く、介護従業者が不足している。

単価の見直し・サービスの充実

工賃を頂きながら一部負担金を支払うことは「労働」の観点からすると矛盾があるように思われます。また、就労移行支援として優秀な利用者を外部に出すことは施設の損失に繋がる仕組みとなっているため、本人・家族・経営者が消極的になっている原因となっています。作業所による立場をもっと明確にし、建前だけでない理念に基づいた運営がしやすいようにしてください。そして、障害者と呼ばれる人々が地域の中で当たり前のように暮らせる世の中になるような法律にしていただければと願っています。

利用者負担を撤廃すべき 報酬単価の見直し 就労継続支援事業において、工賃アップのみにこだわってほしくない

報酬単価の見直しを含めた改善をお願いしたい

生活への不都合に対する判定基準をもう少しきめ細かいものにしてほしい。サービスの利用基準に柔軟性を持たせてほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

私どもはこのこの自立支援法での就労継続(B)型に移行しまだ2年目ですが、共同作業所での3年間より職員への報酬もアップ出来ました。理事(施設長・サービス管理責任者)の報酬はやや多めの様ですが、目くら経費も多々あります、又、事業所改修の借金もあります、大勢の人生を担う事業所としてお願いしたいことはあまり制度を変化させないようにして頂きたいと思うのですが・・・そして、私どもはもっと広い作業スペースが欲しい！もっと広い休憩室を用意してあげたい！と願う気持ちでいっぱいです！公的な支援が是非欲しいところです。

報酬単価のアップ。就労部門の職員配置のアップ。

定率負担・給付費基準等の見直し、施設人員配置基準の改善など

細かな点は随時、利用者やサービス提供の状況に合わせて見直しをしていかなくてはならないと思いますが、サービスを細分化したり、選択性を高めたり、地域化が計られたりと目指して生きたい方向は理解することが出来ます。但し、それらすべてを充実して行うためには、国、市町村単位の予算額、お金のボリュームに対して不安を感じてい

必要サービスが必要な分、受けられる体制を築くこと。サービスに対する適切な代金を支払うのは(人として)当然であると考えます。しかし、「その支払能力に応じた負担かどうか？」は考え直すべきと感じている。

手帳がなければいけないこと、負担を求めること、サービスの制限、地域格差。利用者のみならず支援者のことを考えてもらいたい

利用対象者の拡大

一律1割負担ということがおかしいと思う。サービス内容によって変えていく必要がある

一律に1割負担はおかしい。授産施設などそぐわないサービスもある。

定率負担をなくしてほしい。地域生活支援事業で地域格差をなくしてほしい。

報酬単価の見直し、人員配置の見直し、自己負担の撤廃。特に、就労継続支援事業の利用に関しては、利用者の方は、「働きに来ている」という意識が高い。「働き」に来て、利用料を支払うということの矛盾だらけだと思う。

1. 利用者負担さらなる軽減見直し 2. 事業所の報酬単価の見直しと、支援者の配置基準の改善～特に、サービス管理責任者の選任(兼務を認めない) 3. 管理者・事務員・サービス管理責任者の人件費を報酬単価として明確にする。 4. 就労継続B型の授業者の配置基準の改善 5. 共同生活介護事業所の家賃への補助を付ける等。

どうなのでしょう。法律が決まったからには、それに乗って支援していかないと・・・と思っています。国も財政的に厳しく障害者自立支援法を施行したのだと思います。

利用者への応益負担はよくないと考えています。

事業所の報酬単価を上げて欲しい

しんぷるなものにしてください。

ともかく抜本の見直しをお願いしたい。

本人とサービス提供側との契約で、自由にサービスを選べるようになってはいはいるが、現状それ程の選択肢(受けられる社会資源)は存在していない。また分業化(生活介護施設やヘルパー事業所など)されたが為に本人の生活全般に対して、以前のように責任を持ってもらえる処が無くなり(かつての福祉事務所)、サービス提供側が「出来ない症候群」になってしまっている。また福祉サービスは「人材」がなにより宝であるのに、その人件費が非常に安く、予算や提供報酬も適切なものにして頂きたい。

・訓練給付費の単価が低い。・日単位ではなく月単位での算定ができる。・利用者の負担をなくす。

障害年金がどんどん目減りしています。施設に入所したら年金だけではやっていけず家族に負担してもらっています。

とにかく人材不足。専門性を要求されているが、現在の給与体制では自立支援法が期待する人材は集まらない。福祉を職員の犠牲的精神のみに依存するのは問題である。

発達障害者も意識した支援体系を考えて欲しい。

障害程度区分の認定項目について/各種福祉サービスの単価設定の低さ/自立支援協議会の運営について

①障害程度区分に客観性がない。認定調査には、事業所での実態も勘案すべき ②生活介護、就労継続支援B型等、日中活動を統合し、わかりやすい体系にしてほしい。③職員が継続して働くことができるだけの給与を保証してほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

日割り給付 報酬額の低さ

本人本位のサービス作り、ASへの支援等

報酬単価の見直し 職員の待遇改善

GHなど単価設定が低すぎる。市の自立支援協議会の認識に温度差、地域差がありすぎる。

国の給付単価が安すぎる。3障害を一元化しても事業所のサービスは限られる。利用者ニーズに合ったサービスが少ない。運営が厳しく自立支援法に限らず福祉に対する将来展望が望めない。

事業者に対しては、報酬単価の引き上げ、月額報酬に戻すことが必要である。人材難を解消しなければ、よりよい支援体制を築くことはできない。障害者に対しては、複雑になりすぎたサービス体制を再編し、わかりやすいシステムとなるようにする必要がある。また、申請方法も改善する必要がある。

対象障害の範囲の見直し・国の責任の明確化・報酬単価の見直し・区分認定のあり方の見直し

1利用者が使いやすいサービスに、事業者がきちんと人材を確保し環境が整備できるように、単価をみなおしてほしいと思います。

障害特性に応じた基準の見直し。Q3・Q4・Q7・Q11は削除してください。

日中活動の日額制には賛成。居住サービスの日額制は反対。障害程度区分を「社会モデル」へ。障害が重い＝高負担のシステムを見直す。ケアホーム等へ手厚い報酬と配置基準を。

現場の意見を反映してもらいたい

発達障害者が福祉サービスを利用しやすいように、法での位置づけを明確にしてください。

報酬単価がこのままであれば多くの事業所は運営が困難なため持続できないと思われる。このような事態が起こった場合、利用者はどこに通えばよいのだろうか。また区分認定、自己負担など卓上の論理では福祉が無くなってしま

障害を持つ方が安心して暮らせるように、今後も事業を拡大し、所得保障ができるようにします。

発達障害を明確に、障害者の範囲に位置づけること。市町における発達障害の支援の責務などを明確に、かつ具体的に進めること(平成17年度から児童福祉の一次相談は市町が行うことになっているが、発達障害の人数から考えると当然方向で進めていくことが重要であると考え)

福祉から自立への視点と骨子は大切だと思われまます。現在のサービス事業所や当事者・保護者団体からの運用上のクレームにより改定すべき箇所はたくさんあると思われまますが、当初の理念が完全に骨抜きになってしまうのは避けてほしいと思います。

報酬単価の見直し。サービス管理責任者の人数制限緩和。それぞれの障害者に合わせた上での区分判定。

まずは「障害者自立支援法」の抜本的な改正が必要。廃止にしていきたい。

障害程度区分が発達障害や精神障害の場合、現在の調査項目では実態が反映されない。運用に弾力性がないためどのサービスにもあてはまらない人達が大勢いる。生活訓練など利用期限が区切られているものに関しては、終了後どこかのサービスに移行できる方ばかりではない

①発達障害を対象として位置づけること、②他の三障害と同等のサービスや社会資源を整備することとする、③その際には、発達障害の特性に配慮したサービスや社会資源とする、④応能負担とする など

報酬についての見直し。利用料について再度の検討。一割負担が適当な人は少ない。

直接的に当センターと関係ないですが、就労移行支援事業所の施設側が障害者を押し出す力(＝一般就労に結び付けていくために送り出す力、送り出し後の新たな利用者の発見・確保・利用へのつなぎ)について、施設側が継続

年金未受給者にとって、自立支援法の応益負担部分の負担が重い。

発達障害者も対象にすべき。診断を受けるまで苦しみ、障害者の枠組みにも入れてもらえないことで、当事者が苦しんでいる。所得保障。支援の担い手を増やすこと、専門家の支援が必要。

サービスを利用することにより金銭を支払うことが本当に当然のことか考え直す。必要な時に必要なサービスが受けられるようにする。

生活の場所・就労の場所。最低でもこの2つについては、一生保証してほしい。

利用者負担の軽減。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

施設側も襟を正す必要を感じます。利用者の応益負担については、憲法の国民の生活を守る義務に反していると思います。又利用単価による報酬単価があまりにも低く、運営がとても困難です。

三障害を一元化することが今後の支援に阻害要素を排除することが必要と思われる

地域福祉を充実させるという意味では重要な法律。しかし、人員配置など現実に即していない面もあり、従事者は肉体的にも金銭的にも苦しい環境で働いているので、適正な人員配置と報酬に見直してほしい。

・報酬単価の引上げ ・利用実績評価主義の改善 ・社会資源活用の自由度を高める(行政財産の活用) ・施設整備等に対する補助 ・自立支援協議会の開放と育成

もう少し利用単価を上げて欲しいです。

・重度の障害者に対する十分な支援(24時間の生活介護が可能な体制)・訓練等給付における通所の日額制を月額制にして欲しい。

自立＝就労という形になっているような気がする。それも一般就労となるとかなり難しい方もいる。特に精神障害者や身体障害者においては自立支援方の訓練等給付へ乗らない方も多い。

分かりやすい制度転換・就労移行等の期限付き制度の見直し、単価の見直し

応益負担は廃止してもらいたい。報酬の日割りを考えてもらいたい。事業体系についても考えて欲しい。

社会保障審議会障害者部会での最終報告にも、発達と高次脳を対象としていく方向で明記はされているので、今後、さらに充実した施策が期待できる。

利用者負担については、さまざまな軽減措置が図られているが、もっとシンプルに利用者にわかりやすくするべきだと思う。

就労支援施設の負担金があること、応益負担、単なる実績のみで経営することは実際に不可能、

地域生活への移行が進むような施策にしていくべき。日割り、利用者応益負担はサービスの質の向上のためには必要と思っている。所得保障と適正なサービスを受けられるよう見守る支援ができる体制をしっかりとつってほしい。ケアマネジメントは必要。

自立支援協議会等ですでに要望中です。

より良いサービスの提供のため、改善、開発していくべきことは多いが、日々の業務をこなすだけで精一杯の状況。求められている事に見合った報酬がなければ十分な人件費が賄えない。

まだ模索中です。

特に発達障害の方を受けの場合、職員配置基準の見直しと報酬単価の見直しが必要。

廃案

利用者の負担が大きいという事と、事業所の職員の生活も厳しいという事が大きい。職員としては、家族を養っているのは非常に厳しい。

自立支援法の中でサービス利用を行うときに手帳の保持が原則から外れ、手帳のない発達障害者もサービスを利用できるようになっているが、手帳のないものへの支援が曖昧になってきているため、その点の明確な基準がほしい。また、職員待遇の面でも安定して福祉専門職として働き続けられるような社会になってほしい。

特に発達障害の方をA型で雇用していくには、職員配置基準及び報酬単価の見直しの必要性がある。

個人負担は不要。現在の給付のあり方では、人件費が捻出できない。

運営法人の財務圧迫による、従業者の賃金低下による支援者離れが進んでいる。この状態が続けば、近い将来(5年以内に)、障がい者福祉サービスは、必ず崩壊する。

障害程度区分の見直し

有期限の撤廃。単価アップ。日払いでなく月払いに

いろいろなアンケートが回っております。意見はかなり出て集まっているのではないのでしょうか。

よく当事者の方に言われることがあります。なんで居場所や働きに行くのに、利用料を払うのかと。そう言われるとなんと答えられませんでした。

自己負担額の撤廃

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

訓練等給付の就労支援を行っているが、一人の障がい者に一人の指導員が必要な重度の方も居り、その為に職員を配置したいが、欠席や入院が続くと収入が見込めず、雇えないのが現状です。重度の方の就労支援は考えてないように思われます。重度でも知的レベルの高い方はいますので、重度こそ支援が必要ではないでしょうか。

収入がない、または少ない障害者にとって、自己負担は重荷である。また重度であるほど負担が大きくなる制度はあらためられるべきだ

報酬制度の見直し

改善点ではダメ。応益負担を強いる自立支援法は廃止すべきです。

障害者の福祉を高年齢者福祉と違うものとして認識し、発達障害や軽度への支援も重度の方への支援にも匹敵して難しいことを勘案していただき、障害の軽重で報酬に差をつけるなどという間違いを繰り返さないでいただきたい。また、所得保障がまだまだ充分でない障害者の方に社会の責任で行うべき福祉サービスの自己負担を強いるなどいう、苛烈な施策は早く改めてもらいたいと思います。

給付費が低い利用者満足いくサービスの提供ができない。

サービスの利用料上限額の設定について。

一部負担金を無くしないと生活できない。事業者に対しても補助金を復活させないと、従業員を確保できない。

就労移行支援の位置づけがわからない。機能していない。

私共は障害者支援施設ですが・・・介護他福祉事業に対しての給付金が低く好ましい利用者への支援が出来ない状態である。特に多種の事務処理作業が妨げになっている。

訓練等給付における事業のうち、有期間利用が設定されているものの再考。

支援者側の不足を補っていけるような育成やまた専門性のある支援者への地位向上をしていけるような改善をしていかなければいけないと感じます。

・相談支援(サービス利用計画作成費)の対象者が限定されている。・相談支援専門員とサービス管理責任者との役割分担を明確に ・支給決定以前の相当期間の相談部分を何かの形で報酬に反映させる仕組み作りを ・支援員の質の担保がなされていない ・相談支援専門員やサービス管理責任者のレベルアップ ・訪問系のサービス(居宅介護、自立訓練(生活訓練)の訪問)の報酬単価の改善(完全な個別支援に対する正当な評価を) ・早期の福祉改革を

利用者が使いやすい、また使いたいと思える内容にしていきたい

利用料が高いことが問題、工賃を高く払えない

利用者の利用単価を増やして欲しいです。

報酬単価の低さ。事業所の資金不足により人材の確保が困難な為、福祉サービスの提供が不十分である。

給付費の単価を定額+単位数という形にさせていただくと、運営がし易くなると思います。就労支援B型の場合21年1月現在481単位なのですが、一人当たり(もしくは施設当たり)の一定額の増額を見込んでいただけると運営の安定が図りやすいと考えます。

就労継続支援A型事業利用者の有給利用に対するサービス利用加算体制を検討願いたい。

サービスを提供する側のスタッフの報酬が低すぎて、良い人材が集まらない。利用者よりもスタッフのほうが生活レベルが低いことは決して珍しくない。サービス提供者側の生活のことも考える必要がある。

本人の望むサービスと実際に使えるサービスとの間に開きがあるため、区分認定調査を含めて抜本的な改革が必要。

利用料の一割負担は、全員一律ではなく収入の割合に応じた費用とすべきで障害の重い方々がいろんなサービスを受けなければ地域での自立生活が成り立たないのにサービスを利用するたびに負担額が増額することは納得で

応益負担ではなく、応能負担へ。

就労の位置づけがなっていない。応益負担はおかしい。事務作業ばかりが煩雑になっている。

本人負担をなくすべき。日割り請求を区分による月報酬にすべき。行政が障害者や施設の実態をもっと把握してほしい。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

障害特性を考えると、利用者規制が厳しい気もします。また発達障害者においては、精神障害者の特製とは異なり、継続性・こだわりも考えられますが、手帳が取れない為ハローワークさんでの障害者窓口で使えない人もいます。職種次第では、当てはまりそうな方もいるので手帳は取得できるようになるとありがたいと思います。

「自立」つまり、自立、つまりは、「自分でしなさい」という考え自体に問題があると考えます。

地域格差の是正、報酬単価の見直し、障害程度区分による利用制限はどうかと思います

報酬単価のアップ。応益負担の廃止。給付費の日払い制の改善。請求事務の簡素化。地域生活支援事業の地域格差の是正。障害者程度区分の見直し。

コミュニケーションに配慮が必要な発達障がいを受け入れるには、その人員を評価した報酬単価の設定が必要です。また、発達障がいに関するワーキンググループを地域自立支援協議会で設け、支援ノウハウの蓄積・共有を行い必要があると思います。

発達障害支援についても社会モデルの枠組みに入るように制度を改善してほしい

日額制の見直しを強く希望します。

①障害程度区分によるサービス選択自己決定権の阻害(サービスの選択は適切なケアマネジメントに基づくべきである)。②障害程度区分判定の仕組みが知的障がい者の特性を反映するものになっていない。③サービス報酬単価の低さ、良質な人材の確保・維持・育成の困難さ、日額制による経営基盤の脆弱さ。

標準利用期間の撤廃(就労移行支援、自立訓練(生活訓練)等)。出来高報酬撤廃(人員の確保が困難)。

就労移行支援の2年枠の緩和。3年ぐらいは必要。IT訓練への助成措置。

応益負担できない人がいる

施設利用料の撤廃。施設報酬単価の引き上げ。施設利用要件の緩和。

全体的に矛盾点を見直してほしい。障がい者にとってどんな社会が必要なのかをもっと理解してほしい。あえて一つだけ言うならば、負担金は無くすべきである。

障害に見合った尺度による程度区分認定が出来なくてはと思います。

利用料等自己負担の軽減、安定したサービスを提供できるシステムが構築できていくようにしていくためにも、国が施設に対して補助等を行うことが必要。

発達障害者も自立支援法のサービスを使える枠組みに入れたほうがよい。

応益負担のあり方を検討し、できれば廃止をするべきと思う。

必要な人に必要なサービスが以前に比べると増えた実感はあるが、現在本当に必要な人に公平な人にサービスが行き届いているのかという疑問である。もっと、個々のニーズにあうような法整備、サービス利用要件を検討していかないとならない。

就労継続支援では利用者の工賃を利用料が圧迫しており、同サービスでの利用料負担を無くすことが望ましい。

精神の場合、福祉サービスに限り一割負担の廃止もしくは軽減措置。

日額報酬、応益負担その他

・発達障害や高次脳機能障害等の制度の狭間の人に必要な支援の量が支給されていない。・安心して暮らせるために必要なサービスを必要な量を使うことができるようにしてほしい。

自立支援法がスムーズに生かされれば良いのだが、資源不足、報酬単価の低さのため事業者が移行しにくい。

現在の報酬単価での運営では、専門職としてのエキスパートを確保することができず、支援の質が低下する。障害者が個人の尊厳を持って人間らしく生活するためには、障害特性等を理解し支援できる支援者が絶対に必要であると考えます。

若い障害者の支援は区分等で区別できない部分が多い。区切って当てはまらず宙に浮く方々の受け皿も考えて欲しい。事業者が運営できる報酬単価でなければ、何をしても崩れていっているのが現状である

授産、作業所の1割負担。

障害者自立支援法の改善点についてご意見や提言があればお書きください

当法人でとらえている問題は「日払い」につきます

報酬単価の見直しによる人材の確保。

障害程度区分の見直しと応益負担の廃止

上手に利用されています。減免など制度の把握をすれば、使いやすいです。

応益負担、認定支給の仕組み・報酬単価

サービス単価の見直し。定率負担→応能負担へ。障害程度区分が利用者の実態にあっていない。

定期的に変更がありすぎる。職員間の理解も追いつかない状況になる。変更がありすぎる上に、複雑な仕組みの法律を当事者が理解できると思えない。いつになったら落ち着くのだろうか。

ニーズと区分は連動していない。本来のニーズの程度が明らかになる調査により区分を設定するか、区分によるサービス利用の基準を見直す必要があると思う。単価が低いため小規模事業所は運営が困難。地域生活支援事業は地域間の格差が進んでいる。特に移動支援は市独自で多くの制限を設けるため知的障害の方の社会参加のニーズに応えることができていない。